

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市市税条例(第51号議案関係)(専決)	1
○ 舞鶴市体育施設条例	20
○ 舞鶴市市民交流センター条例	27
○ 舞鶴市郷土資料館条例	31
○ 舞鶴市勤労者福祉センター条例	33
○ 舞鶴市林業センター条例	37
○ 舞鶴引揚記念館条例	40
○ 舞鶴市斎場条例	41
○ 舞鶴市田辺城資料館条例	42
○ 舞鶴市立赤れんが博物館条例	44
○ 舞鶴市商工観光センター条例	45
○ 西駅交流センター条例	50
○ 舞鶴市男女共同参画センター条例	53
○ 舞鶴市大丹生コミュニティセンター条例	56
○ 舞鶴市西市民プラザ条例	59
○ 舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例	62
○ 舞鶴市手数料条例	66

○ 舞鶴市市税条例(第56号議案関係)	77
○ 舞鶴市火災予防条例	78
○ 舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	79
○ 舞鶴市市税条例(第1条関係)(第57号議案関係)	80
○ 舞鶴市市税条例(第2条関係)(第57号議案関係)	95
○ 舞鶴市市税条例(第3条関係)(第57号議案関係)	97
○ 舞鶴市市税条例(第4条関係)(第57号議案関係)	101
○ 舞鶴市市税条例(第5条関係)(第57号議案関係)	105
○ 舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第31号)	108
○ 舞鶴市農業公園条例	111
○ 舞鶴市保育所条例	114
○ 舞鶴市保育所使用条例	115
○ 舞鶴市都市公園条例	116
○ 舞鶴市公民館条例	149
○ 舞鶴市文化施設条例	157
○ 重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例	171
○ 舞鶴市介護保険条例	173
○ 舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	174

○ [舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例](#) 179

廃止する条例

○ [舞鶴市立幼稚園設置条例](#) 180

○ [舞鶴市西地区多機能施設条例](#) 181

舞鶴市市税条例新旧対照表(第51号議案関係)

旧	新
<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第3項</u>、第50条第2項、<u>第52条</u>、第53条の13第2項、第72条第2項、第98条第5項及び<u>第101条第2項</u>の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第2項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、<u>施行規則第5号の5様式</u>、<u>第5号の5の2様式</u>又は<u>第5号の6様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、<u>3月15日までに第1項の申告書を市長に提出することができる。</u></p> <p>6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合において</p>	<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第5項</u>、第50条第2項、<u>第52条第1項及び第4項</u>、第53条の13第2項、第72条第2項、第98条第5項、<u>第101条第2項</u>、<u>第139条第2項並びに第140条第2項</u>の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第4項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、<u>3月15日までに、施行規則第5号の5様式</u>、<u>第5号の5の2様式</u>又は<u>第5号の6様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、<u>3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</u></p> <p>6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、</p>

旧	新
<p>ては、第23条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合において、<u>第23条第1項第2号の者</u>に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合において、<u>新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)</u>、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p> <p>第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等</p>	<p>第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、<u>第23条第1項第2号に掲げる者</u>に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、<u>新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)</u>、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p> <p>第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る</p>

旧	新
<p>に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p>	<p>所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、<u>「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」の特別徴収義務者」と</u>、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)</u>が、<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>3 <u>内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除</u></p>

旧	新
<p>2 <u>法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。<u>第5項第1号</u>において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>第3項の場合</u>において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定に</p>	<p><u>すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>4 <u>内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。<u>第7項第1号</u>において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>第5項の場合</u>において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定に</p>

旧	新
<p>かかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び<u>第52条第2項</u>において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び<u>第52条第2項</u>において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。<u>第52条第2項</u>において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び<u>第52条第2項</u>において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。<u>第52条第2項</u>において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額の</p>	<p>かかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び<u>第52条第4項</u>において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び<u>第52条第4項</u>において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。<u>第52条第4項</u>において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び<u>第52条第4項</u>において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。<u>第52条第4項</u>において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課</p>

旧	新
<p>課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税</p>	<p>税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税</p>

旧	新
<p>税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p>	<p>標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>5 <u>第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 <u>第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p>

旧	新
<p>第54条 (略) 2から6まで (略)</p> <p>7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。)であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第2条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、<u>第48条第3項</u>、第50条第2項、第53条の13第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>2 当分の間、<u>第52条</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、</p>	<p>第54条 (略) 2から6まで (略)</p> <p>7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第2条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、<u>第48条第5項</u>、第50条第2項、第53条の13第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>2 当分の間、<u>第52条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の年7.3パーセ</p>

旧	新
<p><u>同条</u>の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第2条の2の2 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により<u>第52条</u>に規定する延滞金の割合を<u>同項</u>に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る<u>第52条</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条</u>及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は、<u>3分の1</u>と</p>	<p>ントの割合は、<u>これらの規定</u>にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第2条の2の2 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により<u>第52条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の割合を<u>前条第2項</u>に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る<u>第52条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>これらの規定</u>及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>と</p>

旧	新
<p>する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条第2項第3号</u>の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第2項第7号</u>の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第8項</u>の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>法附則第15条第29項</u>の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第30項</u>の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 <u>法附則第15条第32項第2号イ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第32項第2号ハ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>12 (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 <u>法附則第15条の8第4項</u>の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようと</p>	<p>する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>3 <u>法附則第15条第2項第6号</u>の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第8項</u>の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>法附則第15条第29項第1号</u>の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第29項第2号</u>の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第29項第3号</u>の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第30項第1号</u>の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第30項第2号</u>の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 <u>法附則第15条第32項第1号ハ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第32項第1号ホ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第32項第2号イ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第32項第3号イ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第32項第3号ハ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>17 (略)</p> <p>18 (略)</p> <p>19 <u>法附則第15条の8第2項</u>の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようと</p>

旧	新
<p>する者がすべき申告)</p> <p>第7条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条の8第3項</u>の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに<u>令附則第12条第17項</u>に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 <u>法附則第15条の8第4項</u>の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について<u>令附則第12条第21項第1号ロ</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>5 <u>法附則第15条の8第5項</u>の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに<u>令附則第12条第24項</u>において準用する<u>同条第17項</u>に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の</p>	<p>する者がすべき申告)</p> <p>第7条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条の8第1項</u>の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに<u>令附則第12条第8項</u>に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 <u>法附則第15条の8第2項</u>の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について<u>令附則第12条第12項第1号ロ</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>5 <u>法附則第15条の8第3項</u>の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに<u>令附則第12条第15項</u>において準用する<u>同条第8項</u>に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の</p>

旧	新
<p>適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>令附則第12条第30項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</p>	<p>適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>令附則第12条第21項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p>

旧	新
<p>(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第38項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第14項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第26項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第14項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p>	<p>(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第17項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p>

旧	新
<p>(6) (略)</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第8条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい</p>	<p>(6) (略)</p> <p><u>12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p><u>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p><u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u></p> <p><u>(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p><u>(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日</u></p> <p><u>(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第8条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい</p>

旧	新
<p>て法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合<u>にあっては</u>、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合<u>にあっては</u>、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>て法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合<u>には</u>、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合<u>には</u>、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>

旧	新
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)</u>とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)</u>とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)</u>とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)</u>とする。</p>
<p><u>第8条の2 削除</u></p> <p><u>第8条の3 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3(当該規定を地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定を適用しないこととする。</p> <p>(農地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第8条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u></p> <p>(農地に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p>

旧	新
<p>第9条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第10条 附則第8条、第9条、第9条の2、第10条の2及び第11条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第9条の場合) <u>あつては</u>、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(平成28年度又は平成29年度)における土地の価格の特例)</p> <p>第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土</p>	<p>第9条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第10条 附則第8条、第9条、第9条の2、第10条の2及び第11条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第9条の場合) <u>には</u>、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(平成31年度又は平成32年度)における土地の価格の特例)</p> <p>第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土</p>

旧	新
<p>地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成28年度分又は平成29年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地</u>であって、<u>平成29年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第12条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第10条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る<u>附則第8条</u>に規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは、「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成31年度分又は平成32年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地</u>であって、<u>平成32年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第12条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第10条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る<u>附則第8条第1項から第5項</u>までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは、「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>

旧	新
<p>3から5まで (略)</p>	<p>3から5まで (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (市民税に関する経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市市税条例(次項において「新条例」という。)第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。 (固定資産税に関する経過措置)</p> <p>3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(同項に規定する協定避難用部分に限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>7 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市体育施設条例旧新対照表

旧	新								
<p>(開館・開場時間及び休館・休場日)</p> <p><u>第 5 条 施設の開館・開場時間及び休館・休場日は、規則で定めるものとする。</u></p> <p>(利用承認)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 指定管理者又は市長は、<u>前項に規定する利用の承認(以下「利用承認」という。)</u>をする場合において、<u>施設等の管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付すことができる。</u></p> <p>(入館・入場の制限等)</p> <p>第 14 条 指定管理者又は市長は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、<u>施設への入館・入場を拒み、又は施設からの退館・退場を命じる</u>ことができる。</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p>	<p>(開館・開場時間及び休館・休場日)</p> <p><u>第 5 条 施設の開館・開場時間は、次の表に定めるとおりとする。ただし、指定管理者又は市長が必要と認めるときは、変更することができる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">開館・開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴東体育館</td> <td>午前 9 時から午後 9 時まで</td> </tr> <tr> <td>岡田由里テニスコート</td> <td>午前 9 時から午後 5 時まで</td> </tr> <tr> <td>北吸多目的施設</td> <td>午前 9 時から午後 9 時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 施設の休館・休場日は、規則で定めるものとする。</u></p> <p>(利用承認)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p><u>2 施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)</u>は、<u>別表第 1 第 1 項、別表第 2 第 1 項及び別表第 3 第 1 項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、指定管理者又は市長が必要と認めるときは、これらの項に定める午前、午後及び夜間の区分(岡田由里テニスコートにあっては、午前及び午後の区分)において、正時から 1 時間を単位として利用承認をすることができる。</u></p> <p><u>3 指定管理者又は市長は、施設等の利用承認をする場合において、施設等の管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付すことができる。</u></p> <p>(入館・入場の制限等)</p> <p>第 14 条 指定管理者又は市長は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、<u>施設への入館・入場を拒み、又は施設からの退館・退場を命ずる</u>ことができる。</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p>	名称	開館・開場時間	舞鶴東体育館	午前 9 時から午後 9 時まで	岡田由里テニスコート	午前 9 時から午後 5 時まで	北吸多目的施設	午前 9 時から午後 9 時まで
名称	開館・開場時間								
舞鶴東体育館	午前 9 時から午後 9 時まで								
岡田由里テニスコート	午前 9 時から午後 5 時まで								
北吸多目的施設	午前 9 時から午後 9 時まで								

旧								新							
<p>第17条 (略)</p> <p>2 <u>第6条から第12条まで(第10条第2項を除く。)</u>及び第14条の規定は、前項の規定により市長が舞鶴東体育館等の管理を行う場合について準用する。この場合において、第6条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、<u>同条第2項、第7条、第8条ただし書及び第9条中「指定管理者又は市長」とあるのは「市長」と、第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)</u>とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第11条及び第12条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条中「指定管理者又は市長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p>								<p>第17条 (略)</p> <p>2 <u>第5条から第12条まで(第5条第2項及び第10条第2項を除く。)</u>及び第14条の規定は、前項の規定により市長が舞鶴東体育館等の管理を行う場合について準用する。この場合において、<u>第5条第1項ただし書中「指定管理者又は市長」とあるのは「市長」と、第6条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項ただし書及び第3項、第7条、第8条ただし書並びに第9条中「指定管理者又は市長」とあるのは「市長」と、第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)</u>とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第11条及び第12条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条中「指定管理者又は市長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p>							
<p>別表第1(第10条関係)</p> <p>舞鶴東体育館利用料金</p>								<p>別表第1(第10条関係)</p> <p>舞鶴東体育館利用料金</p>							
施設		利用区分		利用時間				利用時間区分							
				午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後9時まで)	全日(午前9時から午後9時)	超過(1時間以上)	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	全日(午前9時から午後9時まで)			
競技場	全面利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		入場料を徴収する場合	18,000	25,100	35,300	78,400	9,000	4,800	6,400	8,100	19,300				
	その他	入場料を徴収する場合	12,000	16,700	23,400	52,100	6,000	19,200	25,600	32,400	77,200				
		入場料を徴収しない場合													

旧							新										
	催物に利用する場合	しない場合 入場料を徴収する場合	入場料額 (最高額。以下同じ。)500円未満	56,900	79,100	111,300	247,300	28,500	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	14,400	19,200	24,300	57,900			
			500円以上1,000円未満	65,900	91,600	128,800	286,300	33,000			入場料額 (最高額。以下同じ。)2,000円未満	96,000	128,000	162,000	386,000		
			1,000円以上2,000円未満	74,900	104,100	146,400	325,400	37,500			2,000円以上	100,800	134,400	170,100	405,300		
			2,000円以上	89,800	124,900	175,700	390,400	44,900			部分利用	アマチュアスポーツに利用する場合 (入場料を徴収しない場合)	競技場の2分の1を利用する場合	2,850	3,800	4,950	11,600
			アマチュアスポーツに利用する場合 (入場料を徴収しない場合)	競技場の2分の1を利用する場合	2,700	3,800	5,300	11,800			1,400	競技場の4分の1を利用する場合	1,500	2,000	2,550	6,050	
スポーツ	スタジオルーム	スタジオルーム	1,300	1,500	1,700	4,500	700	スタジオルーム	1,350	1,800	1,800	4,950					
		多目的ルーム1	600	700	800	2,100	300	多目的ルーム1	600	800	900	2,300					
		多目的ルーム2	800	900	1,000	2,700	400	多目的ルーム2	750	1,000	1,050	2,800					

旧							新						
タ ジ オ ト レ ー ニ ン グ 場	全面利用		競技場を全面利用する場合の利用料金の2割相当額					全面利用		競技場を全面利用する場合の利用料金の2割相当額			
	個人利用 (1人につき)	高校生以下	100	150	150	—	—	個人利用 (1人につき)	児童・生徒	200	200	200	—
		一般	150	200	200	—	—		一般	300	300	300	—
備考							備考						
<p>1 入場料とは、利用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。</p> <p>2 主として生徒、児童等(高校生以下(高等専門学校生を含む。)の生徒、児童等をいう。以下同じ。)が体育のために競技場を利用する場合の利用料金は、競技場の項に定める額の2分の1に相当する金額とする。</p> <p>3 その他の催物に利用する場合において、営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合には、入場料を徴収しないときであっても、入場料の最高額が500円未満の場合の項を適用して利用料金を徴収する。</p> <p>4 超過利用の時間に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上は1時間とし、30分未満はこれを切り捨てる。</p> <p>5 特別な設備の準備又は撤去のために利用する場合の利用料金は、催物の種別に応じて該当する利用料金の2分の1に相当する金額とする。</p> <p>6 開館時間の変更に伴い、利用時間を変更するときの利用料金は、この表に定める利用料金との均衡を考慮して、指定管理者が市長の承認を受けて別に定めるものとする。</p>							<p>1 「入場料」とは、入場料、会費又はこれらに類するものをいう。</p> <p>2 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。</p> <p>3 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の基本額は、1時間につき、午前9時までの利用にあつては午前の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、午後9時以降の利用にあつては夜間の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</p> <p>4 児童・生徒が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。</p> <p>5 その他の催物に利用する場合において、営利・営業・宣伝等の目的で利用するときの基本額は、入場料を徴収しないときであっても、入場料の最高額が2,000円未満の場合の額とする。</p> <p>2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</p> <p>3 特別な設備の準備又は撤去のために利用する場合の利用料金は、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額の5割相当額と</p>						

旧				新			
7 この表の午前、午後及び夜間の区分は、1時間を単位とする場合を含む。				<p>する。</p> <p>4 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、利用時間区分を単位とする利用にあつては、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額に第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とし、1時間を単位とする利用にあつては、第2項又は前項の規定により算出した額に第2項の規定により算出した額の5割相当額を加算した額とする。</p> <p>5 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの利用料金相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>6 前各項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p>			
別表第2(第12条の2関係)				別表第2(第12条の2関係)			
岡田由里テニスコート使用料				岡田由里テニスコート使用料			
利用時間 利用区分	午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	全日(午前9時から午後5時まで)	利用時間区分			
テニスコート(1面につき)	1,000円	1,000円	2,000円	午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	全日(午前9時から午後5時まで)	
備考				備考			
1 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の使用料				1 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の基本額			

旧		新																																																																	
<p>は、その時間につき、午前午後それぞれ、1時間につき 250 円とする。</p> <p>2 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利若しくは宣伝を目的とする催物のために利用する場合の使用料は、この表に定める額の 2 倍の額とする。</p> <p>3 児童、生徒等が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の半額とする。</p> <p>4 この表の午前及び午後の区分は、1 時間を単位とする場合を含む。</p>		<p>は、1 時間につき 250 円とする。</p> <p>2 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の 5 割相当額とする。</p> <p>2 1 時間を単位として利用する場合の当該 1 時間当たりの使用料は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</p> <p>3 前 2 項の規定により使用料の額を算定する場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p>																																																																	
<p>別表第 3(第 12 条の 2 関係)</p> <p>北吸多目的施設使用料</p>		<p>別表第 3(第 12 条の 2 関係)</p> <p>北吸多目的施設使用料</p>																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">利用区分</th> <th colspan="4">利用時間</th> </tr> <tr> <th>午前(午前 9 時から午後 1 時まで)</th> <th>午後(午後 1 時から午後 5 時まで)</th> <th>夜間(午後 5 時から午後 9 時まで)</th> <th>全日(午前 9 時から午後 9 時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 1 ホール</td> <td>全面</td> <td>1,600 円</td> <td>2,000 円</td> <td>2,400 円</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 分の 1</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 ホール</td> <td>全面</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,700</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td>2 分の 1</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>2,100</td> </tr> </tbody> </table>		利用区分		利用時間				午前(午前 9 時から午後 1 時まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 5 時から午後 9 時まで)	全日(午前 9 時から午後 9 時まで)	第 1 ホール	全面	1,600 円	2,000 円	2,400 円	6,000 円	2 分の 1	800	1,000	1,200	3,000	第 2 ホール	全面	1,100	1,400	1,700	4,200	2 分の 1	600	700	800	2,100	<p>1 基本額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="4">利用時間区分</th> </tr> <tr> <th>午前(午前 9 時から午後 1 時まで)</th> <th>午後(午後 1 時から午後 5 時まで)</th> <th>夜間(午後 5 時から午後 9 時まで)</th> <th>全日(午前 9 時から午後 9 時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 1 ホール</td> <td>全面</td> <td>1,800 円</td> <td>2,100 円</td> <td>2,600 円</td> <td>6,500 円</td> </tr> <tr> <td>2 分の 1</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td>1,400</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 ホール</td> <td>全面</td> <td>1,400</td> <td>1,800</td> <td>2,000</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>2 分の 1</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>		施設区分		利用時間区分				午前(午前 9 時から午後 1 時まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 5 時から午後 9 時まで)	全日(午前 9 時から午後 9 時まで)	第 1 ホール	全面	1,800 円	2,100 円	2,600 円	6,500 円	2 分の 1	1,000	1,200	1,400	3,600	第 2 ホール	全面	1,400	1,800	2,000	5,200	2 分の 1	800	1,000	1,200	3,000
利用区分				利用時間																																																															
		午前(午前 9 時から午後 1 時まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 5 時から午後 9 時まで)	全日(午前 9 時から午後 9 時まで)																																																														
第 1 ホール	全面	1,600 円	2,000 円	2,400 円	6,000 円																																																														
	2 分の 1	800	1,000	1,200	3,000																																																														
第 2 ホール	全面	1,100	1,400	1,700	4,200																																																														
	2 分の 1	600	700	800	2,100																																																														
施設区分		利用時間区分																																																																	
		午前(午前 9 時から午後 1 時まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 5 時から午後 9 時まで)	全日(午前 9 時から午後 9 時まで)																																																														
第 1 ホール	全面	1,800 円	2,100 円	2,600 円	6,500 円																																																														
	2 分の 1	1,000	1,200	1,400	3,600																																																														
第 2 ホール	全面	1,400	1,800	2,000	5,200																																																														
	2 分の 1	800	1,000	1,200	3,000																																																														
<p>備考</p> <p>1 児童、生徒等が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の半額とする。</p> <p>2 この表の午前、午後及び夜間の区分は、1 時間を単位とする場合を含む。</p>		<p>備考</p> <p>1 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の基本額は、1 時間につき、午前 9 時までの利用にあつては午前の利用時間区分による使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、午後 9 時以降の利用にあつては夜間の利用時間区分による使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</p>																																																																	

旧	新
	<p>2 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の 5 割相当額とする。</p> <p>2 1 時間を単位として利用する場合の当該 1 時間当たりの使用料は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</p> <p>3 利用者が市外居住者である場合の使用料は、利用時間区分を単位とする利用にあつては、第 1 項の基本額に当該基本額の 5 割相当額を加算した額とし、1 時間を単位とする利用にあつては、前項の規定により算出した額に当該額の 5 割相当額を加算した額とする。</p> <p>4 前 3 項の規定により使用料の額を算定する場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の別表第 1 から別表第 3 までの規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料又は利用料金から適用し、同日前の利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市市民交流センター条例旧新対照表

旧	新
<p>(事業)</p> <p>第3条 センターにおいては、次の事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>教養文化及び衛生</u>に関すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(使用承認)</p> <p>第4条 センター及びその<u>附属設備等</u>を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項又は<u>内容を変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(使用承認の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>センターの使用</u>を承認しない。</p> <p>(1) <u>公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>営利を目的とすると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>管理上支障があるとき。</u></p> <p>(4) <u>その他市長が不相当と認めるとき。</u></p> <p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第6条 <u>使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>市長は、その使用の承認を取消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命じることが</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターにおいては、次の事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地域住民の交流</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>人権に係る啓発及び広報</u>に関すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(利用承認)</p> <p>第4条 センター及びその<u>附属設備(以下「施設等」)</u>を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を<u>変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も同様とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用承認の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、<u>施設等の利用</u>を承認しない。</p> <p>(1) <u>その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>その利用が営利を目的とすると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>その利用が施設等を損傷するおそれがあるとき。</u></p> <p>(4) <u>その他施設等の管理運営上支障があるとき。</u></p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、<u>施設等の利用の承認(以下「利用承認」という。)</u>を取り消し、又はその<u>利用を制限し、若しくは停止することが</u>できる。</p>

旧	新
<p>できる。</p> <p><u>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規定又は使用の条件に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) その他管理上市長が特に必要と認めるとき。</u></p> <p>2 <u>前項の措置により使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。</u></p> <p><u>(使用料等)</u></p> <p><u>第7条 使用料は、無料とする。</u></p> <p><u>2 市長が指定した場合には、電気、ガス又は水道の実費を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(目的外使用等の禁止)</u></p> <p><u>第8条 使用者は、使用承認を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</u></p> <p><u>(特別の設備の制限)</u></p> <p><u>第9条 使用者は、センターを使用するために特別の設備を付加してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>(1) 偽りその他不正な行為により利用承認を受けているとき。</u></p> <p><u>(2) その利用が利用承認の条件に違反しているとき。</u></p> <p><u>(3) その利用がこの条例、この条例に基づく規則等に違反しているとき。</u></p> <p><u>(4) 災害その他の不可抗力によって利用できないとき。</u></p> <p><u>(5) 施設等の管理運営上支障があるとき。</u></p> <p>2 <u>前項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合において、同項の規定による措置によって損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。</u></p> <p><u>(使用料等)</u></p> <p><u>第7条 センターの利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を当該利用承認の際に納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、当該使用料を減免することができる。</u></p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p><u>第7条の2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(目的外利用等の禁止)</u></p> <p><u>第8条 利用者は、利用承認を受けた施設等をその目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</u></p> <p><u>(入館の制限等)</u></p> <p><u>第9条 市長は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対して、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退館を命ずることができる。</u></p>

旧	新						
<p><u>(使用者の義務)</u></p> <p><u>第10条 使用者は、センター及びその附属設備等を善良な管理をもって使用しなければならない。</u></p> <p><u>2 使用者は、センターの使用を終わったとき、又は使用の承認を取消されたときは、直ちに、原状に回復して返還しなければならない。</u></p> <p><u>3 使用者は、その使用によりセンター及びその附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の認定に基づき損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	<p><u>(原状回復義務)</u></p> <p><u>第10条 利用者は、施設等の利用が終了したとき、又は利用承認を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。</u></p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p><u>第11条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減免することができる。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>別表(第7条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 919 2000 1038"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室、調理室及び多目的利用室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。</p> <p>2 利用者が市外居住者である場合の使用料は、上表に定める額に15割を乗じて得た額とする。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	施設区分	使用料(1時間当たり)	集会室、調理室及び多目的利用室	200円	会議室	100円
施設区分	使用料(1時間当たり)						
集会室、調理室及び多目的利用室	200円						
会議室	100円						

旧	新
	<p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の第7条、第7条の2及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市郷土資料館条例旧新対照表

旧	新											
<p><u>(入館料)</u> <u>第3条 郷土資料館の入館料は、無料とする。</u></p> <p><u>(遵守事項)</u> <u>第4条 利用者は、館内の秩序を尊重し、この条例及びこれに基づく規則を守り、その他管理者の指示に従わなければならない。</u></p> <p><u>(損害の賠償)</u> <u>第5条 利用者が郷土資料館の施設、設備等を損傷し、又は資料を滅失、毀損若しくは汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>(委任)</u> <u>第6条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。</u></p>	<p><u>(入館料)</u> <u>第3条 郷土資料館の展示品を観覧しようとする者(以下「入館者」という。)は、別表に定める入館料を納付しなければならない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。</u></p> <p><u>(利用の制限)</u> <u>第4条 市長は、入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</u> <u>(1) この条例、この条例に基づく規則等に違反した場合</u> <u>(2) 他の入館者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあると認められる場合</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、郷土資料館の管理上支障があると認められる場合</u></p> <p><u>(損害賠償)</u> <u>第5条 郷土資料館の施設若しくは設備又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減免することができる。</u></p> <p><u>(委任)</u> <u>第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>別表(第3条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1人1回につき100円</td> <td>1人1回につき70円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1人1回につき50円</td> <td>1人1回につき30円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	入館料		個人	団体	一般	1人1回につき100円	1人1回につき70円	学生	1人1回につき50円	1人1回につき30円
区分	入館料											
	個人	団体										
一般	1人1回につき100円	1人1回につき70円										
学生	1人1回につき50円	1人1回につき30円										

旧	新
	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「学生」とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに大学の学生並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。 2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 3 義務教育就学前の者及び舞鶴市内に居住し、又は通学する学生は、無料とする。 <p>改正附則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市勤労者福祉センター条例旧新対照表

旧	新
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p><u>第5条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。</u></p> <p>(利用承認)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 指定管理者は、前項に規定する利用の承認(以下「利用承認」という。)をする場合において、施設等の管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付すことができる。</u></p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第13条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、センターへの入館を拒み、又はセンターから退館を命じることができる。</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第16条 (略)</p> <p><u>2 第6条から第11条まで(第9条第2項を除く。)及び第13条の規定は、前項の規定により市長が施設等の管理を行う場合について準用する。この場合において、第6条から第8条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管</u></p>	<p>(開館時間及び休館日)</p> <p><u>第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、変更することができる。</u></p> <p><u>2 センターの休館日は、規則で定めるものとする。</u></p> <p>(利用承認)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 センターの利用の承認(以下「利用承認」という。)は、別表第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、センターの利用状況に応じ、指定管理者が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。</u></p> <p><u>3 指定管理者は、施設等の利用承認をする場合において、施設等の管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付すことができる。</u></p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第13条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、センターへの入館を拒み、又はセンターから退館を命ずることができる。</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第16条 (略)</p> <p><u>2 第5条から第11条まで(第5条第2項及び第9条第2項を除く。)及び第13条の規定は、前項の規定により市長が施設等の管理を行う場合について準用する。この場合において、第5条第1項ただし書及び第6条から第8条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料</u></p>

旧					新												
理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第10条及び第11条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。					金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第10条及び第11条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。												
別表(第9条関係)					別表(第9条関係)												
利用料金					利用料金												
1 基本額は、次のとおりとする。					1 基本額は、次のとおりとする。												
施設区分	利用時間	利用区分				施設区分	利用時間区分										
		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時30分まで)	全日(午前9時から午後9時30分まで)			午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時30分まで)	全日(午前9時から午後9時30分まで)						
		円	円	円	円		円	円	円	円							
ホール		4,300	5,400	6,900	15,000	ホール	5,650	7,550	6,600	19,800							
洋室1		800	1,000	1,300	2,700	洋室1	1,100	1,500	1,300	3,900							
洋室2		800	1,000	1,300	2,700	洋室2	1,300	1,750	1,500	4,550							
和室1		1,000	1,200	1,600	3,400	和室1	1,300	1,750	1,500	4,550							
和室2		1,000	1,200	1,600	3,400	和室2	1,300	1,750	1,500	4,550							
2 <u>入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利若しくは宣伝を目的とする催物のために利用する場合の利用料金は、前項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</u>					2 <u>1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</u>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料その他これに類する料金が500円未満</td> <td>12割</td> </tr> <tr> <td>〃 500円以上1,000円未満</td> <td>13割</td> </tr> <tr> <td>〃 1,000円以上3,000円未満</td> <td>15割</td> </tr> </tbody> </table>					区分	割合	入場料その他これに類する料金が500円未満	12割	〃 500円以上1,000円未満	13割	〃 1,000円以上3,000円未満	15割					
区分	割合																
入場料その他これに類する料金が500円未満	12割																
〃 500円以上1,000円未満	13割																
〃 1,000円以上3,000円未満	15割																

旧		新															
〃	3,000円以上	17割															
営利又は宣伝を目的とする催物		15割															
<p>3 利用時間を超過した場合は、当該超過した時間1時間につきその直前(利用区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による第1項の基本額の3割相当額を徴収する。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p>		<p>3 <u>利用者が、入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円未満</td> <td>12割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満</td> <td>13割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満</td> <td>15割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満</td> <td>17割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が10,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> <tr> <td>営利・営業・宣伝等の目的</td> <td>15割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 <u>利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの利用料金相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</u></p> <p>5 <u>前各項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (適用区分)</p>		区分	割合	入場料、会費等の額が1,000円未満	12割	入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割	入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割	入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割	入場料、会費等の額が10,000円以上	20割	営利・営業・宣伝等の目的	15割
区分	割合																
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割																
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割																
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割																
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割																
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割																
営利・営業・宣伝等の目的	15割																

旧	新
	2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

舞鶴市林業センター条例旧新対照表

旧	新																				
<p>(利用承認等)</p> <p>第3条 林業センターの施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)を<u>使用しよう</u>とする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、また同様とする。</p> <p>2 市長は、<u>前項の承認(以下「利用承認」という。)</u>をする場合において、<u>施設等の管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付すことができる。</u></p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第9条 市長は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、施設への入館を拒み、又は施設からの退館を<u>命じる</u>ことができる。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>使用料表</p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">利用時間</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">利用区分</th> </tr> <tr> <td></td> <th style="text-align: center;">午前</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> <th style="text-align: center;">全日</th> </tr> </table>	利用時間	利用区分					午前	午後	夜間	全日	<p>(開館時間及び休館日)</p> <p><u>第2条の2 林業センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。</u></p> <p>2 <u>林業センターの休館日は、規則で定めるものとする。</u></p> <p>(利用承認等)</p> <p>第3条 林業センターの施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)を<u>利用しよう</u>とする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、また同様とする。</p> <p>2 <u>施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)</u>は、別表第1項の<u>利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、市長が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。</u></p> <p>3 市長は、<u>施設等の利用承認をする場合において、施設等の管理上必要と認めるときは、その利用について条件を付すことができる。</u></p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第9条 市長は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、施設への入館を拒み、又は施設からの退館を<u>命ずる</u>ことができる。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>使用料表</p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">施設区分</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">利用時間区分</th> </tr> <tr> <td></td> <th style="text-align: center;">午前</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> <th style="text-align: center;">全日</th> </tr> </table>	施設区分	利用時間区分					午前	午後	夜間	全日
利用時間	利用区分																				
	午前	午後	夜間	全日																	
施設区分	利用時間区分																				
	午前	午後	夜間	全日																	

旧					新				
施設区分	(午前9時から 正午まで)	(午後1時から 午後5時まで)	(午後6時から 午後10時 まで)	(午前9時から 午後10時 まで)		(午前9時から 正午まで)	(午後1時から 午後5時まで)	(午後6時から 午後10時 まで)	(午前9時から 午後10時 まで)
	円	円	円	円		円	円	円	円
会議室	2,000	2,500	3,000	7,500	311会議室	3,450	4,650	4,650	12,750
研修室	600	800	1,000	2,400	312会議室	750	1,000	1,000	2,750
和室	400	600	800	1,800	313和室	450	650	650	1,750

2 施設を練習又は準備のために利用する場合の使用料は、前項の基本額の3割相当額とする。

3 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合は、第1項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。

区分	割合
入場料、会費等の額が 500円未満	12割
〃 500円以上1,000円未満	13割
〃 1,000円以上3,000円未満	15割
〃 3,000円以上	17割
営利・営業・宣伝等を目的とするとき	15割

4 利用者が市外居住者である場合の使用料は、第1項の基本額又は第2項若しくは前項により算出した額に、第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。

2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの使用料は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。

3 施設を練習又は準備のために利用する場合の使用料は、第1項の基本額の5割相当額とする。ただし、1時間を単位として利用する場合を除く。

4 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の使用料は、第1項の基本額又は第2項の規定により算出した額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。

区分	割合
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割
営利・営業・宣伝等の目的	15割

5 利用者が市外居住者である場合の使用料は、利用時間区分を単位とする利用にあっては、第1項の基本額又は第3項若しくは前項の規定により算出した額に第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ

旧	新
<p>5 <u>利用時間を超過した場合は、当該超過した時間1時間につきその直前(利用区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による基本額の3割相当額を徴収する。</u>この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>6 <u>冷暖房設備を利用する場合の使用料は、別に規則で定める。</u></p>	<p>れ加算した額とし、1時間を単位とする利用にあつては、<u>第2項の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に第2項の規定により算出した額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。</u></p> <p>6 <u>利用時間を超過した場合の使用料は、当該超過した時間1時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの使用料相当額とする。</u>この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>(削除)</p> <p>7 <u>第2項から前項までの規定により使用料の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>

舞鶴引揚記念館条例旧新対照表

旧		新																															
<p>(入館の制限等)</p> <p>第7条 市長は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、記念館への入館を拒み、又は記念館からの退館を命じることができる。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通展示</td> <td>1人1回 500円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>特別展示</td> <td>1人1回 1,000円以内で市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 義務教育就学前の者及び舞鶴市内に居住し、又は通学する学生(小学生、中学生、高校生及び大学生並びに高等学校又は大学に準ずると市長が認める学校に在籍する者をいう。)は、無料とする。</p>		区分	入館料	普通展示	1人1回 500円以内で市長が定める額	特別展示	1人1回 1,000円以内で市長が定める額	<p>(入館の制限等)</p> <p>第7条 市長は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、記念館への入館を拒み、又は記念館からの退館を命ずることができる。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通展示</td> <td>個人 1人1回につき400円</td> <td>個人 1人1回につき150円</td> </tr> <tr> <td>団体 1人1回につき300円</td> <td>団体 1人1回につき100円</td> </tr> <tr> <td>特別展示</td> <td colspan="2">1人1回につき1,000円以内で市長がその都度定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 「学生」とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに大学の学生並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 義務教育就学前の者及び舞鶴市内に居住し、又は通学する学生は、無料とする。 記念館と併せて市長が指定する施設に入館する場合の入館料は、上表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通展示</td> <td>1人1回につき300円</td> <td>1人1回につき100円</td> </tr> <tr> <td>特別展示</td> <td colspan="2">1人1回につき1,000円以内で市長がその都度定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>改正附則 この条例は、平成32年4月1日から施行する。</p>		区分	入館料		一般	学生	普通展示	個人 1人1回につき400円	個人 1人1回につき150円	団体 1人1回につき300円	団体 1人1回につき100円	特別展示	1人1回につき1,000円以内で市長がその都度定める額		区分	入館料		一般	学生	普通展示	1人1回につき300円	1人1回につき100円	特別展示	1人1回につき1,000円以内で市長がその都度定める額	
区分	入館料																																
普通展示	1人1回 500円以内で市長が定める額																																
特別展示	1人1回 1,000円以内で市長が定める額																																
区分	入館料																																
	一般	学生																															
普通展示	個人 1人1回につき400円	個人 1人1回につき150円																															
	団体 1人1回につき300円	団体 1人1回につき100円																															
特別展示	1人1回につき1,000円以内で市長がその都度定める額																																
区分	入館料																																
	一般	学生																															
普通展示	1人1回につき300円	1人1回につき100円																															
特別展示	1人1回につき1,000円以内で市長がその都度定める額																																

舞鶴市斎場条例旧新対照表

旧				新					
別表(第4条関係)				別表(第4条関係)					
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料			
		市内	市外			市内	市外		
火葬	大人(12歳以上の者。年齢不詳の者を含む。)	1体につき	円 10,000	円 20,000	火葬	大人(12歳以上の者。年齢不詳の者を含む。)	1体につき	円 10,000	円 36,000
	小人(12歳未満)	1体につき	7,000	14,000		小人(12歳未満の者)	1体につき	5,000	18,000
	4か月以上の胎児	1体につき	3,000	6,000		4か月以上の胎児	1体につき	3,500	10,000
	改葬時の遺骨	1件につき	10,000	20,000		改葬時の遺骨	1件につき	3,500	10,000
焼却	身体の一部等	1件(10キログラム以下)につき	3,000	6,000	焼却	身体の一部等	1件(10キログラム以下)につき	3,500	10,000
霊安室	24時間以内		3,000	6,000	霊安室	24時間以内		3,500	7,000
備考 (略)				備考 (略)					
				改正附則 (施行期日)					
				1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (適用区分)					
				2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。					

舞鶴市田辺城資料館条例旧新対照表

旧	新											
<p>(入館料) <u>第3条 資料館の入館料は、無料とする。</u></p> <p>(利用の制限) 第4条 市長は、<u>資料館を利用する者(以下「利用者」という。)</u>が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例<u>又はこの条例</u>に基づく規則等に違反した場合 (2) 他の<u>利用者</u>に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあると認められる場合 (3) (略)</p>	<p>(入館料) <u>第3条 資料館の展示品を観覧しようとする者(以下「入館者」という。)</u>は、別表に定める入館料を納付しなければならない。ただし、<u>市長は、特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。</u></p> <p>(利用の制限) 第4条 市長は、<u>入館者</u>が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例、<u>この条例</u>に基づく規則等に違反した場合 (2) 他の<u>入館者</u>に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあると認められる場合 (3) (略)</p> <p><u>別表(第3条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1人1回につき200円</td> <td>1人1回につき150円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1人1回につき100円</td> <td>1人1回につき70円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 「学生」とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに大学の学生並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。</p> <p>2 「団体」とは、20人以上の場合をいう。</p> <p>3 義務教育就学前の者及び舞鶴市内に居住し、又は通学する学生は、無料とする。</p>	区分	入館料		個人	団体	一般	1人1回につき200円	1人1回につき150円	学生	1人1回につき100円	1人1回につき70円
区分	入館料											
	個人	団体										
一般	1人1回につき200円	1人1回につき150円										
学生	1人1回につき100円	1人1回につき70円										

旧	新
	改正附則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

舞鶴市立赤れんが博物館条例旧新対照

旧		新																															
<p>(入館の制限等)</p> <p>第6条 市長は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退館を命じることができる。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通展示</td> <td>1人1回 500円以内で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>特別展示</td> <td>1人1回 1,000円以内で規則で定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 義務教育就学前の者及び舞鶴市内に居住し、又は通学する学生(小学生、中学生、高校生及び大学生並びに高等学校又は大学に準ずると市長が認める学校に在籍する者をいう。)は、無料とする。</p>		区分	入館料	普通展示	1人1回 500円以内で規則で定める額	特別展示	1人1回 1,000円以内で規則で定める額	<p>(入館の制限等)</p> <p>第6条 市長は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退館を命ずることができる。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通展示</td> <td>個人 1人1回につき400円</td> <td>個人 1人1回につき150円</td> </tr> <tr> <td>団体 1人1回につき300円</td> <td>団体 1人1回につき100円</td> </tr> <tr> <td>特別展示</td> <td colspan="2">1人1回につき1,000円以内で市長がその都度定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 「学生」とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに大学の学生並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。 「団体」とは、20人以上の場合をいう。 義務教育就学前の者及び舞鶴市内に居住し、又は通学する学生は、無料とする。 博物館と併せて市長が指定する施設に入館する場合の入館料は、上表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通展示</td> <td>1人1回につき300円</td> <td>1人1回につき100円</td> </tr> <tr> <td>特別展示</td> <td colspan="2">1人1回につき1,000円以内で市長がその都度定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>改正附則 この条例は、平成32年4月1日から施行する。</p>		区分	入館料		一般	学生	普通展示	個人 1人1回につき400円	個人 1人1回につき150円	団体 1人1回につき300円	団体 1人1回につき100円	特別展示	1人1回につき1,000円以内で市長がその都度定める額		区分	入館料		一般	学生	普通展示	1人1回につき300円	1人1回につき100円	特別展示	1人1回につき1,000円以内で市長がその都度定める額	
区分	入館料																																
普通展示	1人1回 500円以内で規則で定める額																																
特別展示	1人1回 1,000円以内で規則で定める額																																
区分	入館料																																
	一般	学生																															
普通展示	個人 1人1回につき400円	個人 1人1回につき150円																															
	団体 1人1回につき300円	団体 1人1回につき100円																															
特別展示	1人1回につき1,000円以内で市長がその都度定める額																																
区分	入館料																																
	一般	学生																															
普通展示	1人1回につき300円	1人1回につき100円																															
特別展示	1人1回につき1,000円以内で市長がその都度定める額																																

舞鶴市商工観光センター条例旧新対照表

旧	新
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 センターの開館時間及び休館日は、<u>規則で定めるものとする。</u></p> <p>(利用承認)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定管理者は、<u>前項に規定する利用の承認(以下「利用承認」という。)</u>をする場合において、施設等の管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付すことができる。</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 <u>第7条から第13条まで(第11条第2項を除く。)</u>及び第15条の規定は、前項の規定により市長が施設等の管理を行う場合について準用する。この場合において、第7条、第8条、第9条ただし書及び第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第12条及び第13条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第15条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p>	<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 センターの開館時間は、<u>午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、変更することができる。</u></p> <p>2 <u>センターの休館日は、規則で定めるものとする。</u></p> <p>(利用承認)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)</u>は、別表第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、指定管理者が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、<u>正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。</u></p> <p>3 指定管理者は、<u>施設等の利用承認をする場合において、施設等の管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付すことができる。</u></p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 <u>第6条から第13条まで(第6条第2項及び第11条第2項を除く。)</u>及び第15条の規定は、前項の規定により市長が施設等の管理を行う場合について準用する。この場合において、<u>第6条第1項ただし書、</u>第7条、第8条、第9条ただし書及び第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第12条及び第13条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第15条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p>

旧					新						
る。 別表(第11条関係) 利用料金 1 基本額は、次のとおりとする。					は「市長」と読み替えるものとする。 別表(第11条関係) 利用料金 1 基本額は、次のとおりとする。						
施設区分	利用時間	利用区分				施設区分	利用時間	利用時間区分			
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)
コンベンションホール	平日	円 6,700	円 8,700	円 10,800	円 26,200	コンベンションホール	平日	円 7,300	円 9,750	円 11,700	円 28,750
	土曜日	8,700	10,800	12,800	32,300		土曜日	8,750	11,700	14,000	34,450
	日曜日 休日						日曜日 休日				
展示交流室	平日	2,800	3,600	4,500	10,900	展示交流室	平日	5,700	7,650	7,650	21,000
	土曜日	3,600	4,500	5,400	13,500		土曜日	6,800	9,150	9,150	25,100
	日曜日 休日						日曜日 休日				
ホワイエ	平日	2,000	2,400	2,800	7,200	ホワイエ	平日	2,850	3,800	3,800	10,450
	土曜日	2,400	2,800	3,300	8,500		土曜日	3,400	4,550	4,550	12,500
	日曜日 休日						日曜日 休日				
OA研修室	平日	1,900	2,300	2,700	6,900	OA研修室	平日	3,050	4,100	4,100	11,250
	土曜日	2,300	2,700	3,200	8,200		土曜日	3,650	4,900	4,900	13,450
	日曜日 休日						日曜日 休日				
大会議室		1,300	1,700	2,200	5,200	大会議室		2,350	3,150	3,150	8,650
会議室1		800	900	1,300	3,000	会議室1		1,400	1,900	1,900	5,200

旧					新				
会議室2	800	900	1,300	3,000	会議室2	1,400	1,900	1,900	5,200
会議室3	800	900	1,300	3,000	会議室3	1,400	1,900	1,900	5,200
和室1	400	500	600	1,500	和室1	300	400	400	1,100
和室2	400	500	600	1,500	和室2	300	400	400	1,100
<p>備考</p> <p>1 <u>平日とは、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)以外の日をいう。</u></p> <p>2 <u>ホールを利用する場合は、ホワイエの利用料金は、徴収しない。</u></p> <p>2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、<u>前項の基本額の3割相当額とする。</u></p> <p>3 利用者が、入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合は、第1項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合は除く。</p>					<p>備考</p> <p>1 <u>「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)以外の日をいう。</u></p> <p>2 <u>コンベンションホールを利用する場合は、ホワイエの利用料金は、徴収しない。</u></p> <p>2 <u>1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</u></p> <p>3 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、<u>第1項の基本額の5割相当額とする。ただし、1時間を単位として利用する場合を除く。</u></p> <p>4 利用者が、入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合は、<u>第1項の基本額又は第2項の規定により算出した額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合は除く。</u></p>				
区分		割合			区分		割合		
入場料、会費等の額が	500円未満	12割			入場料、会費等の額が	1,000円未満	12割		
//	500円以上1,000円未満	13割			入場料、会費等の額が	1,000円以上3,000円未満	13割		
//	1,000円以上3,000円未満	15割			入場料、会費等の額が	3,000円以上5,000円未満	15割		
//	3,000円以上	17割			入場料、会費等の額が	5,000円以上10,000円未満	17割		
営利、営業、宣伝等を目的とするとき		15割			入場料、会費等の額が	10,000円以上	20割		

旧	新		
<p>4 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、第1項の基本額又は第2項若しくは前項により算出した額に、第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>5 利用時間を超過した場合は、当該超過した時間1時間につきその直前(利用区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による基本額の3割相当額を徴収する。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>6 この表の午前、午後及び夜間の区分は、1時間を単位とする場合を含む。</p>	<table border="1" data-bbox="1131 272 2000 312"> <tr> <td data-bbox="1131 272 1850 312">営利・営業・宣伝等の目的</td> <td data-bbox="1852 272 2000 312">15割</td> </tr> </table> <p>5 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、<u>利用時間区分を単位とする利用にあっては、第1項の基本額又は第3項若しくは前項の規定により算出した額に第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とし、1時間を単位とする利用にあっては、第2項の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に第2項の規定により算出した額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。</u></p> <p>6 利用時間を超過した場合の<u>利用料金は、当該超過した時間1時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあっては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1時間を単位とする利用にあっては、その直前の1時間当たりの利用料金相当額とする。</u>この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。 (削除)</p> <p>7 <u>第2項から前項までの規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>8 <u>コンベンションホール及びホワイエの冷暖房設備の利用料金については別に徴収するものとし、当該利用料金の額は実費相当額とする。</u></p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (適用区分)</p>	営利・営業・宣伝等の目的	15割
営利・営業・宣伝等の目的	15割		

旧	新
	2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

西駅交流センター条例旧新対照表

旧		新																																											
<p>(利用承認) 第2条 (略)</p> <p>2 施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)は、別表第1項の<u>利用区分</u>を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、市長が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表(第5条関係) 西駅交流センター使用料 1 基本額は、次のとおりとする。</p>		<p>(開館時間及び休館日) <u>第1条の2 センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、これを変更することができる。</u></p> <p><u>2 センターの休館日は、規則で定めるものとする。</u></p> <p>(利用承認) 第2条 (略)</p> <p>2 施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)は、別表第1項の<u>利用時間区分</u>を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、市長が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(入館の制限等) <u>第7条の2 市長は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退館を命ずることができる。</u></p> <p>別表(第5条関係) 西駅交流センター使用料 1 基本額は、次のとおりとする。</p>																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">利用時間</th> <th colspan="4">利用区分</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施設区分</td> <td>ホ</td> <td>午前8時30分から正午まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後6時から午後10時まで</td> <td>午前8時30分から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>円 3,900</td> <td>円 4,500</td> <td>円 5,400</td> <td>円 13,800</td> </tr> </tbody> </table>		利用時間		利用区分				午前	午後	夜間	全日	施設区分	ホ	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前8時30分から午後10時まで	一	円 3,900	円 4,500	円 5,400	円 13,800	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="4">利用時間区分</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホ</td> <td>午前8時30分から正午まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後6時から午後10時まで</td> <td>午前8時30分から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>円 6,600</td> <td>円 7,650</td> <td>円 7,650</td> <td>円 21,900</td> </tr> </tbody> </table>				施設区分		利用時間区分				午前	午後	夜間	全日	ホ	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前8時30分から午後10時まで	円 6,600	円 7,650	円 7,650	円 21,900
利用時間				利用区分																																									
		午前	午後	夜間	全日																																								
施設区分	ホ	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前8時30分から午後10時まで																																								
	一	円 3,900	円 4,500	円 5,400	円 13,800																																								
施設区分		利用時間区分																																											
		午前	午後	夜間	全日																																								
ホ	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前8時30分から午後10時まで																																									
	円 6,600	円 7,650	円 7,650	円 21,900																																									

旧						新																															
ル	部 分 利 用	3分の2を利用 する場合	2,600	3,000	3,600	9,200	ル	部 分 利 用	3分の2を利用 する場合	4,400	5,100	5,100	14,600																								
		3分の1を利用 する場合	1,300	1,500	1,800	4,600			3分の1を利用 する場合	2,200	2,550	2,550	7,300																								
会議室1			1,000	1,200	1,400	3,600	会議室1			2,050	2,350	2,350	6,750																								
会議室2			1,200	1,400	1,600	4,200	会議室2			2,300	2,650	2,650	7,600																								
会議室3			800	900	1,100	2,800	会議室3			1,850	2,150	2,150	6,150																								
応接室			1,500	1,700	2,000	5,200	応接室			1,200	1,400	1,400	4,000																								
<p>2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの使用料は、前項の表の<u>利用区分</u>の欄(全日の欄を除く。)に対応する使用料の額を当該<u>利用区分</u>の欄の時間数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。</p> <p>3 施設を練習又は準備のために利用する場合の使用料は、<u>前項</u>の基本額の<u>3割相当額</u>とする。ただし、1時間を単位として利用する場合を除く。</p> <p>4 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合は、<u>第1項</u>の基本額又は第2項の規定により算出した額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。</p>						<p>2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの使用料は、前項の表の<u>利用時間区分</u>の欄(全日の欄を除く。)に対応する使用料の額を当該<u>利用時間区分</u>の時間数で除して得た額とする。</p> <p>3 施設を練習又は準備のために利用する場合の使用料は、<u>第1項</u>の基本額の<u>5割相当額</u>とする。ただし、1時間を単位として利用する場合を除く。</p> <p>4 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合は、<u>第1項</u>の基本額又は第2項の規定により算出した額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が 500円未満</td> <td>12割</td> </tr> <tr> <td>〃 500円以上1,000円未満</td> <td>13割</td> </tr> <tr> <td>〃 1,000円以上3,000円未満</td> <td>15割</td> </tr> <tr> <td>〃 3,000円以上</td> <td>17割</td> </tr> <tr> <td>営利・営業・宣伝等を目的とするとき</td> <td>15割</td> </tr> </tbody> </table>						区分	割合	入場料、会費等の額が 500円未満	12割	〃 500円以上1,000円未満	13割	〃 1,000円以上3,000円未満	15割	〃 3,000円以上	17割	営利・営業・宣伝等を目的とするとき	15割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円未満</td> <td>12割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満</td> <td>13割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満</td> <td>15割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満</td> <td>17割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が10,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> <tr> <td>営利・営業・宣伝等の目的</td> <td>15割</td> </tr> </tbody> </table>						区分	割合	入場料、会費等の額が1,000円未満	12割	入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割	入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割	入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割	入場料、会費等の額が10,000円以上	20割	営利・営業・宣伝等の目的	15割
区分	割合																																				
入場料、会費等の額が 500円未満	12割																																				
〃 500円以上1,000円未満	13割																																				
〃 1,000円以上3,000円未満	15割																																				
〃 3,000円以上	17割																																				
営利・営業・宣伝等を目的とするとき	15割																																				
区分	割合																																				
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割																																				
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割																																				
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割																																				
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割																																				
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割																																				
営利・営業・宣伝等の目的	15割																																				
<p>5 利用者が市外居住者である場合の使用料は、<u>利用区分</u>を単位と</p>						<p>5 利用者が市外居住者である場合の使用料は、<u>利用時間区分</u>を単</p>																															

旧	新
<p>する利用にあつては、第1項の基本額又は第3項若しくは前項の規定により算出した額に、第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額、1時間を単位とする利用にあつては、第2項の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に、第2項の規定により算出した額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>6 <u>利用時間を超過した場合は、当該超過した時間1時間につき、利用区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による基本額の3割相当額を、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの使用料相当額を徴収する。</u>この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>7 (略)</p>	<p>位とする利用にあつては、第1項の基本額又は第3項若しくは前項の規定により算出した額に第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とし、1時間を単位とする利用にあつては、第2項の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に第2項の規定により算出した額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>6 <u>利用時間を超過した場合の使用料は、当該超過した時間1時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの使用料相当額とする。</u>この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>7 <u>第2項から前項までの規定により使用料の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>8 (略)</p> <p>9 <u>ホールの冷暖房設備の使用料については別に徴収するものとし、当該使用料の額は実費相当額とする。</u></p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市男女共同参画センター条例旧新対照表

旧	新
<p><u>(利用承認等)</u> 第4条 <u>センターを利用できるものは、第1条に規定する目的のために利用しようとするものに限る。</u> 2 前条第3号から第5号までに掲げる施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとするものは、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。 3 (略) <u>(使用料)</u> 第7条 <u>センターの施設及び附属設備の使用料は、無料とする。</u></p> <p><u>(譲渡等の禁止)</u> 第8条 <u>第4条第2項の承認を受けたものは、施設等を利用する権利を譲渡し、又は利用に係る施設等を転貸してはならない。</u></p> <p>(入館の制限等) 第9条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められるもの又は違反したものに対して、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。 (特別の設備の制限) 第10条 センターを利用するもの(以下「利用者」という。)は、施設</p>	<p><u>(利用承認)</u> 第4条 (削除)</p> <p>前条第3号から第5号までに掲げる施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。 2 (略) <u>(使用料)</u> 第7条 <u>第3条第3号から第5号までに掲げる施設の利用承認を受けた者は、別表に定める使用料を当該利用承認の際に納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、当該使用料を減免することができる。</u> <u>(使用料の還付)</u> 第7条の2 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> <u>(目的外利用等の禁止)</u> 第8条 <u>利用承認を受けた者は、当該利用承認を受けた施設等をその目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</u> (入館の制限等) 第9条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対して、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。 (特別の設備の制限) 第10条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、施設等</p>

旧	新																						
<p>等を利用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の特別の設備に要する経費は、<u>すべて</u>利用者の負担とする。</p>	<p>等を利用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の特別の設備に要する経費は、<u>全て</u>利用者の負担とする。</p> <p><u>別表(第7条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">舞鶴市男女共同参画センター使用料</p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設区分</th> <th style="text-align: center;">使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セミナールーム</td> <td style="text-align: right;">1,270円</td> </tr> <tr> <td>多目的ルーム</td> <td style="text-align: right;">1,270円</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の使用料は、前項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円未満</td> <td style="text-align: center;">12割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満</td> <td style="text-align: center;">13割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満</td> <td style="text-align: center;">15割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満</td> <td style="text-align: center;">17割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が10,000円以上</td> <td style="text-align: center;">20割</td> </tr> <tr> <td>営利・営業・宣伝等の目的</td> <td style="text-align: center;">15割</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 利用者が市外居住者である場合の使用料は、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額に、第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>4 前2項の規定により使用料の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>5 附属設備の使用料の額は、規則で定める。</p>	施設区分	使用料(1時間当たり)	セミナールーム	1,270円	多目的ルーム	1,270円	ミーティングルーム	300円	区分	割合	入場料、会費等の額が1,000円未満	12割	入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割	入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割	入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割	入場料、会費等の額が10,000円以上	20割	営利・営業・宣伝等の目的	15割
施設区分	使用料(1時間当たり)																						
セミナールーム	1,270円																						
多目的ルーム	1,270円																						
ミーティングルーム	300円																						
区分	割合																						
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割																						
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割																						
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割																						
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割																						
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割																						
営利・営業・宣伝等の目的	15割																						

旧	新
	<p style="text-align: center;">改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の第7条、第7条の2及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市大丹生コミュニティセンター条例旧新対照表

旧	新												
<p>(センターの施設)</p> <p>第2条 センターに次の施設(以下「施設」という。)を置く。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6) トレーニングルーム</u></p> <p>(開館・開場時間及び休館・休場日)</p> <p><u>第5条 施設の開館・開場時間及び休館・休場日は、規則で定めるものとする。</u></p>	<p>(センターの施設)</p> <p>第2条 センターに次の施設(以下「施設」という。)を置く。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(開館・開場時間及び休館・休場日)</p> <p><u>第5条 施設の開館・開場時間は、次の表に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、変更することができる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設区分</th> <th style="text-align: center;">開館・開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的広場</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>アリーナ</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>午前10時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>屋内ゲートボール場</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 施設の休館・休場日は、規則で定めるものとする。</u></p>	施設区分	開館・開場時間	多目的広場	午前9時から午後5時まで	アリーナ	午前9時から午後9時まで	プール	午前10時から午後5時まで	屋内ゲートボール場	午前9時から午後9時まで	ミーティングルーム	
施設区分	開館・開場時間												
多目的広場	午前9時から午後5時まで												
アリーナ	午前9時から午後9時まで												
プール	午前10時から午後5時まで												
屋内ゲートボール場	午前9時から午後9時まで												
ミーティングルーム													
<p>(入館・入場の制限等)</p> <p>第14条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対して、センターへの入館・入場を拒み、又はセンターからの退去を<u>命じる</u>ことができる。</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 <u>第6条から第12条まで(第10条第2項を除く。)</u>及び第14条の規定は、前項の規定により市長が施設等の管理を行う場合について準用する。この場合において、第6条、第7条、第8条ただし書及び第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」</p>	<p>(入館・入場の制限等)</p> <p>第14条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対して、センターへの入館・入場を拒み、又はセンターからの退去を<u>命ずる</u>ことができる。</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 <u>第5条から第12条まで(第5条第2項及び第10条第2項を除く。)</u>及び第14条の規定は、前項の規定により市長が施設等の管理を行う場合について準用する。この場合において、<u>第5条第1項ただし書</u>、第6条、第7条、第8条ただし書及び第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料</p>												

旧					新				
とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第11条及び第12条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。					金(以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第11条及び第12条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。				
別表(第10条関係)					別表(第10条関係)				
利用料金表					利用料金				
施設区分	利用時間区分及び利用料金				施設区分	利用時間区分			
	午前 (午前9時 から 午後1時 まで)	午後 (午後1時 から 午後5時 まで)	夜間 (午後5時 から 午後9時 まで)	全日		午前 (午前9時か ら午後1時 まで)	午後 (午後1時か ら午後5時 まで)	夜間 (午後5時か ら午後9時 まで)	全日
多目的広場	円 0	円 0	円 -	円 0	多目的広場	円 0	円 0	円 -	円 0
アリーナ	1,800	1,800	1,800	5,400	アリーナ	2,100	2,100	2,100	6,300
プール(1人当たり)	1回につき200円				プール(1人当たり)	1回につき、3歳以上小学校の児童に相当する年齢以下である者にあつては100円、中学校の生徒に相当する年齢以上である者にあつては300円			
屋内ゲートボール場	600	600	600	1,800	屋内ゲートボール場	700	700	700	2,100
ミーティングルーム	500	500	500	1,500	ミーティングルーム	500	500	500	1,500
トレーニングルーム(1人当たり)	100	100	100	300					
備考					備考				
1 「全日」とは、多目的広場にあつては午前9時から午後5時までを、その他の施設(プールを除く。)にあつては午前9時から午後9時までをいう。					1 「全日」とは、多目的広場にあつては午前9時から午後5時までを、その他の施設(プールを除く。)にあつては午前9時から午後9時までをいう。				
2 プールの利用時間区分は、午前10時から午後5時までとする。					2 プールの利用時間区分は、午前10時から午後5時までとする。				
3 多目的広場の利用時間区分は、指定管理者が必要と認めると									

旧	新														
<p>きに限り、これを変更することができる。</p> <p>4 利用者が営利等を目的として施設を利用する場合の利用料金は、上表に定める額を1.5倍して得た額とする。</p>	<p>3 多目的広場の利用時間区分は、指定管理者が必要と認めるときに限り、これを変更することができる。</p> <p>2 利用者が、入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、前項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。</p> <table border="1" data-bbox="1133 488 2000 754"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円未満</td> <td>12割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満</td> <td>13割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満</td> <td>15割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満</td> <td>17割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が10,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> <tr> <td>営利・営業・宣伝等の目的</td> <td>15割</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。</p>	区分	割合	入場料、会費等の額が1,000円未満	12割	入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割	入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割	入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割	入場料、会費等の額が10,000円以上	20割	営利・営業・宣伝等の目的	15割
区分	割合														
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割														
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割														
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割														
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割														
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割														
営利・営業・宣伝等の目的	15割														

舞鶴市西市民プラザ条例旧新対照表

旧		新																																																					
<p>(プラザの施設)</p> <p>第2条 プラザに次の施設(以下「施設」という。)を置く。</p> <p>(1)から(15)まで (略)</p> <p><u>(16) 録音室</u></p> <p>(17) (略)</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第14条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対して、プラザへの入館を拒み、又はプラザからの退館を<u>命じる</u>ことができる。</p> <p><u>別表(第10条関係)</u></p> <p>利用料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用料金(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>展示室</td><td>650円</td></tr> <tr><td>料理教室</td><td>950</td></tr> <tr><td>市民活動団体作業ゾーン1</td><td>450</td></tr> <tr><td>市民活動団体作業ゾーン2</td><td>250</td></tr> <tr><td>いきいき交流室1</td><td>150</td></tr> <tr><td>いきいき交流室2</td><td>150</td></tr> <tr><td>いきいき交流室3</td><td>150</td></tr> <tr><td>集会室</td><td>700</td></tr> <tr><td>催し場</td><td>750</td></tr> <tr><td>スタジオA</td><td>400</td></tr> <tr><td>スタジオB</td><td>300</td></tr> <tr><td>録音室</td><td>200</td></tr> <tr><td>多目的室</td><td>250</td></tr> </tbody> </table>		施設名	利用料金(1時間当たり)	展示室	650円	料理教室	950	市民活動団体作業ゾーン1	450	市民活動団体作業ゾーン2	250	いきいき交流室1	150	いきいき交流室2	150	いきいき交流室3	150	集会室	700	催し場	750	スタジオA	400	スタジオB	300	録音室	200	多目的室	250	<p>(プラザの施設)</p> <p>第2条 プラザに次の施設(以下「施設」という。)を置く。</p> <p>(1)から(15)まで (略)</p> <p><u>(16) スタジオC</u></p> <p>(17) (略)</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第14条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対して、プラザへの入館を拒み、又はプラザからの退館を<u>命ずる</u>ことができる。</p> <p><u>別表(第10条関係)</u></p> <p>利用料金</p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>利用料金(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>展示室</td><td>1,250円</td></tr> <tr><td>料理室</td><td>1,200</td></tr> <tr><td>市民活動団体作業ゾーン1</td><td>850</td></tr> <tr><td>市民活動団体作業ゾーン2</td><td>450</td></tr> <tr><td>いきいき交流室1</td><td>250</td></tr> <tr><td>いきいき交流室2</td><td>250</td></tr> <tr><td>いきいき交流室3</td><td>250</td></tr> <tr><td>集会室</td><td>1,250</td></tr> <tr><td>催し場</td><td>1,200</td></tr> <tr><td>スタジオA</td><td>400</td></tr> <tr><td>スタジオB</td><td>250</td></tr> </tbody> </table>		施設区分	利用料金(1時間当たり)	展示室	1,250円	料理室	1,200	市民活動団体作業ゾーン1	850	市民活動団体作業ゾーン2	450	いきいき交流室1	250	いきいき交流室2	250	いきいき交流室3	250	集会室	1,250	催し場	1,200	スタジオA	400	スタジオB	250
施設名	利用料金(1時間当たり)																																																						
展示室	650円																																																						
料理教室	950																																																						
市民活動団体作業ゾーン1	450																																																						
市民活動団体作業ゾーン2	250																																																						
いきいき交流室1	150																																																						
いきいき交流室2	150																																																						
いきいき交流室3	150																																																						
集会室	700																																																						
催し場	750																																																						
スタジオA	400																																																						
スタジオB	300																																																						
録音室	200																																																						
多目的室	250																																																						
施設区分	利用料金(1時間当たり)																																																						
展示室	1,250円																																																						
料理室	1,200																																																						
市民活動団体作業ゾーン1	850																																																						
市民活動団体作業ゾーン2	450																																																						
いきいき交流室1	250																																																						
いきいき交流室2	250																																																						
いきいき交流室3	250																																																						
集会室	1,250																																																						
催し場	1,200																																																						
スタジオA	400																																																						
スタジオB	250																																																						

旧	新		
<p>備考</p> <p>1 利用時間は、正時から1時間を単位とする。</p> <p>2 学校教育法(昭和22年法律第26号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する学校等の児童、生徒又は学生が専用利用する場合の1時間当たりの利用料金は、上表に定める額の5割とする。</p> <p>3 利用者が市外居住者である場合又は営利を目的として施設を利用する場合の1時間当たりの利用料金は、上表に定める額の15割とする。</p> <p>4 第2項に規定する者又は市外居住者が営利を目的として施設を利用する場合の1時間当たりの利用料金は、第2項に規定する者については同項の規定により算出した額の15割とし、市外居住者については前項の規定により算出した額の15割とする。</p> <p>5 前3項の規定により1時間当たりの利用料金の額を算定する場合において、当該額に、5円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときはこれを10円に切り上げるものとする。</p>	スタジオC	150	
	多目的室	700	
	備考	<p>1 利用時間は、正時から1時間を単位とする。</p> <p>2 学校教育法(昭和22年法律第26号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する学校等の児童、生徒又は学生が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。</p>	
		<p>2 利用者が、入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、前項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。</p>	
		区分	割合
		入場料、会費等の額が1,000円未満	12割
		入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割
		入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割
		入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割
		入場料、会費等の額が10,000円以上	20割
	営利・営業・宣伝等の目的	15割	
	<p>3 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額に第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>4 前3項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p>		
	改正附則		
	(施行期日)		
	1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。		
	(適用区分)		

旧	新
	2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例旧新対照表

旧	新
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第11条 コミュニティ施設の開館時間及び休館日は、<u>規則で定めるものとする。</u></p> <p>(利用承認)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 コミュニティ施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)は、別表第1項の<u>利用区分</u>を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、指定管理者が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第17条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、コミュニティ施設への入館を拒み、又はコミュニティ施設からの退館を<u>命じる</u>ことができる。</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 第7条、<u>第10条、第12条から第15条まで</u>、第16条の2、第17条、第19条から第21条まで(第19条第2項を除く。)及び前条の規定は、前項の規定により市長が複合施設等の管理を行う場合について準用する。この場合において、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、あらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「ときは」と、第12条、</p>	<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第11条 コミュニティ施設の開館時間は、<u>午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、変更することができる。</u></p> <p>2 <u>コミュニティ施設の休館日は、規則で定めるものとする。</u></p> <p>(利用承認)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 コミュニティ施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)は、別表第1項の<u>利用時間区分</u>を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、指定管理者が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第17条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、コミュニティ施設への入館を拒み、又はコミュニティ施設からの退館を<u>命ずる</u>ことができる。</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 第7条、<u>第10条から第15条まで(第11条第2項を除く。)</u>、第16条の2、第17条、第19条から第21条まで(第19条第2項を除く。)及び前条の規定は、前項の規定により市長が複合施設等の管理を行う場合について準用する。この場合において、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、あらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「ときは」と</p>

旧							新						
<p>第13条、第14条ただし書、第15条、第16条の2及び第17条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第19条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「駐車料金又は使用料」と、同条第3項中「駐車場に係る利用料金」とあるのは「駐車料金」と、「コミュニティ施設に係る利用料金」とあるのは「コミュニティ施設に係る使用料」と、「コミュニティ施設の附属設備に係る利用料金」とあるのは「コミュニティ施設の附属設備に係る使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項中「駐車場に係る利用料金」とあるのは「駐車料金」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第5項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第20条(見出しを含む。)及び第21条中「利用料金」とあるのは「駐車料金及び使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、前条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「駐車場に係る利用料金」とあるのは「駐車料金」と読み替えるものとする。</p> <p>別表(第19条関係) コミュニティ施設利用料金 1 基本額は、次のとおりとする。</p>							<p>と、<u>第11条第1項</u>ただし書、第12条、第13条、第14条ただし書、第15条、第16条の2及び第17条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第19条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「駐車料金又は使用料」と、同条第3項中「駐車場に係る利用料金」とあるのは「駐車料金」と、「コミュニティ施設に係る利用料金」とあるのは「コミュニティ施設に係る使用料」と、「コミュニティ施設の附属設備に係る利用料金」とあるのは「コミュニティ施設の附属設備に係る使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項中「駐車場に係る利用料金」とあるのは「駐車料金」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第5項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第20条(見出しを含む。)及び第21条中「利用料金」とあるのは「駐車料金及び使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、前条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「駐車場に係る利用料金」とあるのは「駐車料金」と読み替えるものとする。</p> <p>別表(第19条関係) コミュニティ施設利用料金 1 基本額は、次のとおりとする。</p>						
利用区分		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)	1月(月の初日から当該月の末日まで)	利用時間区分						
施設区分	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)	1月(月の初日から当該月の末日まで)								
	円	円	円	円	円								
ス ペ ー ス1	平日	3,500	5,500	7,500	16,500	円							
	土曜日	4,500	7,500	9,000	21,000	円							
	日曜日					円							
	休日					円							
施設区分		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)	1月(月の初日から当該月の末日まで)	利用時間区分						
ス ペ ー ス1	平日	7,050	9,450	9,450	25,950	401,000							
	土曜日	8,450	11,300	11,300	31,050								
		円	円	円	円	円							
		円	円	円	円	円							

旧						新							
ス ペ ー ス2	平日	2,500	4,000	5,000	11,500	284,000	休日						
	土曜日	3,200	5,200	6,500	14,900		ス ペ ー ス2	平日	5,000	6,700	6,700	18,400	284,000
	日曜日						土曜日	6,000	8,000	8,000	22,000		
	休日						日曜日						
休日					休日								
ス ペ ー ス3	平日	2,000	3,000	3,500	8,500	141,000	ス ペ ー ス3	平日	3,150	4,200	4,200	11,550	141,000
	土曜日	2,600	3,900	4,500	11,000		土曜日	3,750	5,000	5,000	13,750		
	日曜日						日曜日						
	休日						休日						

備考 平日とは、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)以外の日をいう。

- 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用区分の欄(全日及び1月の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用区分の欄の時間数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。
- 3 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利若しくは宣伝を目的とする催物のために利用する場合(練習又は準備のために利用する場合及び1月を単位として利用する場合を除く。)の利用料金は、第1項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

区分	割合
入場料その他これに類する料金が500円未満	12割
// 500円以上1,000円未満	13割
// 1,000円以上3,000円未満	15割
// 3,000円以上	17割

備考 「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)以外の日をいう。

- 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日及び1月の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。
- 3 コミュニティ施設等利用者が、入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合及び1月を単位として利用する場合を除く。

区分	割合
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割

旧		新	
営利又は宣伝を目的とする催物	15割	入場料、会費等の額が10,000円以上 営利・営業・宣伝等の目的	20割 15割
4 <u>利用承認を受けた期間</u> を超過した場合は、当該超過した時間1時間につき、 <u>利用区分</u> を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日又は1月の場合は夜間)の <u>利用区分</u> による <u>基本額の3割相当額</u> を、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの <u>利用料金相当額</u> を徴収する。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。		4 <u>利用時間</u> を超過した場合の <u>利用料金</u> は、当該超過した時間1時間につき、 <u>利用時間区分</u> を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日又は1月の場合は夜間)の <u>利用時間区分</u> による <u>利用料金の額</u> を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの <u>利用料金相当額</u> とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。	
		5 <u>前3項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</u>	
		6 <u>1月を単位として利用する場合は、電気設備等の利用料金については別に徴収するものとし、当該利用料金の額は実費相当額とする。</u>	
		改正附則 (施行期日)	
		1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。	
		(適用区分)	
		2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。	

舞鶴市手数料条例旧新対照表

旧		新	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
(7) 削除		(削除)	
(8) 削除		(削除)	
(9) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき 750円	(7) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき 750円
(10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	1件につき 86,000円	(8) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	1件につき 86,000円
(11) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	1件につき 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは6,200円、100平方メートルを超え500平方メートル以下のと	(9) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	1件につき 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは6,200円、100平方メートルを超え500平方メートル以下のと

旧		新			
		きは8,600円、 500平方メ ートルを超 え 2,000平方 メートル以 下のとき は 13,000円、 2,000平方 メートルを 超え 10,000平 方メートル 以下のとき は 35,000円、 10,000平 方メートル を超え 50,000平 方メートル 以下のとき は 43,000円、 50,000平 方メートル を超える ときは 58,000円			きは8,600円、 500平方メ ートルを超 え 2,000平方 メートル以 下のとき は 13,000円、 2,000平方 メートルを 超え 10,000平 方メートル 以下のとき は 35,000円、 10,000平 方メートル を超え 50,000平 方メートル 以下のとき は 43,000円、 50,000平 方メートル を超える ときは 58,000円
(12) 租税特別措置法第28条の1	1件につき	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは6,200円、	(10) 租税特別措置法第28条の1	1件につき	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは6,200円、
4第3項第7号ロ又は第63条第3項第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認			4第3項第7号ロ又は第63条第3項第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認		

旧		新			
定の申請に対する審査		100 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のときは 8,600 円、 500 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のときは 13,000 円、 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のときは 35,000 円、 10,000 平方メートルを超えるときは 43,000 円	定の申請に対する審査		100 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のときは 8,600 円、 500 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のときは 13,000 円、 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のときは 35,000 円、 10,000 平方メートルを超えるときは 43,000 円
(13) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第20条の2第11項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	1 件につき	31,000 円	(11) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第20条の2第11項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	1 件につき	31,000 円
(14) 租税特別措置法施行令第25条の4第2項に規定する要件に	1 件につき	32,000 円	(12) 租税特別措置法施行令第25条の4第2項に規定する要件に	1 件につき	32,000 円

旧		新	
該当する事業であることについての認定の申請に対する審査		該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	
(15) 租税特別措置法施行令第25条の4第17項又は第39条の7第11項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査	1件につき 24,000円	(13) 租税特別措置法施行令第25条の4第17項又は第39条の7第11項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査	1件につき 24,000円
(16) 租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の建築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	1件につき 1,300円	(14) 租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の建築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	1件につき 1,300円
(17) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録	1頭につき 3,000円	(15) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録	1頭につき 3,000円
(18) 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円	(16) 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円
(19) 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円	(17) 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円
(20) 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円	(18) 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円
(21) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成	1件につき 3,400円	(19) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成	1件につき 3,400円

旧		新	
14 年法律第 88 号)第 19 条第 3 項の <u>規定による</u> 登録票の交付又は同条第 5 項の <u>規定による</u> 有効期間の更新若しくは同条第 6 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。)の <u>規定による</u> 登録票の再交付			14 年法律第 88 号)第 19 条第 3 項の <u>規定に基づく</u> 登録票の交付又は同条第 5 項の <u>規定に基づく</u> 有効期間の更新若しくは同条第 6 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。)の <u>規定に基づく</u> 登録票の再交付
(22) 京都府屋外広告物条例(昭和 28 年京都府条例第 30 号)第 4 条又は第 5 条の規定に基づく広告物の表示又は掲出物件の設置の許可			(20) 京都府屋外広告物条例(昭和 28 年京都府条例第 30 号)第 4 条又は第 5 条の規定に基づく広告物の表示又は掲出物件の設置の許可
ア (略)	(略)	(略)	ア (略)
イ 軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物その他の広告物の類	1 枚、1 基又は 1 個につき	表示面積 5 平方メートルまで <u>1,000 円</u> 、 表示面積 5 平方メートルを超える部分につき 5 平方メートルまでごとに <u>500 円</u>	イ 軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物その他の広告物の類
ウ 気球広告物	1 個につき	<u>750 円</u>	ウ 気球広告物
エ 横断幕及び幕広告	1 張につき	<u>250 円</u>	エ 横断幕及び幕広告
オ 電柱広告物及び街灯柱広告物	1 個につき	<u>250 円</u>	オ 電柱広告物及び街灯柱広告物
カ 立看板、 <u>はり札</u> 、道標板、スタンドその他これらに類するもの	1 個につき	<u>250 円</u>	カ 立看板、 <u>貼り札</u> 、道標板、スタンドその他これらに類するもの
			イ 軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物その他の広告物の類
			ウ 気球広告物
			エ 横断幕及び幕広告
			オ 電柱広告物及び街灯柱広告物
			カ 立看板、 <u>貼り札</u> 、道標板、スタンドその他これらに類するもの
			表示面積 5 平方メートルまで <u>1,500 円</u> 、 表示面積 5 平方メートルを超える部分につき 5 平方メートルまでごとに <u>750 円</u>
			1 個につき <u>1,350 円</u>
			1 張につき <u>500 円</u>
			1 個につき <u>500 円</u>
			1 個につき <u>500 円</u>

旧		新			
キ はり紙	100枚までごとに	300円	キ 貼り紙	100枚までごとに	600円
(23) 租税その他公課に関する証明(土地又は家屋については、筆数と棟数を合計した数が8までを1件とする。)	1件につき	200円	(21) 租税その他公課に関する証明(土地又は家屋については、筆数と棟数を合計した数が8までを1件とする。)	1件につき	300円
(24) 営業又は職業に関する証明	1件につき	200円	(22) 営業又は職業に関する証明	1件につき	400円
(25) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写しの交付又は同法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	200円	(23) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写しの交付又は同法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	300円
(26) 住民基本台帳法第12条の4第4項の規定に基づく住民票の写しの交付	1通につき	300円	(24) 住民基本台帳法第12条の4第4項の規定に基づく住民票の写しの交付	1通につき	300円
(27) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。次号において「省令」という。)第11条第1項の規定等に基づく通知カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。 ア 通知カード又は個人番号カ	1件につき	500円	(25) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。次号において「省令」という。)第11条第1項の規定等に基づく通知カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。 ア 通知カード又は個人番号カ	1件につき	500円

旧		新	
<p>ードの追記欄の余白がなくなった場合</p> <p>イ 市の錯誤又は過失により交付等された通知カード又は個人番号カードの返納後の再交付である場合</p> <p>ウ 国外転出による通知カード又は個人番号カードの返納後の再交付である場合</p> <p>エ 住民票コードの修正による個人番号カードの返納後の再交付である場合</p> <p>オ その他市長が特に必要と認める場合</p> <p>(28) 省令第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定等に基づく個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <p>ア 個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合</p> <p>イ 市の錯誤又は過失により交付等された個人番号カードの返納後の再交付である場合</p> <p>ウ 国外転出による個人番号カードの返納後の再交付である場合</p> <p>エ 住民票コードの修正又は個人番号の変更による個人番号</p>	800 円	<p>ードの追記欄の余白がなくなった場合</p> <p>イ 市の錯誤又は過失により交付等された通知カード又は個人番号カードの返納後の再交付である場合</p> <p>ウ 国外転出による通知カード又は個人番号カードの返納後の再交付である場合</p> <p>エ 住民票コードの修正による個人番号カードの返納後の再交付である場合</p> <p>オ その他市長が特に必要と認める場合</p> <p>(26) 省令第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定等に基づく個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <p>ア 個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合</p> <p>イ 市の錯誤又は過失により交付等された個人番号カードの返納後の再交付である場合</p> <p>ウ 国外転出による個人番号カードの返納後の再交付である場合</p> <p>エ 住民票コードの修正又は個人番号の変更による個人番号</p>	800 円

旧		新	
カードの返納後の再交付である場合 オ その他市長が特に必要と認める場合			
(29) <u>印鑑登録証</u> の交付	1 件につき	200 円	(27) 舞鶴市印鑑条例(昭和52年条例第1号)第8条の規定に基づく <u>印鑑登録証</u> の交付
(30) <u>印鑑登録証明</u>	1 件につき	200 円	(28) 舞鶴市印鑑条例第14条第2項の規定に基づく <u>印鑑登録証明書</u> の交付
(31) 身分に関する証明	1 件につき	200 円	(29) 地方自治法第260条の2第12項の規定に基づく認可地縁団体の告示に関する証明書の交付
(32) 埋火葬に関する証明	1 件につき	200 円	(30) 舞鶴市認可地縁団体に関する印鑑条例(平成5年条例第2号)第8条第1項の規定に基づく認可地縁団体印鑑登録証明書の交付
(33) 在学、 <u>修学</u> に関する証明	1 件につき	200 円	(31) 身分に関する証明
(34) <u>地理区域、里程</u> に関する証明	1 件につき	200 円	(32) 埋火葬に関する証明
(35) <u>被害</u> に関する証明	1 件につき	200 円	(33) 在学又は <u>修学</u> に関する証明(削除)
(36) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)及び第81条第3項において準用する同法第78条第1項の <u>規定</u> による写し又は書面の交付	1 枚につき	日本工業規格A列3番までの大きさの用紙にあっては10円(カラーで複写され、	(34) <u>り災</u> に関する証明
			(35) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)及び第81条第3項において準用する同法第78条第1項の <u>規定</u> に基づく写し又は書面の交付

旧		新	
	又は出力されたときは、40円)、日本工業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙にあつては別に定める実費相当額(両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として算定する。)		又は出力されたときは、40円)、日本工業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙にあつては別に定める実費相当額(両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として算定する。)
		(36) 国民健康保険料の納付に関する証明	1 件につき 400 円
		(37) 介護保険料の納付に関する証明	1 件につき 400 円
		(38) 後期高齢者医療保険料の納付に関する証明	1 件につき 400 円
		(39) 特定教育・保育施設の利用に係る利用者負担額の納付に関する証明	1 件につき 400 円
		(40) 生活保護の受給に関する証明	1 件につき 300 円
		(41) 国民健康保険の資格に関する証明	1 件につき 400 円

旧		新	
		る証明	
		(42) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項の規定に基づく特定中小企業者の認定	1件につき 400円
		(43) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令(平成24年内閣府・農林水産省・環境省令第1号)第3条の規定に基づく特定捕獲等の参加に係る書面の交付	1件につき 400円
		(44) 農地等の贈与税・相続税の納税猶予に関する証明	1件につき 400円
		(45) 農家に関する証明	1件につき 400円
		(46) 耕作に関する証明	1件につき 400円
		(47) 近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)第2条第5項に規定する都市開発区域に関する証明	1件につき 400円
		(48) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域等に関する証明	1件につき 2,200円
		(49) 境界確定に関する証明	1件につき 400円
		(50) 土地区画整理事業の確定測量図等に関する証明	1件につき 2,200円

旧			新		
			(51) 道路幅員に関する証明	1 件につき	1,100 円
			(52) 防火管理者の資格に関する証明	1 件につき	400 円
			(53) 救急搬送に関する証明	1 件につき	400 円
			(54) 公簿、公文書又は図面の謄抄本の交付	1 件につき	400 円
			(55) その他の証明	1 件につき	400 円
			(56) 住民基本台帳法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する事務	1 人につき	200 円
(37) 公簿、公文書又は図面の謄抄本の交付	1 件につき	200 円	(57) その他の公簿、公文書又は図面の閲覧に供する事務	1 回につき	200 円
(38) その他の証明	1 件につき	200 円			
(39) 住民基本台帳法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する事務	1 人につき	100 円			
(40) その他の公簿、公文書又は図面の閲覧に供する事務	1 回につき	100 円			
			<p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。</p>		

舞鶴市市税条例旧新対照表(第56号議案関係)

旧	新
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 (略)</p> <p>2 前項の納税証明書の交付手数料は、証明書1枚ごとに<u>200円</u>とする。ただし、道路運送車両法第97条の2の規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 (略)</p> <p>2 前項の納税証明書の交付手数料は、証明書1枚ごとに<u>300円</u>とする。ただし、道路運送車両法第97条の2の規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の第18条の4の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市火災予防条例旧新対照表

旧		新	
別表第9(第50条関係)		別表第9(第50条関係)	
手数料を徴収する事務	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の額
(17) 法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	(略)	(17) 法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	(略)
(18) 第49条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物若しくは指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの検査	ア 水張検査 4,000円 イ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 容量 600リットル以下のタンク 4,000円 (イ) 容量 600リットルを超えるタンク 7,000円	(18) 第49条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物若しくは指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの検査	ア 水張検査 第15号のアに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額 イ 水圧検査 第15号のイに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額
		改正附則 (施行期日) 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (適用区分) 2 この条例による改正後の別表第9の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。	

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等)</p> <p>第29条の2 第26条第1項に規定する許可若しくは許可の更新又は同条第3項に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき <u>3,000円</u></p> <p>(2) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき <u>2,000円</u></p> <p>(3) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき <u>3,000円</u></p> <p>(4) 一般廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき <u>2,000円</u></p> <p>(5) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき <u>3,000円</u></p> <p>(6) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき <u>3,000円</u></p> <p>(7) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき <u>3,000円</u></p> <p>(8) 許可証の再交付手数料 1件につき <u>2,000円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等)</p> <p>第29条の2 第26条第1項に規定する許可若しくは許可の更新又は同条第3項に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき <u>4,200円</u></p> <p>(2) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき <u>3,000円</u></p> <p>(3) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき <u>4,200円</u></p> <p>(4) 一般廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき <u>3,000円</u></p> <p>(5) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき <u>4,200円</u></p> <p>(6) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき <u>4,200円</u></p> <p>(7) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき <u>4,200円</u></p> <p>(8) 許可証の再交付手数料 1件につき <u>3,000円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の第29条の2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市市税条例旧新対照表(第1条関係)(第57号議案関係)

旧	新
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額<u>によって</u>、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額<u>によって</u>、第2号及び第4号の者に対しては均等割額<u>によって</u>、第5号の者に対しては法人税割額<u>によって</u>課する。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団の代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第30条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の3の規定<u>によって</u>課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が<u>125万円をこえる</u>場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8千円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額<u>により</u>、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額<u>により</u>、第2号及び第4号の者に対しては均等割額<u>により</u>、第5号の者に対しては法人税割額<u>により</u>課する。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団の代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第30条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(<u>第48条第10項から第12項までを除く。)</u>の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の3の規定<u>により</u>課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が<u>135万円を超える</u>場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額<u>に10万円を加算した金額</u>(その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8千円を加算した金額)以下である者に対しては、</p>

旧	新
<p>(均等割の税率)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2 第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄</u>に定める額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第 33 条の 3 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 12 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 7 項及び第 12 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(調整控除)</p> <p>第 35 条の 2 <u>所得割の納税義務者</u>については、その者の第 34 条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第 34 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が 200 万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の 100 分の 3 に相</p>	<p>均等割を課さない。</p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2 第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に定める額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第 33 条の 3 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 12 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である</u>所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 7 項及び第 12 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(調整控除)</p> <p>第 35 条の 2 <u>前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である</u>所得割の納税義務者については、その者の第 34 条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第 34 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が 200 万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の 100 分の 3 に相</p>

旧	新
<p>当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する<u>場合においては</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合に掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する<u>場合においては</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、<u>法第317条の6第1項又は第4項の規定によって</u>給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失</p>	<p>当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する<u>場合には</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合に掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する<u>場合には</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に<u>掲げる者は</u>、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、<u>法第317条の6第1項又は第4項の規定により</u>給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控</p>

旧	新
<p>若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 35 条の 2 の 2 の規定<u>によって</u>控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)については、この限りでない。</p>	<p>除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 35 条の 2 の 2 の規定<u>により</u>控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)については、この限りでない。</p>
<p>2 から 8 まで (略) (特別徴収義務者)</p>	<p>2 から 8 まで (略) (特別徴収義務者)</p>
<p>第 47 条の 3 前条第 1 項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第 321 条の 7 の 4 第 2 項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節<u>について</u>同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。</p>	<p>第 47 条の 3 前条第 1 項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第 321 条の 7 の 4 第 2 項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節<u>において</u>同じ。)の支払をする者(<u>次条第 1 項</u>において「年金保険者」という。)とする。</p>
<p>(法人の市民税の申告納付)</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p>
<p>第 48 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>第 48 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書(<u>第 10 項及び第 11 項において「納税申告書」という。</u>)を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2 から 9 まで (略)</p>	<p>2 から 9 まで (略)</p>
	<p><u>10 法第 321 条の 8 第 42 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 42 項</u></p>

旧	新
<p>(市たばこ税の納税義務者等) <u>第 92 条</u> (略)</p>	<p>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、<u>法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 12 項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u></p> <p><u>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</u></p> <p><u>12 第 10 項の規定により行われた同項の申告は、法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u></p> <p><u>(製造たばこの区分)</u></p> <p><u>第 92 条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 喫煙用の製造たばこ</u></p> <p><u>ア 紙巻たばこ</u></p> <p><u>イ 葉巻たばこ</u></p> <p><u>ウ パイプたばこ</u></p> <p><u>エ 刻みたばこ</u></p> <p><u>オ 加熱式たばこ</u></p> <p><u>(2) かみ用の製造たばこ</u></p> <p><u>(3) かぎ用の製造たばこ</u></p> <p>(市たばこ税の納税義務者等)</p> <p><u>第 92 条の 2</u> (略)</p> <p><u>(製造たばことみなす場合)</u></p> <p><u>第 93 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となる</u></p>

旧	新																								
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 たばこ税の課税標準は、<u>第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。</u></p> <p>2 前項の製造たばこの本数は、<u>喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</u></p>	<p><u>グリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</u></p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 たばこ税の課税標準は、<u>第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</u></p> <p>2 前項の製造たばこ(<u>加熱式たばこを除く。</u>)の本数は、<u>紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</u></p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア <u>パイプたばこ</u></td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ <u>葉巻たばこ</u></td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ <u>刻みたばこ</u></td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム	イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム	ウ <u>刻みたばこ</u>	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア <u>葉巻たばこ</u></td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ <u>パイプたばこ</u></td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ <u>刻みたばこ</u></td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム	イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム	ウ <u>刻みたばこ</u>	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム
区分	重量																								
1 喫煙用の製造たばこ																									
ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム																								
イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム																								
ウ <u>刻みたばこ</u>	2グラム																								
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																								
区分	重量																								
1 喫煙用の製造たばこ																									
ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム																								
イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム																								
ウ <u>刻みたばこ</u>	2グラム																								
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																								

旧		新	
3	かぎ用の製造たばこ 2 グラム	3	かぎ用の製造たばこ 2 グラム
		<p>3 <u>加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、第 1 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の 1 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法</u></p> <p>(2) <u>加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第 16 条の 2 の 2 で定めるものに係る部分の重量を除く。)の 0.4 グラムをもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</u></p> <p>(3) <u>次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 7 号)附則第 48 条第 1 項第 1 号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成 10 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。)をもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</u></p> <p>ア <u>売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第 33 条第 1 項又は第 2 項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第 2 章第 3 節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)</u></p> <p>イ <u>アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和 59 年</u></p>	

旧	新
<p>3 <u>前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量の本数を換算する場合の計算は、第 92 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p>	<p><u>法律第 72 号)第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の例により算定した金額</u></p> <p>4 <u>第 2 項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第 3 項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第 92 条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>5 <u>第 3 項第 2 号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>6 <u>前 2 項の計算に関し、第 4 項の製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>7 <u>第 3 項第 3 号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>8 <u>前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの第 3 項第 3 号アに定める金額又は紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額に 1 銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p>

旧	新
<p>(たばこ税の税率) 第 95 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>5,262 円</u>とする。 (たばこ税の課税免除) 第 96 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第 469 条第 1 項第 1 号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第 92 条</u>の規定を適用する。 (たばこ税の申告納付の手続) 第 98 条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>第 92 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 96 条第 1 項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1 項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第 34 号の 2 様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければ</p>	<p><u>9 第 3 項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</u> (たばこ税の税率) 第 95 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>5,692 円</u>とする。 (たばこ税の課税免除) 第 96 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第 469 条第 1 項第 1 号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第 92 条の 2</u>の規定を適用する。 (たばこ税の申告納付の手続) 第 98 条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>売渡し等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 96 条第 1 項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1 項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第 34 号の 2 様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第 96 条</p>

旧	新
<p>ならない。この場合において、当該申告書には、第 96 条第 2 項に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>第 2 項に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。</p>
<p>2 から 5 まで (略)</p>	<p>2 から 5 まで (略)</p>
<p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p>	<p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p>
<p>第 2 条の 3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうちその者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額)以下である者に対しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p>	<p>第 2 条の 3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうちその者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に <u>10 万円を加算した金額</u>(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額)以下である者に対しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p>
<p>2 及び 3 (略)</p>	<p>2 及び 3 (略)</p>
<p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p>
<p>第 7 条の 2 (略)</p>	<p>第 7 条の 2 (略)</p>
<p>2 から 18 まで (略)</p>	<p>2 から 18 まで (略)</p>
<p>19 (略)</p>	<p><u>19 法附則第 15 条第 47 項の条例で定める割合は、零とする。</u></p>
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p><u>20 (略)</u></p>
<p>第 14 条の 2 (略)</p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>第 14 条の 2 (略)</p>
<p>3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第</p>	<p>3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第</p>

旧	新
<p>33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から<u>第37条の7</u>まで、<u>第37条の9の4又は第37条の9の5</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から<u>第37条の6</u>まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、第93条の次に1条を加える改正規定並びに第94条から第96条まで及び第98条第1項の改正規定並びに附則第5項から第11項までの規定 平成30年10月1日</p> <p>(2) 第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び第36条の2第1項の改正規定並びに附則第14条の2第3項の改正規定並びに次項の規定 平成31年1月1日</p> <p>(3) 第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに附則第4項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(4) 第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに第33条の3及び第35条の2の改正規定並びに附則第2条の3の改正規定並びに附則第3項の規定 平成33年1月1日</p> <p>(5) 附則第7条の2第19項を同条第20項とし、同条第18項の次に1項を加える改正規定 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日 (市民税に関する経過措置)</p>

旧	新
	<p>2 前項第 2 号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 附則第 1 項第 4 号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 33 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 32 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4 この条例による改正後の舞鶴市市税条例第 23 条第 1 項及び第 3 項並びに第 48 条第 10 項から第 12 項までの規定は、附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>5 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。 (手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>6 平成30年10月1日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこ(舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第31号)附則第11項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び附則第10項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例(附則第9項及び第10項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定す</p>

旧	新			
	<p>る卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>7 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>8 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>9 附則第6項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1178 1257 2011 1329"> <tr> <td data-bbox="1178 1257 1451 1329">第19条</td> <td data-bbox="1453 1257 1727 1329">第98条第1項若しくは第2項、</td> <td data-bbox="1729 1257 2011 1329">舞鶴市市税条例等の一部を改正する</td> </tr> </table>	第19条	第98条第1項若しくは第2項、	舞鶴市市税条例等の一部を改正する
第19条	第98条第1項若しくは第2項、	舞鶴市市税条例等の一部を改正する		

旧	新		
			条例(平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第9項、
	第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8項
	第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9項の納期限
	第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
	第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9項
	第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8項
		当該各項	同項
	第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9項

10 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第6項の規定により市たばこ税を

旧	新
	<p>課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>11 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における附則第9項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。</p>

舞鶴市市税条例旧新対照表(第2条関係)(第57号議案関係)

旧	新
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>4から10まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2から17まで (略)</p> <p>18 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、零とする。</p> <p>20 (略)</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>4から10まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2から17まで (略)</p> <p>18 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、零とする。</p> <p>20 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第94条第3項各号列記以外の部分の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>2 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)に地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第2条の規定による改正前の地方税法(昭和25年</p>

旧	新
	<p>法律第226号)附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第43項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第43項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第43項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第43項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市市税条例旧新対照表(第3条関係)(第57号議案関係)

旧	新
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>4から10まで (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>4から10まで (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成32年10月1日から施行する。</p>

旧	新
	<p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>2 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。 (手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>3 平成32年10月1日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等(第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>4 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>5 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p>

旧	新		
	<p>6 附則第3項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第19条	第98条第1項若しくは第2項、	舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第16項、	
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第15項	
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第16項の納期限	
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式	
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第16項	

旧	新		
	第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第15項
		当該各項	同項
	第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第16項
	<p>7 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第3項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>		

舞鶴市市税条例旧新対照表(第4条関係)(第57号議案関係)

旧	新
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)</u>をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ <u>たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</u></p> <p>4から10まで (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(<u>たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)</u>をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ <u>たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</u></p> <p>4から10まで (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p>

旧	新
<p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>	<p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552円</u>とする。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成33年10月1日から施行する。</p> <p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>2 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>3 平成33年10月1日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等(第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>4 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p>

旧	新		
	5 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。		
	6 附則第3項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
	第19条	第98条第1項若しくは第2項、	舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第22項、
	第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第21項
	第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第22項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務	

旧	新		
			省令第25号)別記第2号様式
	第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第22項
	第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第21項
		当該各項	同項
	第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第22項
<p>7 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第3項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>			

舞鶴市市税条例旧新対照表(第5条関係)(第57号議案関係)

旧	新
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>	<p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>
<p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>	<p>5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>	<p>7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>
<p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>
<p>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項</p>	<p>(削除)</p>

旧	新
<p><u>に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>10</u> (略)</p>	<p><u>9</u> (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成34年10月1日から施行する。</p>

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第31号)旧新対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>1から10まで (略)</p> <p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例第95条</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき 2,925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき 3,355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 1,000本につき 4,000円</p> <p>13 (略)</p> <p>14 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(<u>新条例第92条第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻た</p>	<p>附 則</p> <p>1から10まで (略)</p> <p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>舞鶴市市税条例第95条</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき 2,925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき 3,355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき 4,000円</p> <p>13 (略)</p> <p>14 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(<u>舞鶴市市税条例第92条の2第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等とし</p>

旧	新
<p>ばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>	<p>て当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>
<p>15から22まで (略)</p>	<p>15から22まで (略)</p>
<p>23 <u>平成31年4月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,262円</u>とする。</p>	<p>23 <u>平成31年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,692円</u>とする。</p>
<p>24 附則第15項から第18項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>24 附則第15項から第18項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

旧			新		
附則第15項	前項	附則第23項	附則第15項	前項	附則第23項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項		附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>		平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
附則第16項	平成28年9月30日	<u>平成31年9月30日</u>	附則第16項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
附則第18項	附則第14項	附則第23項	附則第18項	附則第14項	附則第23項
			改正附則 この条例は、平成30年10月1日から施行する。		

舞鶴市農業公園条例旧新対照表

旧		新	
<p>(敷金)</p> <p>第15条 滞在型市民農園の利用者(一時利用をする者を除く。)は、利用期間(第10条第2項の規定により更新する期間を含む。)における敷金として<u>400,000円</u>を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第17条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対して、施設への入館・入場を拒み、又は施設からの退館・退場を<u>命じる</u>ことができる。</p> <p>別表第1(第12条関係)</p> <p>滞在型市民農園等の基準額表</p>		<p>(敷金)</p> <p>第15条 滞在型市民農園の利用者(一時利用をする者を除く。)は、利用期間(第10条第2項の規定により更新する期間を含む。)における敷金として<u>200,000円</u>を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第17条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対して、施設への入館・入場を拒み、又は施設からの退館・退場を<u>命ずる</u>ことができる。</p> <p>別表第1(第12条関係)</p> <p>滞在型市民農園等の基準額表</p>	
滞在型市民農園A区 域	長期利用	1区画1年間につき 462,000円	
	一時利用	(1) <u>利用の単位が3日以下の場合</u> 1区画1回につき 25,920円 (2) <u>利用の単位が4日以上7日以下の場合</u> 1区画1回につき 25,920円に <u>利用の単位が3日を超える1日ごとに</u> 4,320円を加算した額	
滞在型市民農園B区 域	長期利用	1区画1年間につき 420,000円	
	一時利用	(1) <u>利用の単位が3日以下の場合</u> 1区画1回につき 25,920円 (2) <u>利用の単位が4日以上7日以下の場合</u> 1区画1回につき 25,920円に <u>利用の単位が3日を超える1日ごとに</u> 4,320円を加算した額	
日帰り貸農園	1区画1年間につき 10,500円		
滞在型市民農園A区 域	長期利用	1区画1年間につき 462,000円	
	一時利用	(1) <u>宿泊日が土曜日又は休前日等の場合</u> 1人1泊につき7,290円 (2) <u>その他の場合</u> 1人1泊につき 5,940円	
滞在型市民農園B区 域	長期利用	1区画1年間につき 420,000円	
	一時利用	(1) <u>宿泊日が土曜日又は休前日等の場合</u> 1人1泊につき7,290円 (2) <u>その他の場合</u> 1人1泊につき 5,940円	
日帰り貸農園	1区画1年間につき 10,500円		

旧			新		
<p>備考 利用する期間が1年に満たないとき(滞在型市民農園を一時利用するときを除く。)は、<u>月割計算及び日割計算により算出した額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。</u></p>			<p>備考</p> <p>1 <u>この表において「宿泊日」とは、宿泊を開始する各日をいう。</u></p> <p>2 <u>この表において「休前日等」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日その他指定管理者が別に定める日をいう。</u></p> <p>3 <u>利用する期間が1年に満たないとき(滞在型市民農園を一時利用するときを除く。)は、月割計算及び日割計算により算出した額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。</u></p> <p>4 <u>滞在型市民農園を一時利用する場合において、義務教育就学前の者は、無料とする。</u></p>		
<p>別表第2(第12条関係)</p> <p>コテージの基準額表</p> <p>1 宿泊に係る基準額(1棟1泊につき)</p>			<p>別表第2(第12条関係)</p> <p>コテージの基準額表</p> <p>1 宿泊に係る基準額(1棟1泊につき)</p>		
区分	宿泊日が土曜日又は休前日等の場合	左記以外の場合	区分	宿泊日が土曜日又は休前日等の場合	左記以外の場合
4人以下の宿泊	18,900円	16,800円	4人以下の宿泊	18,900円	16,800円
5人以上10人以下の宿泊	上記金額に1人増すごとに3,675円を加算した額	上記金額に1人増すごとに3,150円を加算した額	5人以上10人以下の宿泊	上記金額に1人増すごとに3,675円を加算した額	上記金額に1人増すごとに3,150円を加算した額
<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この表において「休前日等」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日その他指定管理者が別に定める日をいう。</p> <p>3 義務教育就学前の者は、<u>原則として</u>人数には含めず、無料とする。</p>			<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この表において「休前日等」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日その他指定管理者が別に定める日をいう。</p> <p>3 義務教育就学前の者は、人数には含めず、無料とする。</p>		

旧	新
2 (略)	2 (略) 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (適用区分) 2 この条例による改正後の第15条の規定は、この条例の施行の日以後に開始される滞在型市民農園の利用に係る敷金について適用し、同日前に開始された滞在型市民農園の利用に係る敷金については、なお従前の例による。

舞鶴市保育所条例旧新対照表

旧	新																					
<p>(名称、位置等)</p> <p>第2条 保育所の名称、位置等は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">入所定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うみべのもり保育所</td> <td>舞鶴市字浜2022番地</td> <td style="text-align: center;">150人</td> </tr> <tr> <td>中保育所</td> <td>舞鶴市字余部下1062番地</td> <td style="text-align: center;">200人</td> </tr> <tr> <td>西乳児保育所</td> <td>舞鶴市字円満寺100番地の3</td> <td style="text-align: center;">40人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の使用料の額は、<u>特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)別表第2に規定する基準により算定した額</u>(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる事由のあった乳児又は幼児に係る第1項の使用料の額は、前項の規定による額に、当該月における利用日数を25で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	名称	位置	入所定員	うみべのもり保育所	舞鶴市字浜2022番地	150人	中保育所	舞鶴市字余部下1062番地	200人	西乳児保育所	舞鶴市字円満寺100番地の3	40人	<p>(名称、位置等)</p> <p>第2条 保育所の名称、位置等は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">入所定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うみべのもり保育所</td> <td>舞鶴市字浜2022番地</td> <td style="text-align: center;">150人</td> </tr> <tr> <td>中保育所</td> <td>舞鶴市字余部下1062番地</td> <td style="text-align: center;">200人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の使用料の額は、<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由のあった乳児又は幼児に係る第1項の使用料の額は、前項の規定による額に、当該月における利用日数を25で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">改正附則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	名称	位置	入所定員	うみべのもり保育所	舞鶴市字浜2022番地	150人	中保育所	舞鶴市字余部下1062番地	200人
名称	位置	入所定員																				
うみべのもり保育所	舞鶴市字浜2022番地	150人																				
中保育所	舞鶴市字余部下1062番地	200人																				
西乳児保育所	舞鶴市字円満寺100番地の3	40人																				
名称	位置	入所定員																				
うみべのもり保育所	舞鶴市字浜2022番地	150人																				
中保育所	舞鶴市字余部下1062番地	200人																				

舞鶴市保育所使用条例旧新対照表

旧				新			
<u>舞鶴市保育所使用条例</u>				<u>舞鶴市保育所及び認定こども園使用条例</u>			
(目的)				(目的)			
第1条 この条例は、舞鶴市の保育所(以下「 <u>保育所</u> 」という。)の建物の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。				第1条 この条例は、舞鶴市の保育所及び認定こども園(以下「 <u>保育所等</u> 」という。)の建物の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。			
(建物の範囲)				(建物の範囲)			
第2条 <u>保育所</u> 建物の使用できる範囲は、遊戯室のみとする。				第2条 <u>保育所等</u> の建物の使用できる範囲は、遊戯室のみとする。			
(使用許可)				(使用許可)			
第3条 <u>保育所</u> の建物を使用しようとする者は、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。申請事項を変更しようとするときもまた同じ。				第3条 <u>保育所等</u> の建物を使用しようとする者は、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。申請事項を変更しようとするときもまた同じ。			
2 <u>保育所</u> の建物の使用時間は午前9時から午後10時までとする。				2 <u>保育所等</u> の建物の使用時間は午前9時から午後10時までとする。			
<u>別表(第5条関係)</u>				<u>別表(第5条関係)</u>			
保育所使用料表				保育所等使用料表			
保育所名	使用料			保育所等の名称	使用料		
	昼間	夜間	昼夜連続		昼間	夜間	昼夜連続
	円	円	円		円	円	円
うみべのもり保育所	300	350	500	うみべのもり保育所	300	350	500
中保育所	300	350	500	中保育所	300	350	500
				舞鶴こども園	300	350	500
				改正附則			
				この条例は、平成31年4月1日から施行する。			

舞鶴市都市公園条例旧新対照表

旧	新
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条の2 東舞鶴公園、五老ヶ岳公園、舞鶴赤れんがパーク、青葉山ろく公園、舞鶴文化公園、泉源寺公園、舞鶴自然文化園、舞鶴親海公園及び前島みなと公園(以下「指定管理者管理公園」という。)の管理は、法人その他の団体であって、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年条例第24号)第3条第1項の規定に基づき市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。</p> <p>(開館・開場時間及び休館・休場日)</p> <p>第2条の4 舞鶴自然文化園並びに有料公園施設(舞鶴引揚記念館を除く。<u>第4条の2第1項</u>において同じ。)及び無料公園施設の開館・開場時間及び休館・休場日は、<u>規則で定めるものとする。</u></p> <p>(有料公園施設等の利用許可)</p> <p>第4条の2 <u>有料公園施設及びその附属設備</u>(以下「有料公園施設等」という。)並びに無料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者(<u>伊佐津川運動公園</u>にあっては、市長。以下次条までにおいて同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、また同様とする。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条の2 東舞鶴公園、五老ヶ岳公園、舞鶴赤れんがパーク、青葉山ろく公園、舞鶴文化公園、泉源寺公園、舞鶴自然文化園、舞鶴親海公園、<u>前島みなと公園及び伊佐津川運動公園</u>(以下「指定管理者管理公園」という。)の管理は、法人その他の団体であって、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年条例第24号)第3条第1項の規定に基づき市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。</p> <p>(開館・開場時間及び休館・休場日)</p> <p>第2条の4 舞鶴自然文化園並びに有料公園施設(舞鶴引揚記念館を除く。<u>次項</u>において同じ。)及び無料公園施設の開館・開場時間は、<u>別表第2の2のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、開館・開場時間を変更することができる。</u></p> <p><u>2 舞鶴自然文化園並びに有料公園施設及び無料公園施設の休館・休場日は、規則で定めるものとする。</u></p> <p>(有料公園施設等の利用許可)</p> <p>第4条の2 <u>指定管理者管理公園の有料公園施設及びその附属設備</u>(以下「有料公園施設等」という。)並びに無料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、また同様とする。</p> <p><u>2 屋外運動施設、弓道場、赤れんが施設、舞鶴文化公園体育館及び多目的屋内施設の利用の許可</u>(以下「利用許可」という。)は、それぞれ別表第3第1項、別表第4第1項、別表第6第1項、別表第10第1項及び別表第11第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、屋外運動施設、弓道場、舞鶴文化公園体育館及び多目</p>

旧	新
<p>2 指定管理者は、<u>前項の許可(以下「利用許可」という。)</u>をする場合において、有料公園施設等及び無料公園施設の管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付すことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>第9条の2 伊佐津川運動公園の有料公園施設等の利用許可を受けた者は、市長に対し、使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>伊佐津川運動公園の有料公園施設の使用料は別表第2の2に、伊佐津川運動公園の有料公園施設の附属設備の使用料は規則に定めるとおりとする。</u></p> <p>(使用料の減免等)</p> <p>第10条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第2項若しくは第3項の許可を受けた者の責めでない事由によってそれらの許可に係る行為又はそれらを利用することができなくなった場合若しくはその他市長が必要と認める場合においては、<u>第9条第1項の使用料の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第10条の2第4項、第10条の3及び第10条の4の規定は、前条の使用料の前納、減免及び不返還について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>的屋内施設については、これらの施設の利用状況に応じ、指定管理者が必要と認めるときは、それぞれ別表第3第1項、別表第4第1項、別表第10第1項及び別表第11第1項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。</u></p> <p>3 指定管理者は、利用許可をする場合において、有料公園施設等及び無料公園施設の管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付すことができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第9条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(使用料の減免等)</p> <p>第10条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第2項若しくは第3項の許可を受けた者の責めでない事由によってそれらの許可に係る行為又はそれらを利用することができなくなった場合若しくはその他市長が必要と認める場合においては、<u>前条第1項の使用料の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>(削除)</p>

旧	新																																																							
<p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>第4条の2、第4条の3及び第10条の2(同条第2項を除く。)</u>から第10条の4までの規定は、前項の規定により市長が指定管理者管理公園の管理を行う場合について準用する。この場合において、<u>第4条の2第1項中「指定管理者(伊佐津川運動公園にあっては、市長。以下次条までにおいて同じ。)」とあるのは「市長」と、同条第2項及び第3項並びに第4条の3ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の2第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料(五老ヶ岳公園展望タワーにあっては、入館料。以下同じ。)」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第10条の3及び第10条の4中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>別表第2の2(第9条の2関係)</p> <p style="text-align: center;">伊佐津川運動公園に係る屋外運動施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">利用時間</th> <th>午前(午前9時から午後1時まで)</th> <th>午後(午後1時から午後5時まで)</th> <th>全日(午前9時から午後5時まで)</th> </tr> <tr> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">人工芝グラウンド</td> <td>全面</td> <td>15,200</td> <td>15,200</td> <td>30,400</td> </tr> <tr> <td>2分の1</td> <td>7,600</td> <td>7,600</td> <td>15,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的グラウンド</td> <td>全面</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>2分の1</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>クレーテニスコート(一面につき)</td> <td></td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	施設名	利用時間	午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	全日(午前9時から午後5時まで)	円	円	円	人工芝グラウンド	全面	15,200	15,200	30,400	2分の1	7,600	7,600	15,200	多目的グラウンド	全面	1,200	1,200	2,400	2分の1	600	600	1,200	クレーテニスコート(一面につき)		800	800	1,600	<p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>第2条の4(第2項を除く。)、第4条の2、第4条の3及び第10条の2(第2項を除く。)</u>から第10条の4までの規定は、前項の規定により市長が指定管理者管理公園の管理を行う場合について準用する。この場合において、<u>第2条の4第1項ただし書、第4条の2第1項から第4項まで及び第4条の3ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の2第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料(五老ヶ岳公園展望タワーにあっては、入館料。以下同じ。)」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第10条の3及び第10条の4中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>別表第2の2(第2条の4関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>都市公園又は施設の名称</th> <th>開館・開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴自然文化園</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>屋外運動施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>人工芝テニスコート</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>陸上競技場</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>人工芝グラウンド</td> <td>(1) 3月1日から4月30日まで及び</td> </tr> <tr> <td>多目的グラウンド</td> <td>9月1日から9月30日までの期間 午</td> </tr> <tr> <td>クレーテニスコート</td> <td>前7時から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 5月1日から8月31日までの期間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午前7時から午後7時まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 10月1日から11月30日までの期</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園又は施設の名称	開館・開場時間	舞鶴自然文化園	午前9時から午後5時まで	屋外運動施設		野球場	午前9時から午後5時まで	人工芝テニスコート	午前9時から午後9時まで	陸上競技場	午前9時から午後9時まで	人工芝グラウンド	(1) 3月1日から4月30日まで及び	多目的グラウンド	9月1日から9月30日までの期間 午	クレーテニスコート	前7時から午後6時まで		(2) 5月1日から8月31日までの期間		午前7時から午後7時まで		(3) 10月1日から11月30日までの期
施設名			利用時間	午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	全日(午前9時から午後5時まで)																																																		
	円	円		円																																																				
人工芝グラウンド	全面	15,200	15,200	30,400																																																				
	2分の1	7,600	7,600	15,200																																																				
多目的グラウンド	全面	1,200	1,200	2,400																																																				
	2分の1	600	600	1,200																																																				
クレーテニスコート(一面につき)		800	800	1,600																																																				
都市公園又は施設の名称	開館・開場時間																																																							
舞鶴自然文化園	午前9時から午後5時まで																																																							
屋外運動施設																																																								
野球場	午前9時から午後5時まで																																																							
人工芝テニスコート	午前9時から午後9時まで																																																							
陸上競技場	午前9時から午後9時まで																																																							
人工芝グラウンド	(1) 3月1日から4月30日まで及び																																																							
多目的グラウンド	9月1日から9月30日までの期間 午																																																							
クレーテニスコート	前7時から午後6時まで																																																							
	(2) 5月1日から8月31日までの期間																																																							
	午前7時から午後7時まで																																																							
	(3) 10月1日から11月30日までの期																																																							

旧	新	
<p>1 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の使用料は、人工芝グラウンドにあつては1時間につき3,800円(2分の1利用の場合は1,900円)、多目的グラウンドにあつては300円(2分の1利用の場合は150円)、クレーテニスコートにあつては1時間につき200円とする。</p> <p>2 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利若しくは宣伝を目的とする催物のために利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。</p> <p>3 児童、生徒等が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の半額とする。</p> <p>4 この表の午前及び午後の区分は、1時間を単位とする場合を含む。</p>		<p>間 午前8時から午後5時まで (4) 12月1日から翌年の2月末日までの期間 午前9時から午後5時まで</p>
	弓道場	午前9時から午後9時まで
	五老ヶ岳公園展望タワー	<p>(1) 4月1日から11月30日までの期間 ア 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 午前9時から午後9時まで イ アに掲げる日以外の日 午前9時から午後7時まで (2) 12月1日から翌年の3月31日までの期間 午前9時から午後5時まで</p>
	赤れんが施設	午前9時から午後10時まで
	野外活動施設	<p>グリーンスポーツセンター (1) 宿泊しない場合 午前9時から午後5時まで (2) 宿泊する場合 午後5時から翌日の午前9時まで</p>
	陶芸館	午前9時から午後5時まで
	舞鶴市民レジャー施設	パターゴルフ場 午前9時から午後5時まで
		ちびっこゲレンデ 午前9時から午後5時まで
		文化公園プール 午前10時から午後7時まで
	舞鶴文化公園	体育館 午前9時から午後9時まで
	多目的屋内施設	文化公園多目的施設 午前9時から午後9時まで
		泉源寺多目的施設 午前9時から午後9時まで

旧					新					
<p>別表第3(第10条の2関係)</p> <p>1 東舞鶴公園及び前島みなと公園に係る屋外運動施設利用料金</p>					舞鶴親海公園海釣護岸		(1) 4月1日から5月31日まで及び9月1日から11月30日までの期間 午前7時から午後6時まで			
					漁村活性化センター		午前10時から午後8時まで			
<p>別表第3(第10条の2関係)</p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p>					<p>別表第3(第10条の2関係)</p> <p>屋外運動施設利用料金</p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p>					
<p>別表第3(第10条の2関係)</p> <p>1 東舞鶴公園及び前島みなと公園に係る屋外運動施設利用料金</p>					<p>別表第3(第10条の2関係)</p> <p>屋外運動施設利用料金</p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p>					
施設名		利用時間	午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後9時まで)	全日(野球場にあっては午前9時から午後5時まで、人工芝テニスコート及び陸上競技場にあつては午前9時から午後9時まで)	施設区分			
			円	円	円	円	利用時間区分			
			円	円	円	円	午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後9時まで)	全日(野球場、人工芝グラウンド、多目的グラウンド及びクレーテニスコートにあっては午前9時から午後5時まで、人工芝テニスコート及び陸上競技場にあつては午前9時から午後9時まで)
野球場			3,000	3,000	—	6,000	円	円	円	円
人工芝テニスコート(一面につき)			2,000	2,000	2,000	6,000	4,200	4,200	—	8,400
陸上競技場		全面	2,000	2,000	2,000	6,000	2,200	2,200	2,200	6,600
		2分の1	1,000	1,000	1,000	3,000	2,800	2,800	2,800	8,400
		4分の1	500	500	500	1,500	2,800	2,800	2,800	8,400
							2分の1	1,400	1,400	4,200
備考		1 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の利用料								

旧					新																																																											
<p>金は、野球場にあっては1回につき1,000円、人工芝テニスコートにあっては1時間につき500円、陸上競技場にあっては1時間につき500円(2分の1利用の場合は250円、4分の1利用の場合は150円)とする。</p> <p>2 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利若しくは宣伝を目的とする催物のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の2倍の額とする。</p> <p>3 児童、生徒等が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の半額とする。</p> <p>4 この表の午前、午後及び夜間の区分は、1時間を単位とする場合を含む。</p> <p>2 弓道場利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時間</th> <th>午前(午前9時から午後1時まで)</th> <th>午後(午後1時から午後5時まで)</th> <th>夜間(午後5時から午後9時まで)</th> <th>全日(午前9時から午後9時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全面専用利用(団体利用に限る。)</td> <td>円 1,000</td> <td>円 1,000</td> <td>円 1,000</td> <td>円 3,000</td> </tr> <tr> <td>個人利用(1人1回当たり)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 主として児童、生徒等が弓道場を利用する場合の利用料金は、この表に定める額の半額とする。</p> <p>2 この表に定める利用時間を超過して弓道場を利用する場合の利用料金は、その超過するごとに、全面専用利用にあっては500円、個人利用にあっては100円とする。</p> <p>3 この表の全面専用利用に係る午前、午後及び夜間の区分は、1時間を単位とする場合を含む。</p>					利用時間	午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後9時まで)	全日(午前9時から午後9時まで)	全面専用利用(団体利用に限る。)	円 1,000	円 1,000	円 1,000	円 3,000	個人利用(1人1回当たり)	100	100	100	300	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4分の1</th> <th>700</th> <th>700</th> <th>700</th> <th>2,100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工芝グラウンド</td> <td>全面</td> <td>15,200</td> <td>15,200</td> <td>—</td> <td>30,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2分の1</td> <td>7,600</td> <td>7,600</td> <td>—</td> <td>15,200</td> </tr> <tr> <td>多目的グラウンド</td> <td>全面</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>—</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2分の1</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>—</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>クレーテニスコート(1面につき)</td> <td></td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>—</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の基本額は、1時間につき、野球場にあっては1,050円、人工芝テニスコートにあっては550円、陸上競技場にあっては700円(2分の1利用の場合にあっては5割相当額、4分の1利用の場合にあっては2.5割相当額)、人工芝グラウンドにあっては3,800円(2分の1利用の場合は5割相当額)、多目的グラウンドにあっては350円(2分の1利用の場合は5割相当額)、クレーテニスコートにあっては250円とする。</p> <p>2 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。</p> <p>2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</p> <p>3 利用者が、入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円未満</td> <td>12割</td> </tr> </tbody> </table>						4分の1	700	700	700	2,100	人工芝グラウンド	全面	15,200	15,200	—	30,400		2分の1	7,600	7,600	—	15,200	多目的グラウンド	全面	1,400	1,400	—	2,800		2分の1	700	700	—	1,400	クレーテニスコート(1面につき)		1,000	1,000	—	2,000	区分	割合	入場料、会費等の額が1,000円未満	12割
					利用時間	午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後9時まで)	全日(午前9時から午後9時まで)																																																							
					全面専用利用(団体利用に限る。)	円 1,000	円 1,000	円 1,000	円 3,000																																																							
					個人利用(1人1回当たり)	100	100	100	300																																																							
						4分の1	700	700	700	2,100																																																						
					人工芝グラウンド	全面	15,200	15,200	—	30,400																																																						
	2分の1	7,600	7,600	—	15,200																																																											
多目的グラウンド	全面	1,400	1,400	—	2,800																																																											
	2分の1	700	700	—	1,400																																																											
クレーテニスコート(1面につき)		1,000	1,000	—	2,000																																																											
区分	割合																																																															
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割																																																															

旧		新			
3 五老ヶ岳公園展望タワー利用料金		入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満	13 割		
区分	利用料金	入場料、会費等の額が 3,000 円以上 5,000 円未満	15 割		
大人	1 人 1 回 200 円	入場料、会費等の額が 5,000 円以上 10,000 円未満	17 割		
小人	1 人 1 回 100 円	入場料、会費等の額が 10,000 円以上	20 割		
備考		営利・営業・宣伝等の目的	15 割		
1 「大人」とは、高校生(これと同等とみなされる者を含む。)以上の者をいう。		4 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、利用時間区分を単位とする利用にあつては、第 1 項の基本額又は前項の規定により算出した額に第 1 項の基本額の 5 割相当額をそれぞれ加算した額とし、1 時間を単位とする利用にあつては、第 2 項の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に第 2 項の規定により算出した額の 5 割相当額をそれぞれ加算した額とする。			
2 「小人」とは、小学生及び中学生をいう。		5 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間 1 時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間(野球場、人工芝グラウンド、多目的グラウンド及びクレートニスコートにあつては、午後))の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1 時間を単位とする利用にあつては、その直前の 1 時間当たりの利用料金相当額とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。			
3 義務教育就学前の者は、無料とする。		6 前各項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。			
4 赤れんが施設利用料金					
(1) 赤れんが 2 号棟(舞鶴市政記念館)					
施設区分	利用時間	利用区分			
		午前(午前 9 時から正午まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)	全日(午前 9 時から午後 10 時まで)
ホール		円	円	円	円
	平日	4,500	6,000	7,000	17,500
	土曜日	6,000	8,000	9,000	23,000
	日曜日 祝日				
特別会議室		円	円	円	円
	平日	1,100	1,500	1,800	4,400
	土曜日	1,400	1,800	2,100	5,300
	日曜日 祝日				
備考					
1 児童、生徒等が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の半額とする。					

旧		新																																																
<p>2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3割相当額とする。</p> <p>3 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利若しくは宣伝を目的とする催物のために利用する場合(練習又は準備のために利用する場合を除く。)の利用料金は、この表に定める額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料その他これに類する料金が500円未満</td> <td>12割</td> </tr> <tr> <td>〃 500円以上1,000円未満</td> <td>13割</td> </tr> <tr> <td>〃 1,000円以上3,000円未満</td> <td>15割</td> </tr> <tr> <td>〃 3,000円以上</td> <td>17割</td> </tr> <tr> <td>営利又は宣伝を目的とする催物</td> <td>15割</td> </tr> </tbody> </table>		区分	割合	入場料その他これに類する料金が500円未満	12割	〃 500円以上1,000円未満	13割	〃 1,000円以上3,000円未満	15割	〃 3,000円以上	17割	営利又は宣伝を目的とする催物	15割																																					
区分	割合																																																	
入場料その他これに類する料金が500円未満	12割																																																	
〃 500円以上1,000円未満	13割																																																	
〃 1,000円以上3,000円未満	15割																																																	
〃 3,000円以上	17割																																																	
営利又は宣伝を目的とする催物	15割																																																	
<p>4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間につきその直前(利用区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による額の3割相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>(2) 赤れんが3号棟(まいづる智恵蔵)</p>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">利用時間</th> <th colspan="4">利用区分</th> </tr> <tr> <th>午前(午前9時から正午まで)</th> <th>午後(午後1時から午後5時まで)</th> <th>夜間(午後6時から午後10時まで)</th> <th>全日(午前9時から午後10時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">赤れんが回廊</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1階</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2階</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">企画展示室</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">スペース1</td> <td>2,000</td> <td>2,600</td> <td>3,200</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td colspan="2">スペース2</td> <td>2,000</td> <td>2,600</td> <td>3,200</td> <td>7,800</td> </tr> </tbody> </table>		施設区分	利用時間	利用区分				午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)	赤れんが回廊		円	円	円	円	1階	—	—	—	12,000		2階	—	—	—	8,000	企画展示室		—	—	—	20,000	スペース1		2,000	2,600	3,200	7,800	スペース2		2,000	2,600	3,200	7,800				
施設区分	利用時間			利用区分																																														
		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)																																													
赤れんが回廊		円	円	円	円																																													
	1階	—	—	—	12,000																																													
	2階	—	—	—	8,000																																													
企画展示室		—	—	—	20,000																																													
スペース1		2,000	2,600	3,200	7,800																																													
スペース2		2,000	2,600	3,200	7,800																																													

旧					新				
スペース 3	900	1,200	1,600	3,700					
備考									
1 児童、生徒等が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の半額とする。									
2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3割相当額とする。									
3 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利若しくは宣伝を目的とする催物のために利用する場合(練習又は準備のために利用する場合を除く。)の利用料金は、この表に定める額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。									
区分					割合				
入場料その他これに類する料金が 500 円未満					12 割				
" 500 円以上 1,000 円未満					13 割				
" 1,000 円以上 3,000 円未満					15 割				
" 3,000 円以上					17 割				
営利又は宣伝を目的とする催物					15 割				
4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間 1 時間につきその直前(利用区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による額の3割相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。									
5 利用料金には、冷暖房設備の利用に係る料金を含む。									
(3) 赤れんが 4 号棟(赤れんが工房)									
利用時間		利用区分							
施設区分		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)				
		円	円	円	円				

旧					新
フリースペース 1	2,000	2,600	3,200	7,800	
フリースペース 2	2,000	2,600	3,200	7,800	
フリースペース 3	2,000	2,600	3,200	7,800	
フリースペース 4	2,000	2,600	3,200	7,800	
工房エリア	2,000	2,600	3,200	7,800	
スタジオ 1	500	800	1,300	2,600	
スタジオ 2	500	800	1,300	2,600	
スタジオ 3	500	800	1,300	2,600	
工房 1	300	400	500	1,200	
工房 2	300	400	500	1,200	
工房 3	300	400	500	1,200	
工房 4	300	400	500	1,200	
備考					
1 児童、生徒等が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の半額とする。					
2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3割相当額とする。					
3 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利若しくは宣伝を目的とする催物のために利用する場合(練習又は準備のために利用する場合を除く。)の利用料金は、この表に定める額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。					
区分					割合
入場料その他これに類する料金が 500 円未満					12 割
" 500 円以上 1,000 円未満					13 割
" 1,000 円以上 3,000 円未満					15 割
" 3,000 円以上					17 割
営利又は宣伝を目的とする催物					15 割

旧		新				
<p>4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間につきその直前(利用区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による額の3割相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>5 利用料金には、冷暖房設備の利用に係る料金を含む。</p> <p>(4) 赤れんが5号棟(赤れんがイベントホール)</p>						
利用時間		利用区分				
施設区分		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)	
大型 多目的 ホール	全面 利用	平日	円 2,700	円 3,500	円 4,300	円 10,500
		土曜日 日曜日 祝日	3,600	4,500	5,900	14,000
	半面 利用	平日	1,600	2,000	2,400	6,000
		土曜日 日曜日 祝日	2,000	2,400	3,200	7,600
	<p>備考</p> <p>1 児童、生徒等が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の半額とする。</p> <p>2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3割相当額とする。</p> <p>3 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利若しくは宣伝を目的とする催物のために利用する場合(練習又は準</p>					

旧		新	
備のために利用する場合を除く。)の利用料金は、この表に定める額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。			
区分		割合	
入場料その他これに類する料金が 500 円未満		12 割	
// 500 円以上 1,000 円未満		13 割	
// 1,000 円以上 3,000 円未満		15 割	
// 3,000 円以上		17 割	
営利又は宣伝を目的とする催物		15 割	
<p>4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間 1 時間につきその直前(利用区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による額の 3 割相当額とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。</p> <p>5 野外活動施設(グリーンスポーツセンター)利用料金</p>			
区分		利用料金	
		市内利用者	市外利用者
キャンプ場・宿泊棟	大人	1 人 1 泊 300 円	1 人 1 泊 600 円
	小人	1 人 1 泊 150 円	1 人 1 泊 300 円
ログハウス(1 団体 1 棟当たり)		7,000 円	10,000 円
備考			
1 「大人」とは、高校生(これと同等とみなされる者を含む。)以上の者をいう。			
2 「小人」とは、小学生及び中学生をいう。			
3 義務教育就学前の者は、無料とする。			
6 陶芸館(工芸室)利用料金			
区分		利用料金	

旧			新
一般利用	大人	1人1回	200円
	小人	1人1回	100円
専用利用	午前(午前9時から正午まで)		3,000円
	午後(午後1時から午後5時まで)		4,000円
	全日(午前9時から午後5時まで)		7,000円
備考			
1 「大人」とは、高校生(これと同等とみなされる者を含む。) 以上の者をいい、「小人」とは、小学生及び中学生をいう。			
2 義務教育就学前の者は、無料とする。			
3 専用利用の場合でこの表の区分欄に定める利用時間以外の時間について特に利用することを認められたときの利用料金は、 1時間につき1,000円とする。			
7 舞鶴市民レジャー施設利用料金			
(1) パターゴルフ場			
利用区分		利用料金 (1ラウンド(18ホール)につき)	
大人(高校生以上)		400円	
小人(中学生以下)		200円	
(2) ちびっこゲレンデ 施設利用料金は、無料			
(3) 文化公園プール			
利用区分		利用料金	
個人	大人	1人1回	500円
	小・中学生	1人1回	300円
	幼児(3歳以上)	1人1回	100円
団体	30人以上100人未満	所定の利用料金の1.5割引の額	
	100人以上	所定の利用料金の2割引の額	

旧							新		
8 舞鶴文化公園体育館利用料金									
施設	利用区分		利用時間		午前	午後	夜間	全日	超過利
			(午前9時から正午まで)	(午後1時から午後5時まで)	(午後5時から午後9時まで)	(午前9時から午後9時まで)	(1時間につき)		
競技 場 全 面 利 用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	円	円	円	円	円	円	
		入場料を徴収する場合	6,100	8,700	12,100	26,900	3,000		
	その他に利用する場合	入場料を徴収しない場合	17,300	24,100	34,500	75,900	8,600		
		入場料額(最高額。以下同じ。)500円未満	82,700	115,400	163,700	361,800	40,900		
		500円以上1,000円未満	94,900	132,800	189,600	417,300	47,400		
		1,000円以上2,000円未満	108,600	151,700	215,300	475,600	53,800		
		2,000円以上							

		旧							新
			2,000 円 以上	129,200	181,000	258,400	568,600	64,600	
	部分 利用	アマチ ユアス ポーツ に利用 する場 合（入 場料を 徴収し ない場 合）	競技場の 2 分 の 1 を利用す る場合	3,600	5,200	7,000	15,800	1,800	
			競技場の 4 分 の 1 を利用す る場合	1,800	2,700	3,600	8,100	900	
剣道 場	全 面 利用	アマチ ユアス ポーツ に利用 する場 合	入場料を徴収 しない場合	2,600	3,700	5,200	11,500	1,300	
			入場料を徴収 する場合	11,100	15,600	22,300	49,000	5,600	
	部分 利用	アマチ ユアス ポーツ に利用 する場 合（入 場料を 徴収し ない場 合）	競技場の 2 分 の 1 を利用す る場合	1,500	2,200	3,000	6,700	800	
			個人が高校 利用する場 合（入場料 を 1 人に 徴収しつき）	100	150	200	450	—	
			一般	150	200	250	600	—	
柔道 場	全 面 利用	アマチ ユアス ポーツ に利用 する場 合	入場料を徴収 する場合	2,600	3,700	5,200	11,500	1,300	

旧							新	
場	面 利 用	ユ ア ス ポ ー ツ に 利 用 す る 場 合	しない場合					
			入場料を徴収する場合	11,100	15,600	22,300	49,000	5,600
	部 分 利 用	ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ に 利 用 す る 場 合 (入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合)	競技場の2分の1を利用する場合	1,500	2,200	3,000	6,700	800
			個人が高校生以下(1人に一般につき)	100	150	200	450	—
トレ ー ニ ン グ 場	全面利用		競技場を全面利用する場合の利用料金の2割相当額					
	個人利用(1人につき)	高校生以下	100	150	150	—	—	
		一般	150	200	200	—	—	
	第1会議室		1,300	1,500	1,800	4,600	—	
	第2会議室		700	900	1,100	2,700	—	
備考								
1 入場料とは、利用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。								
2 主として生徒、児童等が体育のために競技場を利用する場合の利用料金は、競技場の項に定める額の2分の1に相当する金額とする。								

旧		新																																									
<p>3 その他の催物に利用する場合において、営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合には、入場料を徴収しないときであっても、入場料の最高額が 500 円未満の場合の項を適用して利用料金を徴収する。</p> <p>4 超過利用の時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満はこれを切り捨てる。</p> <p>5 この表の午前、午後及び夜間の区分は、1 時間を単位とする場合を含む。</p> <p>9 多目的屋内施設利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">利用時間</th> <th>午前(午前</th> <th>午後(午後</th> <th>夜間(午後</th> <th>全日(午前</th> </tr> <tr> <th>9時から午後1時まで)</th> <th>1時から午後5時まで)</th> <th>5時から午後9時まで)</th> <th>9時から午後9時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">文化公園多目的施設</td> <td>全面</td> <td>円 2,000</td> <td>円 2,600</td> <td>円 3,200</td> <td>円 7,800</td> </tr> <tr> <td>2分の1</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td>1,600</td> <td>3,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">泉源寺多目的施設</td> <td>全面</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>2分の1</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 児童、生徒等が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の半額とする。</p> <p>2 この表の午前、午後及び夜間の区分は、1 時間を単位とする場合を含む。</p> <p>10 ツバキ園及びアジサイ園利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>1 人 1 日 300 円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1 人 1 日 150 円</td> </tr> </tbody> </table>						施設名	利用時間	午前(午前	午後(午後	夜間(午後	全日(午前	9時から午後1時まで)	1時から午後5時まで)	5時から午後9時まで)	9時から午後9時まで)	文化公園多目的施設	全面	円 2,000	円 2,600	円 3,200	円 7,800	2分の1	1,000	1,300	1,600	3,900	泉源寺多目的施設	全面	1,200	1,200	1,200	3,600	2分の1	600	600	600	1,800	区分	利用料金	大人	1 人 1 日 300 円	小人	1 人 1 日 150 円
施設名	利用時間	午前(午前	午後(午後	夜間(午後	全日(午前																																						
		9時から午後1時まで)	1時から午後5時まで)	5時から午後9時まで)	9時から午後9時まで)																																						
文化公園多目的施設	全面	円 2,000	円 2,600	円 3,200	円 7,800																																						
	2分の1	1,000	1,300	1,600	3,900																																						
泉源寺多目的施設	全面	1,200	1,200	1,200	3,600																																						
	2分の1	600	600	600	1,800																																						
区分	利用料金																																										
大人	1 人 1 日 300 円																																										
小人	1 人 1 日 150 円																																										

旧	新																			
<p>備考</p> <p>1 「大人」とは、高校生(これと同等とみなされる者を含む。)以上の者をいう。</p> <p>2 「小人」とは、小学生及び中学生をいう。</p> <p>3 義務教育就学前の者は、無料とする。</p>	<p>別表第4(第10条の2関係)</p> <p>弓道場利用料金</p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用区分</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">利用時間区分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前(午前9時から午後1時まで)</th> <th style="text-align: center;">午後(午後1時から午後5時まで)</th> <th style="text-align: center;">夜間(午後5時から午後9時まで)</th> <th style="text-align: center;">全日(午前9時から午後9時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全面専用利用(団体利用に限る。)</td> <td style="text-align: center;">円 1,600</td> <td style="text-align: center;">円 1,600</td> <td style="text-align: center;">円 1,600</td> <td style="text-align: center;">円 4,800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個人利用(1人1回当たり)</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">600</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の基本額は、1時間につき、全面専用利用にあつては400円とし、個人利用にあつては50円とする。</p> <p>2 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。</p> <p>2 1時間を単位として利用する場合(全面専用利用に限る。)の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</p> <p>3 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、利用時間区分を単</p>	利用区分	利用時間区分				午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後9時まで)	全日(午前9時から午後9時まで)	全面専用利用(団体利用に限る。)	円 1,600	円 1,600	円 1,600	円 4,800	個人利用(1人1回当たり)	200	200	200	600
利用区分	利用時間区分																			
	午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後9時まで)	全日(午前9時から午後9時まで)																
全面専用利用(団体利用に限る。)	円 1,600	円 1,600	円 1,600	円 4,800																
個人利用(1人1回当たり)	200	200	200	600																

旧	新										
	<p>位とする利用にあつては第1項の基本額に当該基本額の5割相当額を加算した額とし、1時間を単位とする利用にあつては前項の規定により算出した額に当該額の5割相当額を加算した額とする。</p> <p>4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの利用料金相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>5 前各項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p><u>別表第5(第10条の2関係)</u> 五老ヶ岳公園展望タワー利用料金</p> <table border="1" data-bbox="1133 895 2011 1010"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>1人1回200円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1人1回100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。 義務教育就学前の者は、無料とする。 <p><u>別表第6(第10条の2関係)</u> 赤れんが施設利用料金</p> <ol style="list-style-type: none"> 赤れんが2号棟(舞鶴市政記念館) <table border="1" data-bbox="1133 1310 1975 1348"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>利用時間区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金	大人	1人1回200円	小人	1人1回100円	施設区分	利用時間区分		
区分	利用料金										
大人	1人1回200円										
小人	1人1回100円										
施設区分	利用時間区分										

旧		新			
		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
ホール		円	円	円	円
	平日	4,500	6,000	7,000	17,500
	土曜日	6,000	8,000	9,000	23,000
	日曜日 祝日				
特別会議室	平日	1,100	1,500	1,800	4,400
	土曜日	1,400	1,800	2,100	5,300
	日曜日				
	祝日				
備考					
<p>1 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割相当額とする。</p> <p>2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3割相当額とする。</p> <p>3 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。</p>					
区分					割合
入場料、会費等の額が500円未満					12割
入場料、会費等の額が500円以上1,000円未満					13割
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満					15割

旧		新																																															
		入場料、会費等の額が 3,000 円以上	17 割																																														
		営利・営業・宣伝等の目的	15 割																																														
		<p>4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間 1 時間につきその直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による額の 3 割相当額とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。</p> <p>5 冷暖房設備の利用料金については別に徴収するものとし、当該利用料金の額は実費相当額とする。</p>																																															
		2 赤れんが 3 号棟(まいづる智恵蔵)																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="4">利用時間区分</th> </tr> <tr> <th>午前(午前 9 時から正午まで)</th> <th>午後(午後 1 時から午後 5 時まで)</th> <th>夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)</th> <th>全日(午前 9 時から午後 10 時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤れんが回廊</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1 階</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>2 階</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>企画展示室</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>スペース 1</td> <td>2,000</td> <td>2,600</td> <td>3,200</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>スペース 2</td> <td>2,000</td> <td>2,600</td> <td>3,200</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>スペース 3</td> <td>900</td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> <td>3,700</td> </tr> </tbody> </table>				施設区分	利用時間区分				午前(午前 9 時から正午まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)	全日(午前 9 時から午後 10 時まで)	赤れんが回廊	円	円	円	円	1 階	—	—	—	12,000	2 階	—	—	—	8,000	企画展示室	—	—	—	20,000	スペース 1	2,000	2,600	3,200	7,800	スペース 2	2,000	2,600	3,200	7,800	スペース 3	900	1,200	1,600	3,700
施設区分	利用時間区分																																																
	午前(午前 9 時から正午まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)	全日(午前 9 時から午後 10 時まで)																																													
赤れんが回廊	円	円	円	円																																													
1 階	—	—	—	12,000																																													
2 階	—	—	—	8,000																																													
企画展示室	—	—	—	20,000																																													
スペース 1	2,000	2,600	3,200	7,800																																													
スペース 2	2,000	2,600	3,200	7,800																																													
スペース 3	900	1,200	1,600	3,700																																													
		備考																																															
		<p>1 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の 5 割相当額とする。</p> <p>2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の 3 割相当額とする。</p>																																															

旧	新																																																								
	<p>3 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が 500 円未満</td> <td style="text-align: center;">12 割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が 500 円以上 1,000 円未満</td> <td style="text-align: center;">13 割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満</td> <td style="text-align: center;">15 割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が 3,000 円以上</td> <td style="text-align: center;">17 割</td> </tr> <tr> <td>営利・営業・宣伝等の目的</td> <td style="text-align: center;">15 割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間 1 時間につきその直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による額の 3 割相当額とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。</p> <p>3 赤れんが 4 号棟(赤れんが工房)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">施設区分</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">利用時間区分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前(午前 9 時から正午まで)</th> <th style="text-align: center;">午後(午後 1 時から午後 5 時まで)</th> <th style="text-align: center;">夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)</th> <th style="text-align: center;">全日(午前 9 時から午後 10 時まで)</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">円</th> <th style="text-align: center;">円</th> <th style="text-align: center;">円</th> <th style="text-align: center;">円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フリースペース 1</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> <td style="text-align: center;">2,600</td> <td style="text-align: center;">3,200</td> <td style="text-align: center;">7,800</td> </tr> <tr> <td>フリースペース 2</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> <td style="text-align: center;">2,600</td> <td style="text-align: center;">3,200</td> <td style="text-align: center;">7,800</td> </tr> <tr> <td>フリースペース 3</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> <td style="text-align: center;">2,600</td> <td style="text-align: center;">3,200</td> <td style="text-align: center;">7,800</td> </tr> <tr> <td>フリースペース 4</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> <td style="text-align: center;">2,600</td> <td style="text-align: center;">3,200</td> <td style="text-align: center;">7,800</td> </tr> <tr> <td>工房エリア</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> <td style="text-align: center;">2,600</td> <td style="text-align: center;">3,200</td> <td style="text-align: center;">7,800</td> </tr> <tr> <td>スタジオ 1</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">1,300</td> <td style="text-align: center;">2,600</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割合	入場料、会費等の額が 500 円未満	12 割	入場料、会費等の額が 500 円以上 1,000 円未満	13 割	入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満	15 割	入場料、会費等の額が 3,000 円以上	17 割	営利・営業・宣伝等の目的	15 割	施設区分	利用時間区分				午前(午前 9 時から正午まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)	全日(午前 9 時から午後 10 時まで)		円	円	円	円	フリースペース 1	2,000	2,600	3,200	7,800	フリースペース 2	2,000	2,600	3,200	7,800	フリースペース 3	2,000	2,600	3,200	7,800	フリースペース 4	2,000	2,600	3,200	7,800	工房エリア	2,000	2,600	3,200	7,800	スタジオ 1	500	800	1,300	2,600
区分	割合																																																								
入場料、会費等の額が 500 円未満	12 割																																																								
入場料、会費等の額が 500 円以上 1,000 円未満	13 割																																																								
入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満	15 割																																																								
入場料、会費等の額が 3,000 円以上	17 割																																																								
営利・営業・宣伝等の目的	15 割																																																								
施設区分	利用時間区分																																																								
	午前(午前 9 時から正午まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)	全日(午前 9 時から午後 10 時まで)																																																					
	円	円	円	円																																																					
フリースペース 1	2,000	2,600	3,200	7,800																																																					
フリースペース 2	2,000	2,600	3,200	7,800																																																					
フリースペース 3	2,000	2,600	3,200	7,800																																																					
フリースペース 4	2,000	2,600	3,200	7,800																																																					
工房エリア	2,000	2,600	3,200	7,800																																																					
スタジオ 1	500	800	1,300	2,600																																																					

旧	新															
スタジオ 2	500	800	1,300	2,600												
スタジオ 3	500	800	1,300	2,600												
工房 1	300	400	500	1,200												
工房 2	300	400	500	1,200												
工房 3	300	400	500	1,200												
工房 4	300	400	500	1,200												
備考																
<p>1 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割相当額とする。</p> <p>2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3割相当額とする。</p> <p>3 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が 500 円未満</td> <td style="text-align: center;">12 割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が 500 円以上 1,000 円未満</td> <td style="text-align: center;">13 割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満</td> <td style="text-align: center;">15 割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が 3,000 円以上</td> <td style="text-align: center;">17 割</td> </tr> <tr> <td>営利・営業・宣伝等の目的</td> <td style="text-align: center;">15 割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間につきその直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による額の3割相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p>					区分	割合	入場料、会費等の額が 500 円未満	12 割	入場料、会費等の額が 500 円以上 1,000 円未満	13 割	入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満	15 割	入場料、会費等の額が 3,000 円以上	17 割	営利・営業・宣伝等の目的	15 割
区分	割合															
入場料、会費等の額が 500 円未満	12 割															
入場料、会費等の額が 500 円以上 1,000 円未満	13 割															
入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満	15 割															
入場料、会費等の額が 3,000 円以上	17 割															
営利・営業・宣伝等の目的	15 割															

旧			新			
			4 赤れんが5号棟(赤れんがイベントホール)			
			利用時間区分			
施設区分			午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
大型 多目的 ホール	全面 利用	平日	円 2,700	円 3,500	円 4,300	円 10,500
		土曜日	3,600	4,500	5,900	14,000
		日曜日 祝日				
	半面 利用	平日	1,600	2,000	2,400	6,000
		土曜日	2,000	2,400	3,200	7,600
		日曜日 祝日				
備考						
<p>1 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割相当額とする。</p> <p>2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3割相当額とする。</p> <p>3 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。</p>						
区分						割合
入場料、会費等の額が500円未満						12割

旧	新				
	入場料、会費等の額が 500 円以上 1,000 円未満			13 割	
	入場料、会費等の額が 1,000 円以上 3,000 円未満			15 割	
	入場料、会費等の額が 3,000 円以上			17 割	
	営利・営業・宣伝等の目的			15 割	
	<p>4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間 1 時間につきその直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による額の 3 割相当額とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。</p>				
	<p><u>別表第 7(第 10 条の 2 関係)</u> 野外活動施設(グリーンスポーツセンター)利用料金</p>				
	区分		利用料金		
			市内利用者	市外利用者	
	キャンプ場宿 泊棟	日帰り	大人	1 人 1 回 300 円	1 人 1 回 600 円
			小人	1 人 1 回 150 円	1 人 1 回 300 円
		宿泊	大人	1 人 1 回 600 円	1 人 1 回 1,200 円
			小人	1 人 1 回 300 円	1 人 1 回 600 円
	ログハウス(1 団体 1 棟当 たり)	日帰り		4,000 円	6,000 円
		宿泊		8,000 円	12,000 円
	<p>備考</p> <p>1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。</p> <p>2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。</p> <p>3 義務教育就学前の者は、無料とする。</p>				
	<p><u>別表第 8(第 10 条の 2 関係)</u> 陶芸館(工芸室)利用料金</p>				
	区分		利用料金		
			個人	団体	

旧	新			
	大人	1 人 1 回 400 円	1 人 1 回 300 円	
	小人	1 人 1 回 100 円	1 人 1 回 70 円	
	備考			
	1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。			
	2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。			
	3 「団体」とは、20 人以上の場合をいう。			
	4 義務教育就学前の者は、無料とする。			
	<u>別表第 9(第 10 条の 2 関係)</u>			
	舞鶴市民レジャー施設利用料金			
	1 パターゴルフ場			
	区分	利用料金(1 ラウンド(18 ホール)につき)		
	大人	500 円		
	小人	250 円		
	備考			
	1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。			
	2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者並びに義務教育就学前の者をいう。			
	2 ちびっこゲレンデ 利用料金は、無料			
	3 文化公園プール			
	区分	利用料金		
		個人	団体	
			30 人以上 100 人未満の場合	100 人以上の場合
	大人	1 人 1 回 550 円	1 人 1 回 470 円	1 人 1 回 440 円
	小人	1 人 1 回 350 円	1 人 1 回 300 円	1 人 1 回 280 円
	幼児(3 歳以上の者に限る。)	1 人 1 回 150 円	1 人 1 回 130 円	1 人 1 回 120 円

旧				新			
				備考 1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。 2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。 3 3歳未満の者は、無料とする。 別表第10(第10条の2関係) 舞鶴文化公園体育館利用料金 1 基本額は、次のとおりとする。			
				利用時間区分			
				午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	全日(午前9時から午後9時まで)
競技会場	全面利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	円 6,600	円 8,800	円 9,300	円 24,700
		に利用する場合	入場料を徴収する場合	26,400	35,200	37,200	98,800
		その他に利用する場合	入場料を徴収しない場合	19,800	26,400	27,900	74,100
		に利用する場合	入場料を徴収する場合	132,000	176,000	186,000	494,000
			入場料を額(最高額。以下同じ。)2,000円未満	2,000円	138,600	184,800	195,300
				138,600	184,800	195,300	518,700

旧		新					
			以上				
部分利用	アマチユアスポーツに利用する場合（入場料を徴収しない場合）	競技場の2分の1を利用する場合	3,900	5,200	5,550	14,650	
		競技場の4分の1を利用する場合（入場料を徴収しない場合）	1,950	2,600	2,850	7,400	
剣道全面利用	アマチユアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,450	4,600	4,800	12,850	
		入場料を徴収する場合	13,800	18,400	19,200	51,400	
部分利用	アマチユアスポーツに利用する場合（入場料を徴収しない場合）	競技場の2分の1を利用する場合	2,100	2,800	2,850	7,750	
		個人が児童・生徒に利用する場合（1人につき）	200	200	200	-	
		一般	300	300	300	-	
柔道全面	アマチユアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,450	4,600	4,800	12,850	

旧		新						
	場利用	ポーツに利用する場合	入場料を徴収する場合	13,800	18,400	19,200	51,400	
	部分利用	アマチュアスポーツに利用する場合	競技場の2分の1を利用する場合	2,100	2,800	2,850	7,750	
		個人が利用する場合(入場料を徴収しない場合)	児童・生徒一般	200	200	200	-	
			個人が利用する場合(入場料を徴収しない場合)	児童・生徒一般	300	300	300	-
	トレーニング室	全面利用	競技場を全面利用する場合の利用料金の2割相当額					
		個人利用(1人につき)	児童・生徒一般	200	200	200	-	
			児童・生徒一般	300	300	300	-	
	第1会議室			1,350	1,900	2,100	5,350	
	第2会議室			750	1,000	1,200	2,950	
	備考	1 「入場料」とは、入場料、会費又はこれらに類するものをいう。 2 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。 3 この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の基本額						

旧	新
	<p>は、1時間につき、午前9時までの利用にあつては午前の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、午後9時以降の利用にあつては夜間の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</p> <p>4 児童・生徒が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。</p> <p>5 その他の催物に利用する場合において、営利・営業・宣伝等の目的で利用するときの基本額は、入場料を徴収しないときであっても、入場料の最高額が2,000円未満の場合の額とする。</p> <p>2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</p> <p>3 特別な設備の準備又は撤去のために利用する場合の利用料金は、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額の5割相当額とする。</p> <p>4 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、利用時間区分を単位とする利用にあつては、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額に第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とし、1時間を単位とする利用にあつては、第2項又は前項の規定により算出した額に第2項の規定により算出した額の5割相当額を加算した額とする。</p> <p>5 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの利用料金相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未</p>

旧	新																													
	<p>満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>6 前各項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p><u>別表第11(第10条の2関係)</u> 多目的屋内施設利用料金</p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">施設区分</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">利用時間区分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前(午前9時から午後1時まで)</th> <th style="text-align: center;">午後(午後1時から午後5時まで)</th> <th style="text-align: center;">夜間(午後5時から午後9時まで)</th> <th style="text-align: center;">全日(午前9時から午後9時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">文化公園多目的施設</td> <td style="text-align: center;">円 2,200</td> <td style="text-align: center;">円 2,700</td> <td style="text-align: center;">円 3,400</td> <td style="text-align: center;">円 8,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2分の1</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> <td style="text-align: center;">1,800</td> <td style="text-align: center;">4,500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">泉源寺多目的施設</td> <td style="text-align: center;">円 1,500</td> <td style="text-align: center;">円 1,500</td> <td style="text-align: center;">円 1,500</td> <td style="text-align: center;">円 4,500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2分の1</td> <td style="text-align: center;">750</td> <td style="text-align: center;">750</td> <td style="text-align: center;">750</td> <td style="text-align: center;">2,250</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 児童・生徒(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。)が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。</p> <p>2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</p> <p>3 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、利用時間区分を単位とする利用にあつては、第1項の基本額に当該基本額の5割相当額を加算した額とし、1時間を単位とする利用にあつては、第2項の規定により算出した額に当該額の5割相当額を加算した額</p>	施設区分	利用時間区分				午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後9時まで)	全日(午前9時から午後9時まで)	文化公園多目的施設	円 2,200	円 2,700	円 3,400	円 8,300	2分の1	1,200	1,500	1,800	4,500	泉源寺多目的施設	円 1,500	円 1,500	円 1,500	円 4,500	2分の1	750	750	750	2,250
施設区分	利用時間区分																													
	午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後9時まで)	全日(午前9時から午後9時まで)																										
文化公園多目的施設	円 2,200	円 2,700	円 3,400	円 8,300																										
2分の1	1,200	1,500	1,800	4,500																										
泉源寺多目的施設	円 1,500	円 1,500	円 1,500	円 4,500																										
2分の1	750	750	750	2,250																										

旧	新						
	<p>とする。</p> <p>4 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間 1 時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1 時間を単位とする利用にあつては、その直前の 1 時間当たりの利用料金相当額とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。</p> <p>5 前各項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p><u>別表第 12(第 10 条の 2 関係)</u> ツバキ園及びアジサイ園利用料金</p> <table border="1" data-bbox="1131 786 2011 901"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>1 人 1 回 500 円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1 人 1 回 250 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。</p> <p>2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。</p> <p>3 義務教育就学前の者は、無料とする。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の別表第 3 から別表第 12 までの規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の</p>	区分	利用料金	大人	1 人 1 回 500 円	小人	1 人 1 回 250 円
区分	利用料金						
大人	1 人 1 回 500 円						
小人	1 人 1 回 250 円						

旧	新
	利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

舞鶴市公民館条例旧新対照表

旧	新
<p><u>第5条 削除</u></p> <p><u>(使用の承認)</u></p> <p>第6条 公民館を<u>使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会(以下「委員会」という。)</u>の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合<u>についても、同様とする。</u></p> <p><u>(使用承認の制限)</u></p> <p>第7条 <u>次の各号のいずれかに該当するときは、委員会は、使用を承認しない。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(2) <u>建物又はその附属設備を毀損するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(3) <u>管理上支障があると認めるとき。</u></p>	<p><u>(開館時間及び休館日)</u></p> <p>第5条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。<u>ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)</u>が必要と認めるときは、これを<u>変更することができる。</u></p> <p>2 <u>公民館の休館日は、教育委員会規則で定めるものとする。</u></p> <p><u>(利用の承認)</u></p> <p>第6条 公民館の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ<u>委員会の承認を受けなければならない。</u>承認を受けた事項を変更しようとする場合<u>又は特別の設備等を設けようとする場合も、同様とする。</u></p> <p>2 <u>施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)</u>は、別表第2第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。<u>ただし、施設の利用状況に応じ、委員会が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。</u></p> <p>3 <u>委員会は、施設等の利用承認をする場合において、施設等の管理上必要と認めるときは、その利用について条件を付すことができる。</u></p> <p><u>(利用承認の制限)</u></p> <p>第7条 <u>委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用を承認しない。</u></p> <p>(1) <u>その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>その利用が施設等を損傷するおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>その他施設等の管理運営上支障があるとき。</u></p>

旧	新
<p><u>(4) その他使用を不相当と認めるとき。</u> <u>(使用承認の取消し等)</u></p> <p><u>第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、委員会は、使用の承認を取り消し、又は使用の方法を変更させることができる。</u></p> <p><u>(1) 承認を受けずに使用の目的を変更したとき。</u> <u>(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。</u> <u>(3) 災害その他不可抗力の事由によって公民館の使用ができなくなったとき。</u> <u>(4) その他公用又は管理上の都合により、特に必要と認めるとき。</u></p> <p><u>2 前項第1号から第3号までの規定による使用承認の取消し又は使用条件の変更によって損害が生じても、委員会は、賠償の責めを負わない。</u> <u>(使用料)</u></p> <p><u>第9条 公民館の使用料は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第10条 使用料は、規則で定めるところにより減免することができる。</u> <u>(使用料の返還等)</u></p> <p><u>第11条 公民館の使用料は、前納とし、既納の使用料は、返還しない。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</u></p>	<p><u>(利用承認の取消し等)</u></p> <p><u>第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</u></p> <p><u>(1) 偽りその他不正な行為により利用承認を受けているとき。</u> <u>(2) その利用が利用承認の条件に違反しているとき。</u> <u>(3) その利用がこの条例、この条例に基づく規則等に違反しているとき。</u> <u>(4) 災害その他の不可抗力によって利用できないとき。</u> <u>(5) 施設等の管理運営上支障があるとき。</u></p> <p><u>2 前項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合において、同項の規定による措置によって損害が生じても、委員会はその賠償の責めを負わない。</u> <u>(使用料)</u></p> <p><u>第9条 施設等の利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第2に定める使用料を当該利用承認の際に納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、当該使用料を減免することができる。</u></p> <p><u>第10条 削除</u> <u>(使用料の還付)</u></p> <p><u>第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</u></p>

旧	新																										
<p><u>(目的外使用等の禁止)</u></p> <p>第 12 条 <u>公民館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用承認を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。</u></p> <p><u>(特別の設備の制限)</u></p> <p>第 13 条 <u>使用者は、公民館を使用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の特別の設備に要する経費は、すべて使用者の負担とする。</u></p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第 14 条 <u>使用者は、公民館の使用を終わったとき、又は使用承認を取り消されたときは、直ちに、原状に回復して返還しなければならない。</u></p> <p>2 <u>使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p>第 15 条 <u>使用者は、その使用により公民館若しくはその附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、委員会の認定に基づき、損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>別表第 1(第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴市中央公民館</td> <td>舞鶴市字余部下 1167 番地</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市東公民館</td> <td>舞鶴市字浜 1546 番地の 3</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市西公民館</td> <td>舞鶴市字南田辺 1 番地</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市南公民館</td> <td>舞鶴市字森 1005 番地の 3</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市加佐公民館</td> <td>舞鶴市字志高 1005 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	舞鶴市中央公民館	舞鶴市字余部下 1167 番地	舞鶴市東公民館	舞鶴市字浜 1546 番地の 3	舞鶴市西公民館	舞鶴市字南田辺 1 番地	舞鶴市南公民館	舞鶴市字森 1005 番地の 3	舞鶴市加佐公民館	舞鶴市字志高 1005 番地	<p><u>(目的外利用等の禁止)</u></p> <p>第 12 条 <u>利用者は、利用承認を受けた施設等をその目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</u></p> <p><u>(入館の制限等)</u></p> <p>第 13 条 <u>委員会は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対して、公民館への入館を拒み、又は公民館からの退館を命ずることができる。</u></p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第 14 条 <u>利用者は、施設等の利用が終了したとき、又は利用承認を取り消されたときは、直ちに、当該施設等を原状に回復しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第 15 条 <u>施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減免することができる。</u></p> <p>別表第 1(第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴市中央公民館</td> <td>舞鶴市字余部下 1167 番地</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市東公民館</td> <td>舞鶴市字浜 1546 番地の 3</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市西公民館</td> <td>舞鶴市字南田辺 1 番地</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市南公民館</td> <td>舞鶴市字森 1005 番地の 3</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市加佐公民館</td> <td>舞鶴市字志高 1005 番地</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市大浦会館</td> <td>舞鶴市字中田 459 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	舞鶴市中央公民館	舞鶴市字余部下 1167 番地	舞鶴市東公民館	舞鶴市字浜 1546 番地の 3	舞鶴市西公民館	舞鶴市字南田辺 1 番地	舞鶴市南公民館	舞鶴市字森 1005 番地の 3	舞鶴市加佐公民館	舞鶴市字志高 1005 番地	舞鶴市大浦会館	舞鶴市字中田 459 番地
名称	位置																										
舞鶴市中央公民館	舞鶴市字余部下 1167 番地																										
舞鶴市東公民館	舞鶴市字浜 1546 番地の 3																										
舞鶴市西公民館	舞鶴市字南田辺 1 番地																										
舞鶴市南公民館	舞鶴市字森 1005 番地の 3																										
舞鶴市加佐公民館	舞鶴市字志高 1005 番地																										
名称	位置																										
舞鶴市中央公民館	舞鶴市字余部下 1167 番地																										
舞鶴市東公民館	舞鶴市字浜 1546 番地の 3																										
舞鶴市西公民館	舞鶴市字南田辺 1 番地																										
舞鶴市南公民館	舞鶴市字森 1005 番地の 3																										
舞鶴市加佐公民館	舞鶴市字志高 1005 番地																										
舞鶴市大浦会館	舞鶴市字中田 459 番地																										

旧						新					
別表第2(第9条関係) 公民館使用料表 1 使用料の基本額						舞鶴市城南会館 舞鶴市字女布 406 番地の 3 別表第2(第9条関係) 公民館使用料表 1 基本額は、次のとおりとする。					
公民館名	施設区分	使用料				公民館名	施設区分	利用時間区分			
		午前 午前 9 時 から正午 まで	午後 午後 1 時 から午後 5 時まで	夜間 午後 6 時 から午後 10 時まで	全日 午前 9 時 から午後 10 時まで			午前 (午前 9 時 から正午 まで)	午後 (午後 1 時 から午後 5 時まで)	夜間 (午後 6 時 から午後 10 時まで)	全日 (午前 9 時 から午後 10 時まで)
舞鶴市中央公民館	会議室	円 2,300	円 3,100	円 3,600	円 9,000	舞鶴市中央公民館	ホール	円 6,050	円 8,100	円 8,100	円 22,250
	研修室 1	1,100	1,400	1,700	4,200		401 会議室	3,750	5,050	5,050	13,850
	研修室 2	1,100	1,400	1,700	4,200		402 会議室	950	1,300	1,300	3,550
	料理教室	2,600	3,400	3,900	9,900		405 会議室	1,250	1,700	1,700	4,650
	視聴覚室	1,900	2,600	3,000	7,500		406 会議室	1,250	1,700	1,700	4,650
舞鶴市東公民館	ホール	4,600	6,000	6,900	17,500		403 和室	1,050	1,450	1,450	3,950
	講義室	2,100	2,700	3,100	7,800		404 和室	1,050	1,450	1,450	3,950
	会議室	1,500	2,000	2,300	5,800		視聴覚室	2,300	3,100	3,100	8,500
	和室	1,400	1,800	2,100	5,300		料理室	3,050	4,100	4,100	11,250
	料理教室	1,700	2,300	2,700	6,700		舞鶴市東公民館	ホール	4,600	6,000	6,900
舞鶴市西公民館	201 会議室	1,200	1,200	1,200	3,600		講義室	2,100	2,700	3,100	7,800
	202 会議室	700	700	700	2,100		会議室	1,500	2,000	2,300	5,800
	203 会議室	500	600	700	1,800		和室	1,400	1,800	2,100	5,300
	教養文化室	500	750	850	2,100	料理教室	1,700	2,300	2,700	6,700	
	料理教室	2,400	2,800	3,300	8,500	舞鶴市西公民館	ホール	2,800	3,750	3,750	10,300
舞鶴市南公民館	ホール	3,500	4,500	5,200	13,200	201 会議室	2,700	3,600	3,600	9,900	
	講義室	1,500	2,000	2,300	5,800	202 会議室	950	1,300	1,300	3,550	
	第 1 会議室	2,300	3,000	3,500	8,800	203 会議室	750	1,000	1,000	2,750	

旧						新						
舞鶴市加佐公民館	第2会議室	2,300	3,000	3,500	8,800		301 会議室	950	1,300	1,300	3,550	
	第3会議室	1,000	1,300	1,600	3,900		302 会議室	1,400	1,900	1,900	5,200	
	和室	800	1,000	1,300	3,100		411 会議室	3,850	5,150	5,150	14,150	
	料理教室	1,700	2,300	2,700	6,700		204 和室	1,400	1,900	1,900	5,200	
	ホール	2,900	3,700	4,300	10,900		303 和室	1,700	2,300	2,300	6,300	
	会議室	1,100	1,400	1,500	4,000		412 和室	1,050	1,450	1,450	3,950	
	和室	1,500	1,900	2,100	5,500		料理室	1,950	2,600	2,600	7,150	
	料理教室	1,200	1,700	2,000	4,900		舞鶴市南公民館	ホール	2,550	3,400	3,400	9,350
							第1会議室	2,300	3,100	3,100	8,500	
							第2会議室	1,950	2,600	2,600	7,150	
					第3会議室	750	1,000	1,000	2,750			
					第4会議室	1,600	2,150	2,150	5,900			
					和室	1,050	1,450	1,450	3,950			
					料理室	1,700	2,300	2,300	6,300			
					舞鶴市加佐公民館	ホール	2,100	2,850	2,850	7,800		
					会議室	1,000	1,350	1,350	3,700			
					和室	1,400	1,900	1,900	5,200			
					料理室	750	1,000	1,000	2,750			
					舞鶴市大浦公民館	ホール	1,900	2,550	2,550	7,000		
					第1会議室	1,150	1,550	1,550	4,250			
					第2会議室	750	1,050	1,050	2,850			
					和室	850	1,150	1,150	3,150			
					料理室	1,000	1,350	1,350	3,700			
					舞鶴市城南公民館	ホール	2,650	3,550	3,550	9,750		
					会議室	1,600	2,150	2,150	5,900			
					和室	1,150	1,550	1,550	4,250			
					工房	1,400	1,900	1,900	5,200			
					料理室	2,250	3,050	3,050	8,350			

旧	新														
<p>2 舞鶴市加佐公民館の和室の2分の1を使用する場合の使用料は、当該基本額の2分の1の額とする。</p> <p>3 第1項の表の施設区分以外の施設並びに冷暖房設備及び附属設備の使用料は、別に定める。</p> <p>4 使用者が、市外居住者である場合は、基本額の3割相当額を加算する。</p> <p>5 使用者が、入場料その他これに類するものを徴収する場合は、基本額の5割相当額を加算する。</p>	<p>備考 舞鶴市西公民館の303和室又は舞鶴市加佐公民館の和室について、その2分の1を利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。</p> <p>2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの使用料は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</p> <p>3 施設を練習又は準備のために利用する場合の使用料は、第1項の基本額の5割相当額とする。ただし、1時間を単位として利用する場合を除く。</p> <p>4 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の使用料は、第1項の基本額又は第2項の規定により算出した額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合を除く。</p> <table border="1" data-bbox="1167 805 2002 1070"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円未満</td> <td>12割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満</td> <td>13割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満</td> <td>15割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満</td> <td>17割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が10,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> <tr> <td>営利・営業・宣伝等の目的</td> <td>15割</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 利用者が市外居住者である場合の使用料は、利用時間区分を単位とする利用にあっては、第1項の基本額又は第3項若しくは前項の規定により算出した額に第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とし、1時間を単位とする利用にあっては、第2項の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に、第2項の規定により算出した額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。</p>	区分	割合	入場料、会費等の額が1,000円未満	12割	入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割	入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割	入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割	入場料、会費等の額が10,000円以上	20割	営利・営業・宣伝等の目的	15割
区分	割合														
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割														
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割														
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割														
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割														
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割														
営利・営業・宣伝等の目的	15割														

旧	新
	<p>6 利用時間を超過した場合の使用料は、当該超過した時間 1 時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による使用料の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1 時間を単位とする利用にあつては、その直前の 1 時間当たりの使用料相当額とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。</p> <p>7 第 2 項から前項までの規定により使用料の額を算定する場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>8 ホールの冷暖房設備の使用料については別に徴収するものとし、当該使用料の額は実費相当額とする。</p> <p>9 附属設備の使用料の額は、市長が別に定める。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料から適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 施行日前に別の条例による改正前の舞鶴市文化施設条例第 6 条第 1 項の規定により行われた舞鶴市文化情報センター、舞鶴市大浦会館、舞鶴市中総合会館コミュニティセンター及び舞鶴市城南会館の利用承認(施行日以後の利用に係るものに限る。)並びに別の条例による廃止前の舞鶴市西地区多機能施設条例第 4 条第 1 項の規定により行われた舞鶴市西地区多機能施設の利用承認(施行日以後の利用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の第 6 条第 1 項の規</p>

旧	新
	定により行われた舞鶴市立公民館の利用承認とみなす。

舞鶴市文化施設条例旧新対照表

旧	新																				
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の文化の向上と福祉の増進を図るため、次に掲げる舞鶴市文化施設(以下「施設」という。)を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴市総合文化会館</td> <td>舞鶴市字浜 2021 番地</td> </tr> <tr> <td>舞鶴東コミュニティセンター</td> <td>舞鶴市字浜 2021 番地</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市文化情報センター</td> <td>舞鶴市字南田辺 1 番地</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市大浦会館</td> <td>舞鶴市字中田 459 番地</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市中総合会館コミュニティセンター</td> <td>舞鶴市字余部下 1167 番地</td> </tr> <tr> <td>舞鶴市城南会館</td> <td>舞鶴市字女布 406 番地の 3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第2条 施設は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) <u>すぐれた芸術、文化の公開及び市民の芸術、文化の創造活動を奨励育成する事業</u></p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>舞鶴市総合文化会館及び舞鶴東コミュニティセンター(以下「指定管理施設」という。)</u>の管理は、法人その他の団体であつて、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年条例第24号)第3条第1項の規定に基づき市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>指定管理施設及びその附属設備(以下「指定管理施設等」という。)</u>の利用の承認に関する業務</p>	名称	所在地	舞鶴市総合文化会館	舞鶴市字浜 2021 番地	舞鶴東コミュニティセンター	舞鶴市字浜 2021 番地	舞鶴市文化情報センター	舞鶴市字南田辺 1 番地	舞鶴市大浦会館	舞鶴市字中田 459 番地	舞鶴市中総合会館コミュニティセンター	舞鶴市字余部下 1167 番地	舞鶴市城南会館	舞鶴市字女布 406 番地の 3	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の文化の向上と福祉の増進を図るため、次に掲げる舞鶴市文化施設(以下「施設」という。)を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴市総合文化会館</td> <td>舞鶴市字浜 2021 番地</td> </tr> <tr> <td>舞鶴東コミュニティセンター</td> <td>舞鶴市字浜 2021 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第2条 施設は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) <u>優れた芸術及び文化の公開並びに市民の芸術及び文化の創造活動を奨励育成する事業</u></p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>施設の管理は、法人その他の団体であつて、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年条例第24号)第3条第1項の規定に基づき市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>にこれを行わせる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)</u>の利用の承認に関する業務</p>	名称	所在地	舞鶴市総合文化会館	舞鶴市字浜 2021 番地	舞鶴東コミュニティセンター	舞鶴市字浜 2021 番地
名称	所在地																				
舞鶴市総合文化会館	舞鶴市字浜 2021 番地																				
舞鶴東コミュニティセンター	舞鶴市字浜 2021 番地																				
舞鶴市文化情報センター	舞鶴市字南田辺 1 番地																				
舞鶴市大浦会館	舞鶴市字中田 459 番地																				
舞鶴市中総合会館コミュニティセンター	舞鶴市字余部下 1167 番地																				
舞鶴市城南会館	舞鶴市字女布 406 番地の 3																				
名称	所在地																				
舞鶴市総合文化会館	舞鶴市字浜 2021 番地																				
舞鶴東コミュニティセンター	舞鶴市字浜 2021 番地																				

旧	新
<p>(3) <u>指定管理施設等</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(4) その他<u>指定管理施設等</u>の管理運営上市長が必要と認める業務 (開館時間及び休館日)</p> <p><u>第5条 施設の開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。</u></p> <p>(利用承認)</p> <p>第6条 <u>施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)</u>を利用しようとする者は、あらかじめ、<u>指定管理施設等</u>にあつては<u>指定管理者の、指定管理施設以外の施設(以下「市管理施設」という。)</u>及び<u>その附属設備</u>にあつては<u>市長の承認</u>を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、また同様とする。</p> <p><u>2 指定管理者又は市長は、前項に規定する利用の承認(以下「利用承認」という。)</u>をする場合において、<u>施設等の管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付することができる。</u></p> <p>(利用承認の制限)</p> <p>第7条 <u>指定管理者又は市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用を承認しないものとする。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(利用期間)</p> <p>第8条 <u>施設等を引き続き利用できる期間は、6日とする。ただし、</u></p>	<p>(3) <u>施設等</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(4) その他<u>施設等</u>の管理運営上市長が必要と認める業務 (開館時間及び休館日)</p> <p><u>第5条 施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、変更することができる。</u></p> <p><u>2 施設の休館日は、規則で定めるものとする。</u></p> <p>(利用承認)</p> <p>第6条 <u>施設等</u>を利用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者の承認</u>を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、また同様とする。</p> <p><u>2 施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)</u>は、<u>別表第1第1項及び別表第2第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、舞鶴東コミュニティセンターについては、当該施設の利用状況に応じ、指定管理者が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。</u></p> <p><u>3 指定管理者は、施設等の利用承認をする場合において、施設等の管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付することができる。</u></p> <p>(利用承認の制限)</p> <p>第7条 <u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用を承認しないものとする。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(利用期間)</p> <p>第8条 <u>施設等を引き続き利用できる期間は、6日とする。ただし、</u></p>

旧	新
<p>指定管理者又は市長は、特別の理由があると認めるときは、変更することができる。</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第9条 指定管理者又は市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>2 前項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合において、同項の規定による措置によって損害が生じても、指定管理者又は市長はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第10条 指定管理施設等の利用承認を受けた者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理施設の利用料金は別表第1及び別表第2に掲げる金額の範囲内で、指定管理施設の附属設備の利用料金は規則に定める金額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 市管理施設及びその附属設備の利用承認を受けた者は、市長に対し、使用料を支払わなければならない。</p> <p>2 市管理施設の使用料は別表第3から別表第6までに、市管理施設の附属設備の使用料は規則に定めるとおりとする。</p> <p>3 第10条第4項、第11条及び前条の規定は、使用料の前納、減免及び不返還について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは</p>	<p>指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、変更することができる。</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>2 前項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合において、同項の規定による措置によって損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第10条 施設等の利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 施設の利用料金は別表第1及び別表第2に掲げる金額の範囲内で、施設の附属設備の利用料金は規則に定める金額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p><u>「市長」と読み替えるものとする。</u> (目的外利用等の禁止)</p> <p><u>第 14 条 利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)</u>は、<u>当該利用承認を受けた施設等をその目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</u></p> <p>(入館の制限等)</p> <p><u>第 15 条 指定管理者又は市長</u>は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、施設への入館を拒み、又は施設からの退館を命じることができる。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第 16 条 (略)</u> (損害賠償)</p> <p><u>第 17 条 (略)</u> (指定管理者不在等期間の管理)</p> <p><u>第 18 条 第 3 条の規定にかかわらず、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で指定管理者が不在等となったときは、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間における<u>指定管理施設等</u>の管理は、市長が行う。</u></p> <p>2 <u>第 6 条から第 9 条まで、第 13 条及び第 15 条の規定は、前項の規定により市長が<u>指定管理施設等</u>の管理を行う場合について準用する。この場合において、第 6 条第 1 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第 2 項、第 7 条、第 8 条ただし書及び第 9 条中「指定管理者又は市長」とあるのは「市長」と、<u>第 13 条第 1 項中「市管理施設及びその附属設備」とあるのは「指定管理施設等」と、同条第 2 項中「市管理施設」とあるのは「指定管理施設」と、「別表</u></u></p>	<p>(目的外利用等の禁止)</p> <p><u>第 13 条 利用者</u>は、<u>利用承認を受けた施設等をその目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</u></p> <p>(入館の制限等)</p> <p><u>第 14 条 指定管理者</u>は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、施設への入館を拒み、又は施設からの退館を命じることができる。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第 15 条 (略)</u> (損害賠償)</p> <p><u>第 16 条 (略)</u> (指定管理者不在等期間の管理)</p> <p><u>第 17 条 第 3 条の規定にかかわらず、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で指定管理者が不在等となったときは、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間における<u>施設等</u>の管理は、市長が行う。</u></p> <p>2 <u>第 5 条から第 12 条まで(第 5 条第 2 項及び第 10 条第 2 項を除く。)</u>及び<u>第 14 条</u>の規定は、前項の規定により市長が<u>施設等</u>の管理を行う場合について準用する。この場合において、<u>第 5 条第 1 項ただし書、第 6 条、第 7 条、第 8 条ただし書及び第 9 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 10 条第 1 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)</u>とあるのは「<u>使用料</u>」と、同条第 3 項中「<u>利用料金</u>」とあるのは「<u>使用料</u>」と、「指</p>

旧					新							
<p>第3から別表第6まで」とあるのは「別表第1及び別表第2」と、「規則に定めるとおり」とあるのは「規則に定める額の範囲内で、市長が定める額」と、第15条中「指定管理者又は市長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>別表第1(第10条関係)</p> <p>舞鶴市総合文化会館利用料金表</p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p>					<p>定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第11条及び第12条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>別表第1(第10条関係)</p> <p>舞鶴市総合文化会館利用料金表</p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p>							
利用時間 施設区分		利用区分				利用時間区分 施設区分		利用時間区分				
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)	
大ホール	平日	円 25,000	円 33,000	円 41,000	円 99,000	大ホール	平日	円 29,200	円 39,000	円 46,800	円 115,000	
	土曜日	30,000	39,000	49,000	118,000		土曜日	35,100	46,800	56,100	138,000	
	日曜日						日曜日					
	祝日						祝日					
練習室		1,500	2,000	2,500	6,000	舞台のみ		平日	4,550	6,100	7,300	17,950
楽屋1		300	400	500	1,200			土曜日	5,450	7,300	8,750	21,500
楽屋2		300	400	500	1,200			日曜日				
楽屋3		300	400	500	1,200			祝日				
楽屋4		300	400	500	1,200	練習室			2,550	3,400	3,400	9,350
楽屋(和室1)		400	600	800	1,800	楽屋1			500	700	700	1,900
楽屋(和室2)		400	600	800	1,800	楽屋2			500	700	700	1,900
会議室		400	500	600	1,500	楽屋3			900	1,250	1,250	3,400
ホワイエ		6,000	7,000	8,000	21,000	楽屋4			500	700	700	1,900

旧	新																																														
<p>備考</p> <p>1 <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する学校等の児童、生徒又は学生が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。</u></p> <p>2 <u>ホールを利用する場合は、練習室、楽屋、会議室及びホワイエの利用料金は徴収しない。</u></p> <p>2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、前項の基本額の<u>3割相当額</u>とする。</p> <p>3 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、第1項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合は除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が500円未満</td> <td style="text-align: center;">12割</td> </tr> <tr> <td>〃 500円以上1,000円未満</td> <td style="text-align: center;">13割</td> </tr> <tr> <td>〃 1,000円以上3,000円未満</td> <td style="text-align: center;">15割</td> </tr> <tr> <td>〃 3,000円以上</td> <td style="text-align: center;">17割</td> </tr> <tr> <td>営利・営業・宣伝等を目的とするとき</td> <td style="text-align: center;">15割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 利用者が<u>中丹地区以外</u>の居住者である場合の利用料金は、第1項の基本額又は第2項若しくは前項により算出した額に、第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>5 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時間</p>	区分	割合	入場料、会費等の額が500円未満	12割	〃 500円以上1,000円未満	13割	〃 1,000円以上3,000円未満	15割	〃 3,000円以上	17割	営利・営業・宣伝等を目的とするとき	15割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>楽屋(和室1)</td> <td style="text-align: center;">700</td> <td style="text-align: center;">950</td> <td style="text-align: center;">950</td> <td style="text-align: center;">2,600</td> </tr> <tr> <td>楽屋(和室2)</td> <td style="text-align: center;">700</td> <td style="text-align: center;">950</td> <td style="text-align: center;">950</td> <td style="text-align: center;">2,600</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td style="text-align: center;">550</td> <td style="text-align: center;">750</td> <td style="text-align: center;">750</td> <td style="text-align: center;">2,050</td> </tr> <tr> <td>ホワイエ</td> <td style="text-align: center;">2,650</td> <td style="text-align: center;">3,550</td> <td style="text-align: center;">3,550</td> <td style="text-align: center;">9,750</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する学校等の児童、生徒又は学生が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。</u></p> <p>2 <u>大ホールを利用する場合(舞台のみを利用する場合を除く。)</u>は、練習室、楽屋、会議室及びホワイエの利用料金は徴収しない。</p> <p>2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、前項の基本額の<u>5割相当額</u>とする。</p> <p>3 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、第1項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合は除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円未満</td> <td style="text-align: center;">12割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満</td> <td style="text-align: center;">13割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満</td> <td style="text-align: center;">15割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満</td> <td style="text-align: center;">17割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が10,000円以上</td> <td style="text-align: center;">20割</td> </tr> <tr> <td>営利・営業・宣伝等の目的</td> <td style="text-align: center;">15割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 利用者が<u>市外居住者</u>である場合の利用料金は、第1項の基本額又は第2項若しくは前項の規定により算出した額に、第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>5 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間1時</p>	楽屋(和室1)	700	950	950	2,600	楽屋(和室2)	700	950	950	2,600	会議室	550	750	750	2,050	ホワイエ	2,650	3,550	3,550	9,750	区分	割合	入場料、会費等の額が1,000円未満	12割	入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割	入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割	入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割	入場料、会費等の額が10,000円以上	20割	営利・営業・宣伝等の目的	15割
区分	割合																																														
入場料、会費等の額が500円未満	12割																																														
〃 500円以上1,000円未満	13割																																														
〃 1,000円以上3,000円未満	15割																																														
〃 3,000円以上	17割																																														
営利・営業・宣伝等を目的とするとき	15割																																														
楽屋(和室1)	700	950	950	2,600																																											
楽屋(和室2)	700	950	950	2,600																																											
会議室	550	750	750	2,050																																											
ホワイエ	2,650	3,550	3,550	9,750																																											
区分	割合																																														
入場料、会費等の額が1,000円未満	12割																																														
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満	13割																																														
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満	15割																																														
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満	17割																																														
入場料、会費等の額が10,000円以上	20割																																														
営利・営業・宣伝等の目的	15割																																														

旧		新									
<p>につきその直前(利用区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による<u>基本額の3割相当額</u>とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p>		<p>間につきその直前(利用区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による<u>利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額</u>とする。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>6 <u>前各項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>7 <u>大ホール及びホワイエの冷暖房設備の利用料金については別に徴収するものとし、当該利用料金の額は実費相当額とする。</u></p>									
<p>別表第2(第10条関係) 舞鶴東コミュニティセンター利用料金表 1 基本額は、次のとおりとする。</p>		<p>別表第2(第10条関係) 舞鶴東コミュニティセンター利用料金表 1 基本額は、次のとおりとする。</p>									
施設区分	利用時間	利用区分				施設区分	利用時間	利用時間区分			
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)
集会室 (小ホール)	平日	円 5,000	円 6,500	円 8,000	円 19,500	集会室 (小ホール)	平日	円 4,350	円 5,850	円 7,000	円 17,200
	土曜日	6,500	8,000	9,500	24,000		土曜日	5,250	7,000	8,400	20,650
	日曜日						日曜日				
	祝日						祝日				
展示室 A		1,800	2,000	2,200	6,000	展示室 A	2,750	3,700	3,700	10,150	
展示室 B		900	1,000	1,100	3,000	展示室 B	1,350	1,800	1,800	4,950	
会議室		1,300	1,600	2,000	4,900	会議室	2,100	2,800	2,800	7,700	
研修室 1		1,000	1,200	1,400	3,600	研修室 1	1,500	2,050	2,050	5,600	
研修室 2		1,000	1,200	1,400	3,600	研修室 2	1,500	2,050	2,050	5,600	

旧					新																
和室	500	700	900	2,100	和室	1,350	1,800	1,800	4,950												
<p><u>備考</u> 学校教育法及び児童福祉法に規定する学校等の児童、生徒又は学生が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。</p>					<p><u>備考</u> 学校教育法及び児童福祉法に規定する学校等の児童、生徒又は学生が専用利用する場合の基本額は、この表に定める額の5割相当額とする。</p>																
<p>2 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、<u>前項</u>の基本額の<u>3割相当額</u>とする。</p>					<p>2 <u>1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの利用料金は、前項の表の利用時間区分の欄(全日の欄を除く。)に対応する利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。</u></p>																
<p>3 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の利用料金は、第1項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合は除く。</p>					<p>3 施設を練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、<u>第1項</u>の基本額の<u>5割相当額</u>とする。<u>ただし、1時間を単位として利用する場合を除く。</u></p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が500円未満</td> <td>12割</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等の額が500円以上1,000円未満</td> <td>13割</td> </tr> <tr> <td>〃 1,000円以上3,000円未満</td> <td>15割</td> </tr> <tr> <td>〃 3,000円以上</td> <td>17割</td> </tr> <tr> <td>営利・営業・宣伝等を目的とするとき</td> <td>15割</td> </tr> </tbody> </table>					区分	割合	入場料、会費等の額が500円未満	12割	入場料、会費等の額が500円以上1,000円未満	13割	〃 1,000円以上3,000円未満	15割	〃 3,000円以上	17割	営利・営業・宣伝等を目的とするとき	15割	<p>4 利用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用場合の利用料金は、<u>第1項の基本額又は第2項の規定により算出した額に</u>次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する<u>場合を除く。</u></p>				
区分	割合																				
入場料、会費等の額が500円未満	12割																				
入場料、会費等の額が500円以上1,000円未満	13割																				
〃 1,000円以上3,000円未満	15割																				
〃 3,000円以上	17割																				
営利・営業・宣伝等を目的とするとき	15割																				
<p>4 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、第1項の基本額又は第2項若しくは前項により算出した<u>額に</u>、第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。</p>					<p>4 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、<u>第1項の規定により算出した額に</u>第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とし、<u>1時間を単位とする利用にあつては、第2項の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に</u></p>																
<p>5 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、<u>第1項の規定により算出した額に</u>第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とし、<u>1時間を単位とする利用にあつては、第2項の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に</u></p>					<p>5 利用者が市外居住者である場合の利用料金は、<u>利用時間区分を単位とする利用にあつては、第1項の基本額又は第3項若しくは前項の規定により算出した額に</u>第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とし、<u>1時間を単位とする利用にあつては、第2項の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に</u></p>																

旧	新																													
<p>5 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間 1 時間につきその直前(利用区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による基本額の 3 割相当額とする。この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間として、30 分未満は切り捨てる。</p> <p>別表第 3(第 13 条関係) 舞鶴市文化情報センター使用料表 1 基本額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">使用時間 施設区分</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">使用区分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前 (午前 9 時から正午まで)</th> <th style="text-align: center;">午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)</th> <th style="text-align: center;">夜間 (午後 6 時から午後 10 時まで)</th> <th style="text-align: center;">全日 (午前 9 時から午後 10 時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 芸術創作室</td> <td style="text-align: center;">円 2,500</td> <td style="text-align: center;">円 3,000</td> <td style="text-align: center;">円 3,500</td> <td style="text-align: center;">円 9,000</td> </tr> <tr> <td>第 2 芸術創作室</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> <td style="text-align: center;">1,400</td> <td style="text-align: center;">3,600</td> </tr> <tr> <td>情報資料室</td> <td style="text-align: center;">700</td> <td style="text-align: center;">900</td> <td style="text-align: center;">1,100</td> <td style="text-align: center;">2,700</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> </tr> </tbody> </table>	使用時間 施設区分	使用区分				午前 (午前 9 時から正午まで)	午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間 (午後 6 時から午後 10 時まで)	全日 (午前 9 時から午後 10 時まで)	第 1 芸術創作室	円 2,500	円 3,000	円 3,500	円 9,000	第 2 芸術創作室	1,000	1,200	1,400	3,600	情報資料室	700	900	1,100	2,700	和室	800	1,000	1,200	3,000	<p><u>第 2 項の規定により算出した額の 5 割相当額をそれぞれ加算した額とする。</u></p> <p>6 利用時間を超過した場合の利用料金は、当該超過した時間 1 時間につき、<u>利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日の場合は夜間)の利用時間区分による利用料金の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1 時間を単位とする利用にあつては、その直前の 1 時間当たりの利用料金相当額とする。</u>この場合において、当該超過した時間に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。</p> <p>7 <u>前各項の規定により利用料金の額を算定する場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>8 <u>集会室の冷暖房設備の利用料金については別に徴収するものとし、当該利用料金の額は実費相当額とする。</u></p> <p>(削除)</p>
使用時間 施設区分		使用区分																												
	午前 (午前 9 時から正午まで)	午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間 (午後 6 時から午後 10 時まで)	全日 (午前 9 時から午後 10 時まで)																										
第 1 芸術創作室	円 2,500	円 3,000	円 3,500	円 9,000																										
第 2 芸術創作室	1,000	1,200	1,400	3,600																										
情報資料室	700	900	1,100	2,700																										
和室	800	1,000	1,200	3,000																										

旧		新																													
<p>2 施設を練習又は準備のために使用する場合の使用料は、前項の基本額の3割相当額とする。</p> <p>3 使用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で使用する場合は、第1項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために使用する場合を除く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が500円未満</td> <td>12割</td> </tr> <tr> <td>〃 500円以上1,000円未満</td> <td>13割</td> </tr> <tr> <td>〃 1,000円以上3,000円未満</td> <td>15割</td> </tr> <tr> <td>〃 3,000円以上</td> <td>17割</td> </tr> <tr> <td>営利・営業・宣伝等を目的とするとき</td> <td>15割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 使用者が市外居住者である場合の使用料は、第1項の基本額又は第2項若しくは前項により算出した額に、第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>5 使用時間を超過した場合は、当該超過した時間1時間につきその直前(使用区分が全日の場合は夜間)の使用時間区分による基本額の3割相当額を徴収する。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p><u>別表第4(第13条関係)</u> 舞鶴市大浦会館使用料表</p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用時間 施設区分</th> <th colspan="4">使用区分</th> </tr> <tr> <th>午前 (午前9時から正午まで)</th> <th>午後 (午後1時から午後5時まで)</th> <th>夜間 (午後6時から午後10時まで)</th> <th>全日 (午前9時から午後10時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	割合	入場料、会費等の額が500円未満	12割	〃 500円以上1,000円未満	13割	〃 1,000円以上3,000円未満	15割	〃 3,000円以上	17割	営利・営業・宣伝等を目的とするとき	15割	使用時間 施設区分	使用区分				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)						(削除)			
区分	割合																														
入場料、会費等の額が500円未満	12割																														
〃 500円以上1,000円未満	13割																														
〃 1,000円以上3,000円未満	15割																														
〃 3,000円以上	17割																														
営利・営業・宣伝等を目的とするとき	15割																														
使用時間 施設区分	使用区分																														
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)																											

旧					新												
ホール	円 2,400	円 3,000	円 3,500	円 8,900													
第1会議室	1,400	1,700	1,900	5,000													
第2会議室	900	1,200	1,500	3,600													
和室	500	600	700	1,800													
料理教室	900	1,200	1,500	3,600													
<p>2 施設を練習又は準備のために使用する場合は、前項の基本額の3割相当額とする。</p> <p>3 使用者が入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で使用する場合は、第1項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために使用する場合を除く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が500円未満</td> <td>12割</td> </tr> <tr> <td>// 500円以上1,000円未満</td> <td>13割</td> </tr> <tr> <td>// 1,000円以上3,000円未満</td> <td>15割</td> </tr> <tr> <td>// 3,000円以上</td> <td>17割</td> </tr> <tr> <td>営利・営業・宣伝等を目的とするとき</td> <td>15割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 使用者が市外居住者である場合の使用料は、第1項の基本額又は第2項若しくは前項により算出した額に、第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>5 使用時間を超過した場合は、当該超過した時間1時間につきその直前(使用区分が全日の場合は夜間)の使用時間区分による基本額の3割相当額を徴収する。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>別表第5(第13条関係) 舞鶴市中総合会館コミュニティセンター使用料表</p>						区分	割合	入場料、会費等の額が500円未満	12割	// 500円以上1,000円未満	13割	// 1,000円以上3,000円未満	15割	// 3,000円以上	17割	営利・営業・宣伝等を目的とするとき	15割
区分	割合																
入場料、会費等の額が500円未満	12割																
// 500円以上1,000円未満	13割																
// 1,000円以上3,000円未満	15割																
// 3,000円以上	17割																
営利・営業・宣伝等を目的とするとき	15割																
					(削除)												

旧					新
1 基本額は、次のとおりとする。					
施設区分	使用区分				
	使用時間	午前 午前 9 時から 正午まで	午後 午後 1 時から 午後 5 時まで	夜間 午後 6 時から 午後 10 時まで	全日 午前 9 時から 午後 10 時まで
コミュニティホール	円 7,000	円 9,200	円 10,600	円 26,800	
会議室	900	1,200	1,400	3,500	
和室 1	600	800	900	2,300	
和室 2	600	800	900	2,300	
2 施設を練習又は準備のために使用する場合は、前項の基本額の 3 割相当額とする。					
3 使用者が、入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で使用する場合は、第 1 項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために使用する場合は除く。					
区分		割合			
入場料、会費等の額が 500 円未満		12 割			
// 500 円以上 1,000 円未満		13 割			
// 1,000 円以上 3,000 円未満		15 割			
// 3,000 円以上		17 割			
営利・営業・宣伝等を目的とする場合		15 割			
4 使用者が市外居住者である場合の使用料は、第 1 項の基本額又は第 2 項若しくは前項により算出した額に、第 1 項の基本額の 5 割相当額をそれぞれ加算した額とする。					
5 使用時間を超過した場合は、当該超過した使用時間 1 時間につきその直前(使用区分が全日の場合は夜間)の使用時間区分によ					

旧		新																																											
<p>る基本額の3割相当額を徴収する。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>別表第6(第13条関係) 舞鶴市城南会館使用料表</p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p>		(削除)																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="4">使用区分</th> </tr> <tr> <th>午前 (午前9時から正午まで)</th> <th>午後 (午後1時から午後5時まで)</th> <th>夜間 (午後6時から午後10時まで)</th> <th>全日 (午前9時から午後10時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふれあいホール</td> <td>円 3,100</td> <td>円 4,100</td> <td>円 4,800</td> <td>円 12,000</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1,500</td> <td>1,800</td> <td>2,000</td> <td>5,300</td> </tr> <tr> <td>ふれあい工房</td> <td>1,500</td> <td>1,800</td> <td>2,000</td> <td>5,300</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>料理教室</td> <td>2,600</td> <td>3,400</td> <td>3,900</td> <td>9,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施設を練習又は準備のために使用する場合の使用料は、前項の基本額の3割相当額とする。</p> <p>3 使用者が、入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で使用する場合の使用料は、第1項の基本額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために使用する場合は除く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料、会費等の額が500円未満</td> <td>12割</td> </tr> <tr> <td>〃 500円以上1,000円未満</td> <td>13割</td> </tr> <tr> <td>〃 1,000円以上3,000円未満</td> <td>15割</td> </tr> <tr> <td>〃 3,000円以上</td> <td>17割</td> </tr> </tbody> </table>						施設区分	使用区分				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)	ふれあいホール	円 3,100	円 4,100	円 4,800	円 12,000	会議室	1,500	1,800	2,000	5,300	ふれあい工房	1,500	1,800	2,000	5,300	和室	500	700	800	2,000	料理教室	2,600	3,400	3,900	9,900	区分	割合	入場料、会費等の額が500円未満	12割	〃 500円以上1,000円未満	13割
施設区分	使用区分																																												
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)																																									
ふれあいホール	円 3,100	円 4,100	円 4,800	円 12,000																																									
会議室	1,500	1,800	2,000	5,300																																									
ふれあい工房	1,500	1,800	2,000	5,300																																									
和室	500	700	800	2,000																																									
料理教室	2,600	3,400	3,900	9,900																																									
区分	割合																																												
入場料、会費等の額が500円未満	12割																																												
〃 500円以上1,000円未満	13割																																												
〃 1,000円以上3,000円未満	15割																																												
〃 3,000円以上	17割																																												

旧	新		
<table border="1" data-bbox="226 268 1115 308"> <tr> <td data-bbox="226 268 913 308">営利・営業・宣伝等を目的とする場合</td> <td data-bbox="913 268 1115 308">15割</td> </tr> </table> <p data-bbox="264 316 1115 419">4 使用者が市外居住者である場合の使用料は、第1項の基本額又は第2項若しくは前項により算出した額に、第1項の基本額の5割相当額をそれぞれ加算した額とする。</p> <p data-bbox="264 427 1115 603">5 使用時間を超過した場合は、当該超過した使用時間1時間につきその直前(使用区分が全日の場合は夜間)の使用時間区分による基本額の3割相当額を徴収する。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p>	営利・営業・宣伝等を目的とする場合	15割	<p data-bbox="1211 616 1330 643">改正附則</p> <p data-bbox="1160 655 1296 683">(施行期日)</p> <p data-bbox="1128 695 2011 799">1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定(同条第1項に係る部分を除く。)並びに別表第1及び別表第2の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1160 812 1296 839">(適用区分)</p> <p data-bbox="1128 852 2011 959">2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成32年4月1日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。</p> <p data-bbox="1160 971 1296 999">(経過措置)</p> <p data-bbox="1128 1011 2011 1339">3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の第6条第1項の規定により行われた舞鶴市文化情報センター、舞鶴市大浦会館、舞鶴市中総合会館コミュニティセンター及び舞鶴市城南会館の利用承認(施行日以後の利用に係るものに限る。)並びに別の条例による廃止前の舞鶴市西地区多機能施設条例第4条第1項の規定により行われた舞鶴市西地区多機能施設の利用承認(施行日以後の利用に係るものに限る。)は、別の条例による改正後の舞鶴市公民館条例第6条第1項の規定により行われた舞鶴市立公民館の利用承認とみなす。</p>
営利・営業・宣伝等を目的とする場合	15割		

重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(議決を要する重要な公の施設の範囲)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設について、10年を超える期間にわたり独占的な利用をさせる場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p><u>(9) 文化会館</u></p> <p>(10) (略)</p> <p><u>(11) 文化情報センター</u></p> <p><u>(12) 大浦会館</u></p> <p><u>(13) 中総合会館コミュニティセンター</u></p> <p><u>(14) 城南会館</u></p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19) 西地区多機能施設</u></p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p><u>(23)</u> (略)</p> <p><u>(24)</u> (略)</p> <p><u>(25)</u> (略)</p> <p><u>(26)</u> (略)</p> <p><u>(27)</u> (略)</p>	<p>(議決を要する重要な公の施設の範囲)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設について、10年を超える期間にわたり独占的な利用をさせる場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p><u>(9) 総合文化会館</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p>

旧	新
	改正附則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

舞鶴市介護保険条例旧新対照表

旧	新
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 75,740円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が125万円以下である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)から(11)まで (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 75,740円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が125万円以下である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)から(11)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成30年8月1日から施行する。</p>

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第2号</u>、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに<u>附則第3項</u>において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>	<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに<u>附則第4項</u>において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>

旧	新
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(食事の提供の特例)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>)を提供すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u></p> <p><u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u></p> <p>(食事の提供の特例)</p>

旧	新
<p>第17条 (略)</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)から(3)まで (略)</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第7条第1号及び第2号</u>に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(食事の提供の経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第29条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条において準用する場合を含む。)及び第4号</p>	<p>第17条 (略)</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)</u></p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第7条第1項第1号及び第2号</u>に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(食事の提供の経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(<u>次項において「施設等」という。</u>)が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第29条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条にお</p>

旧	新
<p>(調理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条において準用する場合を含む。)、第30条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1号(調理設備に係る部分に限る。)<u>及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)</u>、第35条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1号(調理室に係る部分に限る。)<u>及び第5号(調理室に係る部分に限る。)</u>、第45条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)<u>並びに第48条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)</u>の規定は、適用しないことができる。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p>いて準用する場合を含む。)<u>及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条において準用する場合を含む。)</u>、第30条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1号(調理設備に係る部分に限る。)<u>及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)</u>、第35条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1号(調理室に係る部分に限る。)<u>及び第5号(調理室に係る部分に限る。)</u>、第45条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)<u>並びに第48条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)</u>の規定は、適用しないことができる。</p> <p><u>3</u> <u>前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)</u>の認可を得た施設等については、<u>施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)</u><u>及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)</u>の規定は、適用しないことができる。<u>この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)</u>により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p><u>6</u> (略)</p>

旧	新
<u>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</u>	<u>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</u>
<u>6</u> (略)	<u>7</u> (略)
<u>7</u> (略)	<u>8</u> (略)
<u>8</u> (略)	<u>9</u> (略)
<u>9</u> (略)	<u>10</u> (略)
	改正附則 この条例は、公布の日から施行する。

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)から(9)まで (略)</p> <p>4及び5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)から(9)まで (略)</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4及び5 (略)</p> <p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

廃止する条例

舞鶴市立幼稚園設置条例

昭和24年12月27日

条例第53号

第1条 舞鶴市は、満3歳から学齢に達するまでの幼児を保育し、これに適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として幼稚園を設置する。

第2条 舞鶴市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
舞鶴幼稚園	舞鶴市字円満寺 100 番地の 4

第3条 幼稚園に次の職員を置く。

- (1) 園長 1人
- (2) 教諭 若干人
- (3) その他の職員 若干人

第4条 入園児は、本市内に住居する者の幼児に限るものとする。

第5条 入園は、毎年4月とする。ただし、欠員のあるときは随時入園させる。

第6条 保育する幼児の定数は、294人以内とする。

第7条 入園志願者が募集の定員を超えるときは、幼稚園において選考する。

第8条 退園は、学齢に達し小学校に入学する者についてはおおむね3月に行う。

ただし、次の場合は随時退園させる。

- (1) 事由なく1月以上欠席したもの
- (2) 市外へ転住したもの
- (3) 保育料を期日までに納付しないもの

第9条 保育料については、次のとおりとする。

- (1) 保育料は1人年額120,000円とし、毎月10,000円ずつ分納するも

のとする。

(2) 月の途中で入園した幼児の保育料は、当該月及び翌月以降毎月10,000円ずつ分納するものとし、幼児が月の途中で退園したときは、当該月の分納額は還付しない。

(3) 分納額は、毎月その月の5日(4月分についてはその月の15日、月の途中で入園したときはその月分については入園の日後5日に当たる日)までに納入通知書により納入しなければならない。

2 保育料は、別に規則で定めるところにより減免することができる。

第10条 幼稚園の遊戯室は、これを社会教育その他公共のために使用させることができる。

第11条 前条の規定により遊戯室を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

第12条 使用の許可を受けた者は、次により使用料を納付しなければならない。

区分	使用料		
	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
遊戯室	250 円	300 円	450 円

2 前項の使用料は、別に規則で定めるところにより減免することができる。

第13条 使用許可の制限その他については、舞鶴市立学校条例(昭和48年条例第26号)の適用を受けて使用する場合の例による。

第14条 この条例施行に関し必要な事項は、教育委員会が別にこれを定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2から5まで (略)

廃止する条例

<p>舞鶴市西地区多機能施設条例</p> <p>平成27年3月30日 条例第7号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市民活動の促進を図り、もって豊かな地域社会の形成に資するため、舞鶴市西地区多機能施設(以下「多機能施設」という。)を舞鶴市字南田辺1番地に設置する。 (多機能施設の施設)</p> <p>第2条 多機能施設に次の施設(以下「施設」という。)を置く。 (1) 多目的ホール (2) 会議室 (開館時間及び休館日)</p> <p>第3条 多機能施設の開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。 (利用承認)</p> <p>第4条 施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、同様とする。 2 市長は、前項に規定する利用の承認(以下「利用承認」という。)をする場合において、施設等の管理上必要と認めるときは、その利用について条件を付することができる。 (利用承認の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用を承認しない。 (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) その利用が施設等を損傷するおそれがあるとき。</p>	<p>(3) その他施設等の管理運営上支障があるとき。 (利用承認の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 偽りその他不正な行為により利用承認を受けているとき。 (2) その利用が利用承認の条件に違反しているとき。 (3) その利用がこの条例、この条例に基づく規則等に違反しているとき。 (4) 災害その他の不可抗力によって利用できないとき。 (5) 施設等の管理運営上支障があるとき。 2 前項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合において、同項の規定による措置によって損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。 (使用料)</p> <p>第7条 施設等の利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を当該利用承認の際に納付しなければならない。 (使用料の返還)</p> <p>第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 (目的外利用等の禁止)</p> <p>第9条 利用者は、利用承認を受けた施設等をその目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。 (入館の制限等)</p> <p>第10条 市長は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、多機能施設への入館を拒み、又は多機能施設からの退館を命じることができる。 (原状回復義務)</p> <p>第11条 利用者は、その利用が終了したとき、又は利用承認を取り消</p>
---	--

されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減免することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2及び3 (略)

別表(第7条関係)

施設使用料

1 基本額は、次のとおりとする。

施設区分	利用時間	利用区分		
		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)
多目的ホール	円	円	円	円
		7,400	8,600	9,800
会議室	視聴覚室	1,000	1,300	1,500
	研修室	3,500	4,100	4,700
	会議室	1,600	1,900	2,100
	和室会議室	2,000	2,300	2,700

2 2以上の利用区分にわたって引き続き利用する場合の使用料は、前項の基本額の合計額の9割相当額とする。

3 研修室、和室会議室又は多目的ホールの2分の1を利用する場合の使用料は、第1項の基本額の5割相当額とする。

4 多目的ホールにあつては、施設を準備又は片付けのために利用する

場合の使用料は、第1項の基本額の5割相当額とする。

5 多目的ホールにあつては、営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の使用料は、第1項の基本額に4を乗じて得た額とする。

6 利用時間を超過した場合は、当該超過した時間1時間につきその直前の利用区分による第1項の基本額の4割相当額を徴収する。この場合において、当該超過した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

7 附属設備の使用料の額は、規則で定める。